

南伊豆町環境基本計画 (改訂版)

次世代(みらい)につなぐ 光と水と緑に輝く南伊豆町
～太陽と海風、大地と水の恵み。南伊豆が咲く。～



令和 3 年 3 月

南伊豆町

ごあいさつ

南伊豆町は、温暖な気候と海、山、川の豊かな自然を背景に産業の発展や歴史、文化が育まれてきたまちです。

この豊かな環境を本町の誇るべき財産として未来に引き継ぐため、平成28年に策定した南伊豆町環境基本計画のもと、町民・事業者の皆様とともに様々な取組を進めてきました。



一方で、世界に目を転じると、地球温暖化に伴う気候変動や海洋プラスチック問題などが顕在化、深刻化しています。平成27年にパリで開催されたCOP21における「パリ協定」や国連総会における「SDGs」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択など、環境問題等の課題や地球温暖化対策に取り組む動きが活発となっています。

また、国内では国際的動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が平成30年に閣議決定され、環境・経済・社会の統合的向上を進めています。

計画の策定から5年を迎えるにあたり、計画の根幹をなす将来像は継承しつつ、社会情勢の変化に対応するとともに、本町としてもSDGsの考え方を積極的に活用し、その達成に貢献するものとして、計画を改訂しました。

本計画を着実に推進することで、人と環境が共生する「太陽と海風、大地と水の恵み。南伊豆が咲く。」のまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、計画の改訂にあたりまして、ご尽力を賜りました環境審議会委員の皆様、貴重なご意見をいただきました町民・事業者の皆様をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

南伊豆町長

岡部克仁

表紙の写真: 奥石廊崎



目次

第1章	計画の概要	1
1	計画の目的	1
2	環境に関する国内外の動向	1
3	計画の位置づけ	6
4	計画の範囲	6
5	計画の期間	7
6	計画の推進主体	7
7	計画策定以降の5年間の取組状況	8
第2章	南伊豆町の概況と環境課題	11
1	社会環境	11
2	自然環境	21
3	生活環境	22
4	循環型社会	24
5	低炭素社会	25
6	再生可能エネルギー	26
7	環境教育	27
8	地域概況や町民の意向等を踏まえた計画改訂に向けた着眼点	28
第3章	環境の目標像と基本方針	34
1	環境の目標像	34
2	基本方針	35
3	基本計画	36
第4章	南伊豆町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	48
1	計画策定の背景	48
2	計画の概要	50
3	本町の温室効果ガスの現状	51
4	本町の温室効果ガス排出量の削減目標	52
第5章	町民、事業者、滞在者の取組指針	57
1	自然観光資源の保全と持続可能な活用	57
2	人の暮らしを豊かにする自然環境の向上	57
3	温室効果ガスの削減（第4章 南伊豆町地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	58
4	快適な生活環境の充実	59
5	環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現	60
6	環境意識の向上	60
第6章	推進体制	61
1	計画の実施体制	61
2	実施状況のチェックと計画の見直し	61
	参考資料	63

第1章 計画の概要

1 計画の目的

南伊豆町（以下「本町」という。）は、「南伊豆町環境基本条例」の基本理念に基づき、平成 28 年 2 月に「南伊豆町環境基本計画」を策定し、環境の目標像として「太陽と海風、大地と水の恵み。南伊豆が咲く。」を掲げ、その実現のため、様々な環境施策に取り組んできました。

「南伊豆町環境基本計画」の策定以降、「地球温暖化対策計画」の閣議決定、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の策定、「第五次環境基本計画」の閣議決定など、国は複雑・多様化する環境課題に対応しつつ、地域の自然資源等を有効活用し、「環境・経済・社会」が統合的に向上した持続可能な社会づくりを進めてきました。

このように環境を取り巻く状況が変化している中、環境政策の新たな方向性に対応するほか、令和 2 年 3 月に策定した「第 6 次南伊豆町総合計画」との整合を図るため、「南伊豆町環境基本計画」を改訂します。

＜南伊豆町環境基本条例 第3条 基本理念＞

- 1) 環境の保全是、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代にわたって維持されるように適切に行わなければならない。
- 2) 環境の保全是、町、町民及び事業者が公平な役割分担の下に協働し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3) 環境の保全是、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本町の特性を活かし、自然と人との健全な共生が確保されるように行わなければならない。
- 4) 地球環境の保全是、町、町民及び事業者が自らの課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

2 環境に関する国内外の動向

●持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）

平成 27 年 9 月に開催された国連サミットでは「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ¹」が採択され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットが定められました。SDGs は全ての国に適用される普遍的な目標であり、その達成に向け、町民、事業者、行政といった全ての主体が、SDGs を理解し、行動していくことが必要とされています。



出典：国際連合広報センター ホームページ

本計画への反映: 本計画の基本方針に基づく施策と SDGs の各ゴールの関連性等を整理しました。

¹ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ：持続可能な開発の指針として、全世界が実行すべき行動計画を具体的に示したものの。

SDGsのゴールと南伊豆町環境基本計画の基本方針や施策との関連性

南伊豆町環境基本計画（改訂版）（以下「本計画」という。）は、6つの基本方針に基づいた施策を通じて、環境の目標像「太陽と海風、大地と水の恵み。南伊豆が咲く。」の実現と同時に、SDGsのゴールの達成に積極的に貢献していきます。

基本方針	2	4	6	7	8	11	12	13	14	15
自然観光資源の保全と持続可能な活用				○	○	○	○		○	○
人の暮らしを豊かにする自然環境の向上	○	○	○						○	○
温室効果ガスの削減 第4章 南伊豆町地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)				○			○	○		○
快適な生活環境の充実			○			○		○	○	
環境・経済・社会が統合的に 向上する循環型社会の実現							○		○	
環境意識の向上		○	○				○		○	○
SDGsのゴール					関連する本計画の行政施策の例					
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地²を活用した農業生産性の向上 ・ 産業間連携による地産地消の促進 								
	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジオサイト³の活用や事業者の参画といった、多様な手法・視点による環境教育機会の提供 								
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多自然型川づくりを通じた生態系の保全 ・ 合併浄化槽への転換補助を通じた公共用水域の保全 								
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの積極的な活用 ・ 再生可能エネルギーの創出拡大の推進 								
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南伊豆ブランド認定品の販路拡大 ・ 世界に誇れる本町の美しい景観を活かした観光振興 								
	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の歴史資源・自然資源の保全 ・ 光化学オキシダント注意報の周知などによる健康被害の抑制 								
	持続可能な生産消費形態を確保する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料品を含む廃棄物の発生抑制 ・ リサイクル、リユースの促進 								
	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動への適応 ・ 自然災害に対する強靱性の強化 								
	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋及び沿岸の生態系の保全 ・ プラスチック製品の利用の抑制 								
	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来種⁴の侵入や定着の防止に向けた対策 ・ 持続可能な森林機能の確保に向けた対策 								

² 荒廃農地：現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

³ ジオサイト：ジオパーク内の見どころのことで、自然遺産として価値が認められるもの。

⁴ 外来種：人間の活動に伴って、それまで生息・生育していなかった場所に持ち込まれた動植物のこと。

●第五次環境基本計画の閣議決定

平成30年4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、地域の活力を最大限発揮する「地域循環共生圏⁵⁾」の創造に向け、様々な観点からの地域資源の発掘・活用等をしながら、自立・分散型のまちを形成しつつ、環境・経済・社会の各課題の同時解決を目標としています。「地域循環共生圏」は地域の資源を地域に還元することを基本としており、何を地域資源として活用できるかを見極め、資源としての価値を磨き上げることが創造への第一歩となります。



出典：第五次環境基本計画の概要（環境省）

本計画への反映: 町内のヒト・モノ・カネ・エネルギーなどを地域資源と捉え、地域に還元し、地域の活性化に向けた施策を追加しました。

●地球温暖化の緩和策と適応策

平成30年12月に気候変動の影響による被害の回避や低減対策などに向けた「気候変動適応法」が施行され、温室効果ガス⁶⁾の大幅削減に向けた緩和策と併行して、現在生じている、あるいは将来予測される被害の回避や軽減を図る適応策に、町民や事業者、行政などが一丸となって取り組むことが必要とされています。

2つの温暖化対策：緩和と適応

緩和とは？ 適応とは？



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないためには、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を行っていく必要があります。温室効果ガスの排出抑制に向けた努力が必要です。

緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

出典：「気候変動情報プラットフォーム」ホームページ

本計画への反映: 本計画の基本方針「温室効果ガスの削減」に適応策を追加しました。

⁵⁾ 地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

⁶⁾ 温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。

●海洋プラスチックごみ問題⁷

令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が世界共通のビジョンとして共有され、さらには海洋プラスチックごみ対策を後押しする「マリーナ（MARINE）・イニシアティブ」が立ち上げられました。

また、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」においても、プラスチックの資源循環を推進しており、プラスチックごみの発生抑制と海洋への流出防止の更なる促進が必要とされています。

海洋プラスチックごみ対策の重点

① 廃棄物管理	Management of Wastes
② 海洋ごみの回収	Recovery
③ イノベーション	Innovation
④ 能力強化	Empowerment

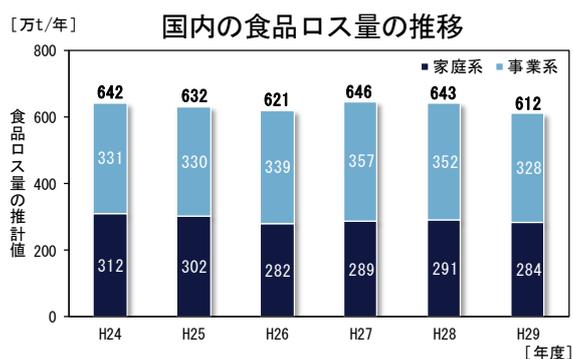
⇒ 「MARINE」総称

本計画への反映:本計画の基本方針「環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現」にプラスチックの削減に関する施策を追加しました。

●食品ロス問題

令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減に向けた基本方針や施策の基本となる事項が定められました。

また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」でも、令和12年度までに家庭からの食品ロスを平成12年度の半分にするという目標が定められており、食品ロス削減に向けた対策の必要性が高まっています。



出典：農林水産省資料を参考に作成

本計画への反映:本計画の基本方針「環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現」に食品ロスの削減に関する施策を追加しました。

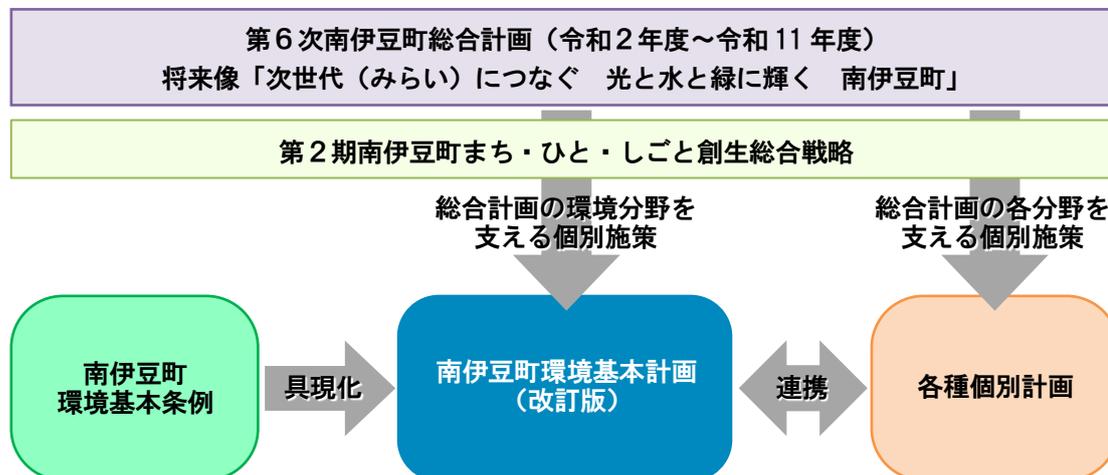
⁷ 海洋プラスチックごみ問題：プラスチック製のペットボトルや容器などがポイ捨てなどによって海に流出し、海洋汚染や生態系破壊、人の健康被害、沿岸部の経済被害などを引き起こしている問題のこと。特にマイクロプラスチックという微細なプラスチック片は有害物質を吸着しやすく、生物の体内に蓄積されれば重大な被害につながるおそれがあるとされている。

世界・国・県・町の環境に関する動向

年度	国際的な動向	国、県の動向	町の動向
平成27年度以前 (2015年度以前)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第五次評価報告書公表(H25.9) ・国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(H27.9) ・パリ協定採択(H27.12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくに地球温暖化対策実行計画改定(H27.3) ・静岡県海岸漂着物対策地域計画策定(H27.7) ・第3次静岡県環境基本計画改定(H28.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南伊豆町環境基本計画策定(H28.2)
平成28年度 (2016年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策のための税導入最終税率へ引き上げ完了(H28.4) ・電力の小売全面自由化(H28.4) ・地球温暖化対策計画閣議決定(H28.5) ・持続可能な開発目標(SDGs)実施指針決定(H28.12) ・ふじのくにエネルギー総合戦略策定(H29.3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・南伊豆町災害廃棄物処理計画策定(H29.3) ・南伊豆町一般廃棄物処理基本計画策定(H29.3)
平成29年度 (2017年度)			<ul style="list-style-type: none"> ・南伊豆町森林整備計画策定(H29.4) ・第4次南伊豆町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定(H30.3)
平成30年度 (2018年度)		<ul style="list-style-type: none"> ・第五次環境基本計画閣議決定(H30.4) ・第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定(H30.6) ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正(H30.6) ・海岸漂着物処理推進法改正(H30.6) ・第五次エネルギー基本計画閣議決定(H30.7) ・気候変動適応計画閣議決定(H30.11) ・気候変動適応法施行(H30.12) 	
平成31年度 令和元年度 (2019年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20大阪サミット「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有(R1.6) ・「国連気候行動サミット2019」の開催(R1.9) ・国連気候変動枠組条約第25回締約国会議(COP25)開催(R1.12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラスチック資源循環戦略」閣議決定(R1.5) ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定(R1.6) ・食品ロスの削減の推進に関する法律施行(R1.10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第9期南伊豆町分別収集計画改訂(R1.6) ・南伊豆町海岸漂着物対策アクションプラン策定(R1.10) ・第6次南伊豆町総合計画策定(R2.3)
令和2年度 (2020年度)			<ul style="list-style-type: none"> ・南伊豆町観光地エリア景観計画策定(R3.3) ・南伊豆町景観計画策定(R3.1)

3 計画の位置づけ

本計画は、「第6次南伊豆町総合計画」の環境分野を支える計画であり、地方創生の実行計画である「第2期南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえたものとして、他の個別計画との整合・連携を図りながら進めていきます。

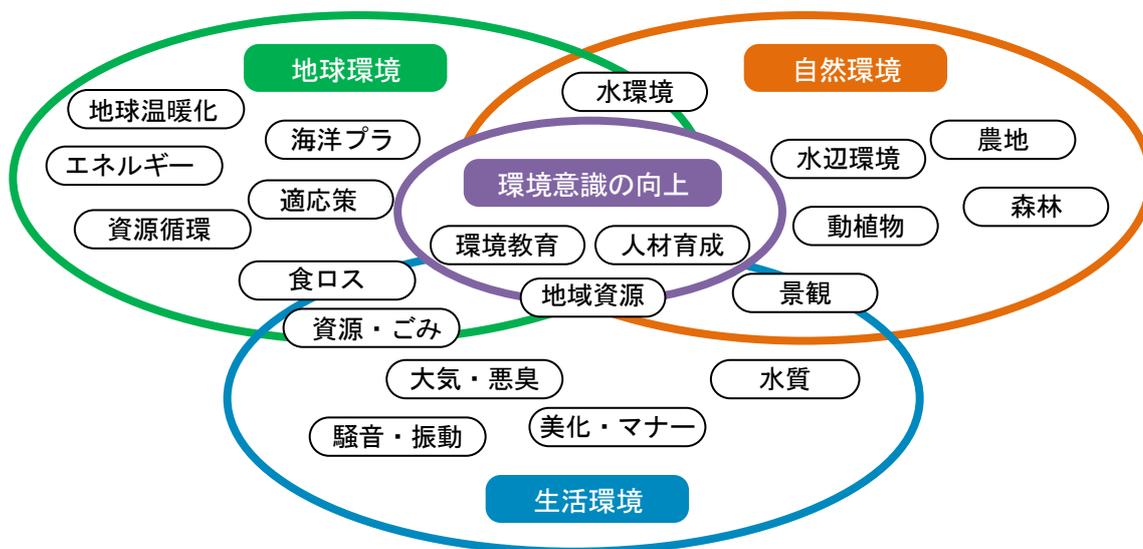


4 計画の範囲

本計画の範囲は、本町の特性を考慮しつつ、身近な日常生活から地球規模での環境問題、そして、環境教育を含む環境保全活動までを捉え、自然環境の保全、生活環境の保全、地球環境の保全と幅広いものとします。また、これらの取組には人づくりや仕組みづくりが重要であることから、各分野を横断的に貫く共通の課題として、環境意識の向上を範囲に組み込むこととしました。

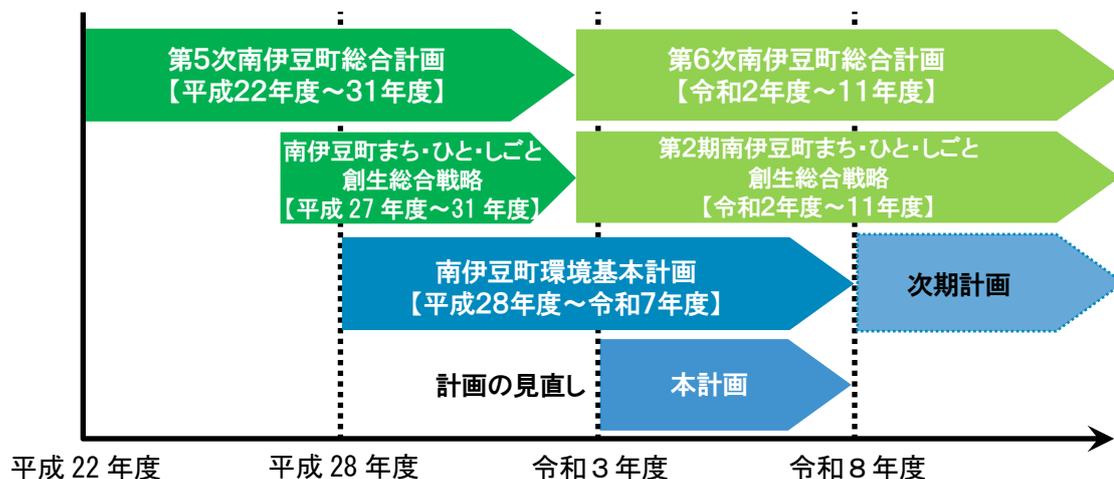
加えて、それぞれの範囲で取り扱う環境要素として、海洋プラスチック、適応策、食品ロスなどといった、近年、新たに問題となっている要素についても対象としています。

<本計画で対象とする計画の範囲と環境要素>



5 計画の期間

「南伊豆町環境基本計画」の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間としています。なお、平成28年度の策定以降に起きた社会情勢変化への対応や「第6次南伊豆町総合計画」及び「第2期南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図るため、計画期間の中間年度となる令和3年度に計画を改訂しました。



6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、町・町民・事業者・滞在者とし、これら推進主体の協働に基づき、町の良好な環境の維持・創出を図っていくこととします。

<推進主体と役割>

町	◇環境の保全を図るため、地域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施する。
町民	◇自ら進んで良好な環境の保全に努める。 ◇町が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力する。
事業者	◇事業活動によって良好な環境を侵害することのないよう、その責任と負担において必要な措置を講ずる。 ◇町が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力する。

出典：南伊豆町環境基本条例 第4条～第6条

7 計画策定以降の5年間の取組状況

(1) 基本方針 自然観光資源の保全と持続可能な活用

【取組の概要】

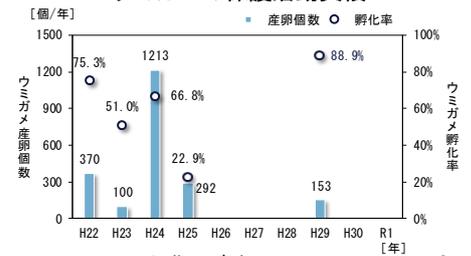
本町は、「宿泊業、飲食サービス業」が基幹産業となっており、観光振興をまちづくりの重要な取組として位置付けています。そうした中、本町は、自然遊歩道の整備や温泉街の風情ある空間形成整備など、自然資源を取り込んだ観光コンテンツの拡大に取り組んできました。

また、伊豆を代表し、毎年沢山の海水浴利用客が訪れる弓ヶ浜海岸はウミガメの産卵場所となっており、町は学術的、文化的価値及び貴重性の高いウミガメの保護条例を制定し、保護活動に取り組んできました。

そして、これらの取組を通じて、光・水・緑に象徴される町内の豊かな自然資源を保全しつつ、持続可能な観光振興の資源として活用を図ってきました。



自然遊歩道の案内板の設置状況
ウミガメの保護活動実績



出典：南伊豆町ホームページ
を参考に作成

【取組効果を表す数値比較】

観光交流客数⁸は増加しましたが、宿泊者数は減少する結果となりました。

取組効果を表す数値指標	計画策定時（平成26年）	現況（平成30年）
観光交流客数	497,955人/年	682,303人/年
宿泊者数	213,121人/年	203,336人/年

出典：町勢要覧

(2) 基本方針 人の暮らしを豊かにする自然環境の向上

【取組の概要】

本町は、山林・原野が約7割を占めるのに対し、農用地が約1割と少なく、水稻を中心として、温暖な気候を利用したマーマレットの栽培や町の主要農作物である柑橘類など、多品目少量生産が営まれています。

そうした中、農業就業者の高齢化に伴う担い手不足による耕作放棄地⁹の増加や、山林・原野に隣接することによる有害鳥獣被害の増加も見られており、本町はこれらの解消に継続的に取り組んできました。

そして、これらの取組を通じ、原生の自然地域と人間の生活圏の境界となる里山地域に人間の手が適度に加えられることで、地域の生態系バランスの崩壊を防いできました。

【取組効果を表す数値比較】

鳥獣被害防止柵の設置面積は増加しましたが、耕作放棄地面積は増加する結果となりました。

取組効果を表す数値指標	計画策定時(平成27年度末)	現況（令和元年度末）
耕作放棄地面積	28.4ha	82.3ha
鳥獣被害防止柵の設置面積	3.6ha	47.6ha

出典：南伊豆町資料

農業就業人口における60歳以上の割合

自治体名	平成22年	平成27年
静岡県	74.3%	77.0%
南伊豆町	85.7%	82.9%

資料：静岡農林水産統計年報を参考に作成



鳥獣被害防止柵が設置されている農地

⁸ 観光交流客数：本町を訪れた人の延べ人数とし、宿泊者数及び観光レクリエーション客数を合計した値。

⁹ 耕作放棄地：以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地。

(3) 基本方針 温室効果ガスの削減

【取組の概要】

本町は、町内のエネルギーや人、自然資本などの未利用資源を活用し、域内の経済循環や新規事業の創出を通じた定住雇用等の課題解決に取り組んできました。このような背景のもと、環境保全にも繋がる施策として、温室効果ガスを排出しない太陽光発電設備の導入促進や温泉熱の農業利用、廃食油をBDF¹⁰化する民間企業への提供など、効率的かつ多様なエネルギー利用の普及拡大に取り組んできました。また、本町の約7割を占める山林・原野が有する温室効果ガス吸収効果を持続的に発揮させるため、継続的な森林整備にも取り組んでいます。

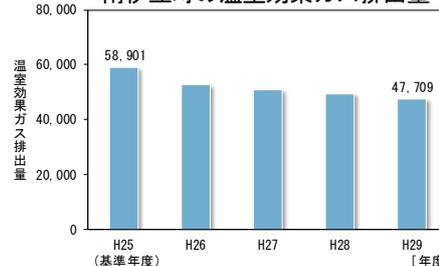
これらの取組を通じて、町内から発生する温室効果ガスの排出量は減少傾向を推移しています。

【取組効果を表す数値比較】

本町の温室効果ガスは19%減少する結果となりました。

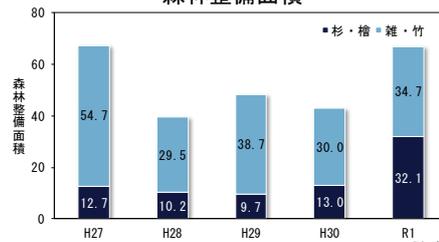
取組効果を表す数値指標	計画策定時	現況
温室効果ガス排出量	58,901t-CO ₂ /平成25年度	47,709t-CO ₂ /平成29年度
森林整備面積	67.4ha/平成27年度	66.79ha/令和元年度

南伊豆町の温室効果ガス排出量



資料：部門別CO₂排出量現況推計（環境省）を参考に作成

森林整備面積



資料：南伊豆町資料を参考に作成

(4) 基本方針 快適な生活環境の充実

【取組の概要】

本町は、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に向け、人々の生活に関わりの強い、水質や騒音・振動等の生活公害の防止に取り組んできました。

その中でも、河川や海域の水質汚濁は、富栄養化による生態系の攪乱や濁水による水生生物への影響、悪臭の発生による生活環境への影響など、様々な影響を及ぼすことから、町は公共用水域の水質保全に向け、合併浄化槽¹¹への転換や公共下水道への接続に関する啓発、不法投棄防止対策などに取り組んできました。

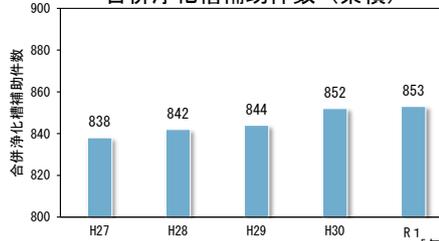
そして、これらの取組を通じて、町内の快適な生活環境と豊かな自然環境の保全を図ってきました。

【取組効果を表す数値比較】

水質に係る環境基準達成率は98%であり、不法投棄件数（家電4品目¹²）は増加する結果となりました。

取組効果を表す数値指標	計画策定時	現況
河川や海域の水質に係る環境基準（BOD、COD）達成率	98.5% （平成21～平成26年度末）	98.0% （平成27～令和2年度）
不法投棄件数（家電4品目）	1件/年（平成28年度末）	18件/年（令和元年度）

合併浄化槽補助件数（累積）



資料：南伊豆町資料を参考に作成



町内に設置されている不法投棄防止看板

¹⁰ BDF（バイオディーゼル燃料）：植物油を原料とするディーゼルエンジン用のエコロジー燃料のこと。

¹¹ 合併浄化槽：トイレや台所、風呂などからの排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための設備。

¹² 家電4品目：家電リサイクル法において、対象とされているエアコンやテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機のこと。

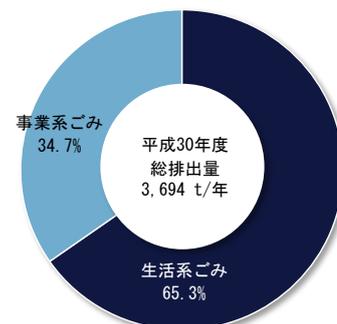
(5) 基本方針 ものが循環するまちづくり

【取組の概要】

本町の総人口が減少傾向を推移する半面、1人1日あたりのごみ排出量は静岡県全体よりも高く、また、増加傾向を推移しており、ごみの減量化と再資源化が課題となっていました。

本町から排出されるごみの6割以上が生活系ごみであることを踏まえて、生ごみや落ち葉、雑草などを堆肥として再利用する生ごみ処理機やコンポストの導入推進に取り組んできました。また、資源回収拠点の拡充の推進等による資源循環の活性化にも取り組んできました。そして、これら3R¹³の推進を通じて、より一層のごみの減量化と資源化を図ってきました。

南伊豆町の生活系ごみと事業系ごみの割合



資料：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）を参考に作成

【取組効果を表す数値比較】

継続的に取組を行ってきましたが、リサイクル率は約2%減少、1人1日あたりのごみ排出量は約15%増加する結果となりました。

取組効果を表す数値指標	計画策定時（平成26年度）	現況（平成30年度）
1人1日あたりのごみ排出量	1,055g/人・日	1,209g/人・日
リサイクル率	15.4%	13.7%

(6) 基本方針 環境意識の向上

【取組の概要】

本町の豊かな自然環境を守り、将来に引き継いでいくためには、日々の生活や事業活動の中で環境配慮行動¹⁴を積極的に行い、環境への負荷が少ない「持続可能な社会¹⁵」を実現していくことが大切です。そして「持続可能な社会」の構築に向け、本町では、町に関わる全ての人の環境意識の向上を目指してきました。

こうした中、本町では、小中学校における自然体験学習・リサイクル活動の推進やジオサイトを活用した環境学習などを通じ、町民などへの環境知識の定着に取り組んできました。

また、ボランティア支援や環境保全団体の支援などを通じ、町民などへの積極的な環境行動の拡大にも取り組んできました。

そして、これらの取組を通じて、環境意識を持った行動力のある人材の育成を図ってきました。



小学生を対象に行っている環境学習



小稲海岸清掃活動状況

【取組効果を表す数値比較】

環境学習実施回数は増加しましたが、ボランティアガイド数は減少する結果となりました。

取組効果を表す数値指標	計画策定時(平成27年度)	現況(令和元年度)
環境学習実施回数	6件/年	7件/年
ボランティアガイド数	22人	20人
しずおかアダプトロード・プログラム活動数	9団体/年	9団体/年

¹³ 3R：Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称。

¹⁴ 環境配慮行動：環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などのこと。

¹⁵ 持続可能な社会：地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

第2章 南伊豆町の概況と環境課題

1 社会環境

1-1 町の位置及び概要

本町は、昭和30年7月に南賀6ヶ村（南崎村・竹麻村・南中村・南上村・三坂村・三浜村）が合併して誕生しました。町域は、東西11.5キロメートル、南北9.7キロメートル、総面積10,994ヘクタールで、東京都心からのアクセスは、JR東日本から伊豆急行、東海バスを乗り継いで約3時間で結ばれています。また、伊豆半島の最南端に位置し、西は駿河湾、東は相模湾、南は太平洋に面しており、北から東にかけては松崎町及び下田市に接しています。



南伊豆町の位置

海岸線には山地や丘陵が迫るため、断崖絶壁の景勝に恵まれ、これらに挟まれた入江には漁港や砂浜が点在するなど、美しく変化に富んだ海岸景観を形成しています。さらに、沿岸部のすべてと内陸の一部が富士箱根伊豆国立公園¹⁶に指定されています。

一方、内陸部の大部分は、天城山脈から連なる低山地で占められ、集落の周辺には里山景観が広がっています。平地は青野川やその支流に沿ってわずかに開けている程度で、住宅や商業施設が集まり、下賀茂は温泉地として発展しています。

本町の地形は、青野川や二条川沿い及び石廊崎から東の沿岸域を除いて大部分が山地に分類されます。これらの大部分は非火山性ですが、町北西部には蛇石火山地が存在します。表層地質は、火山岩類など総じて脆い地質が卓越しています。

また、山地が多い本町では、町域の大部分が勾配20%以上の傾斜地であり、可住地や農地は河川沿いの谷底平野に集まっています。



伊浜地区の絶景



青野川沿いに立ち昇る湯けむり

¹⁶ 富士箱根伊豆国立公園：昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定。その後、昭和30年3月15日に伊豆地域が編入し、富士箱根伊豆国立公園と現在の名称に変更され、さらに昭和39年7月7日には、伊豆諸島が編入。富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域の4つの地域からなり、神奈川県、静岡県、東京都、山梨県の1都3県にまたがる広大な敷地を有している。

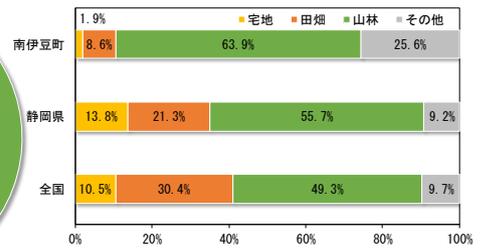
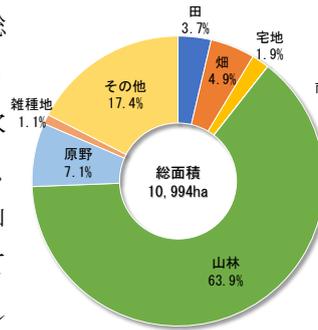
1-2 土地利用

平成31年1月1日現在の本町の総面積は10,994ヘクタールで、そのうち63.9%を山林が占めています。次いで、原野7.1%、畑4.9%、田3.7%、宅地1.9%、雑種地1.1%となり、山林が優占する本町の地勢を反映しています。また、静岡県や全国と比較しても、山林の占める割合が大きくなっています。

本町では、豊かな自然環境を大切に、地域がその特性を最大限に発揮できる有効な土地利用に努めています。

さらに、生活環境の確保と町域の発展が図られるよう、土地利用にあたっては公共の福祉を優先させ、自然と生活との共生を図り、自然の循環機能を高めた土地利用を推進しています。

地目別土地利用状況



注1) 南伊豆町における分類「その他」は、原野、雑種地、その他の合計
 注2) 四捨五入の関係で、各項目の割合の和が100%とならない場合がある
 出典：令和2年度町勢要覧資料編（令和2年9月、南伊豆町）
 令和元年度土地所有・利用概況調査 分析表（国土交通省）

土地利用の方針



区分		土地利用の基本方針
都市的土地利用		住宅、商業、工業、さらには温泉宿泊施設などの都市的土地利用を促進する地域であり、既成市街地や新たに転入してくる人の受け皿となるよう、周辺の環境や景観に配慮した市街地の形成と道路などの必要な都市的機能の確保を図ります。
自然活用型土地利用	集落・農地ゾーン	集落・農地ゾーンは、現況の集落・農地を基本に基盤整備による農地の集約化に努め、農業の持続的な発展と農業の付加価値を高めるとともに、農村集落の整備を図ります。
	交流ゾーン	交流ゾーンは、豊かな自然環境の中で健康づくりやスポーツ、文化活動などを行う場として、また、自然・農業体験や健康の里づくりなど、町民と都市住民との交流の場として土地の有効利用を図ります。また、町外へ向けた情報の発信源となることを目指します。
	自然探勝ゾーン	現在、自然探勝としての利用が既になされている地域、あるいは予定されている地域であり、保全を図りながら施設整備を推進し、人為的な要素も取り入れた自然探勝の場として活用に努めます。
自然保全型土地利用	海岸保全ゾーン	自然公園法及び文化財保護法の指定を受けている地域を中心に海岸沿いの開発をできる限り抑制し、ウミガメの上陸、産卵環境の保全を図ります。
	森林保全ゾーン	豊かな自然環境を守り次代に引き継ぐため、30度以上の急峻な地形の山林や保全系の法規制区域となっている地域を中心に森林の保全を図ります。また、海岸域に生育するトベラウバメガシ群集や青野川河口のメヒルギとハマボウ群集等の生息環境の保全を図ります。

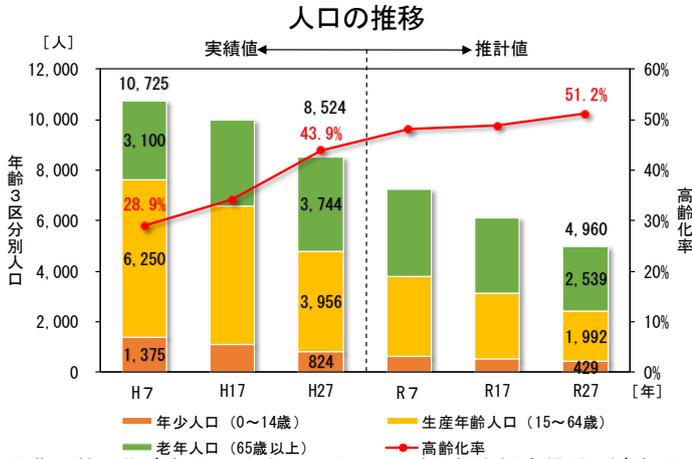
資料：南伊豆町資料

本町の特徴:本町は、静岡県や全国と比較して山林が大きな割合を示しています。一方、田畑の割合は小さくなっています。

1-3 人口

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成27年の8,524人から令和27年には4,960人まで減少すると見込まれています。高齢化率については、平成27年は43.9%ですが、令和27年には51.2%まで増加し、人口の半分以上が高齢者となると見込まれています。

なお、本町の高齢化率は、静岡県平均を大きく上回っています。（令和2年4月1日現在）



静岡県内の高齢化率

順位	自治体名	高齢化率
1	西伊豆町	49.9%
2	川根本町	48.7%
3	熱海市	47.8%
4	松崎町	47.3%
5	南伊豆町	46.4%
静岡県平均		29.5%

出典：第2期南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略（南伊豆町）

出典：令和2年度高齢者福祉行政の基礎調査結果（静岡県）

本町の特徴: 静岡県平均を大きく上回る高齢化率となっています。

また、令和27年度には人口の半分以上が高齢者となることが予想されています。

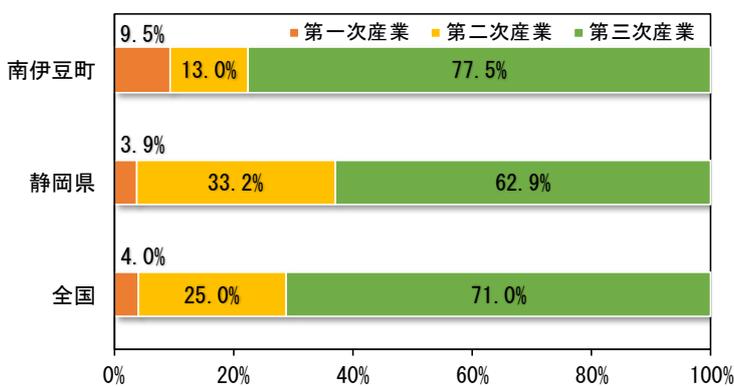
1-4 産業

1-4-1 就業者数及び事業所数

本町における産業大分類別就業者は、静岡県や全国と比較して、第一次産業及び第三次産業の割合が多くなっています。

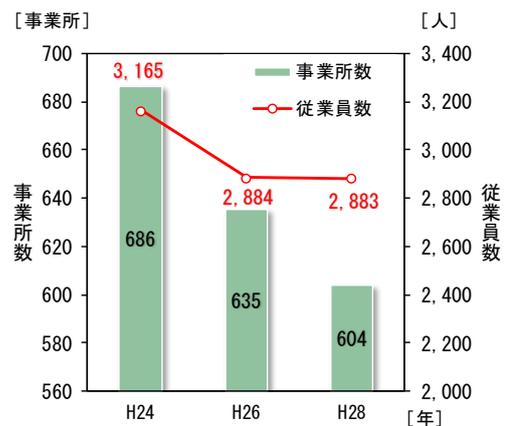
なお、本町の事業所数と従業員数は減少傾向を推移しています。

産業大分類別の就業者数の構成比



出典：平成27年国勢調査（総務省統計局）

南伊豆町における事業所数と従業員数の推移



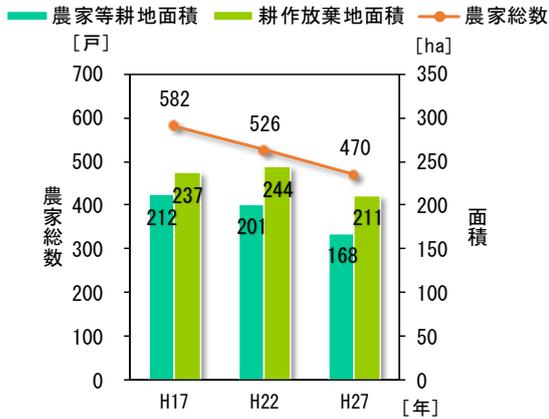
出典：静岡県統計年鑑（静岡県）

本町の特徴: 本町の事業所数と従業員数は減少傾向を示しています。

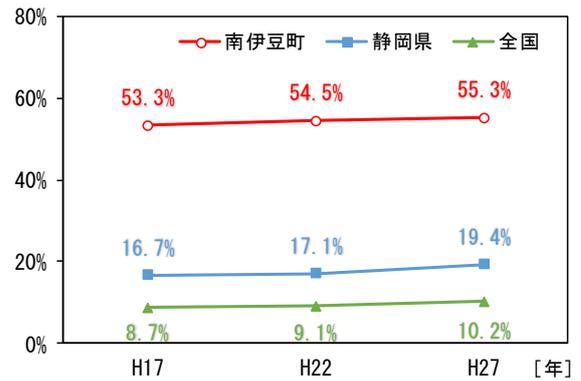
1-4-2 農業

本町の農業は、海岸部の花卉栽培（マーガレット、ストレリチア等）、青野川や二条川などに沿った低地での水稻や季節野菜（トマト、キュウリ、イチゴ等）が代表的で、温泉熱を利用したメロン栽培も行われています。しかし、人口の減少や高齢化、新たな農業の担い手不足により、本町の農業は衰退の傾向を示しており、耕作放棄地面積の比率は50%を超えています。

南伊豆町の農家総数及び農家等耕地面積、耕作放棄地面積



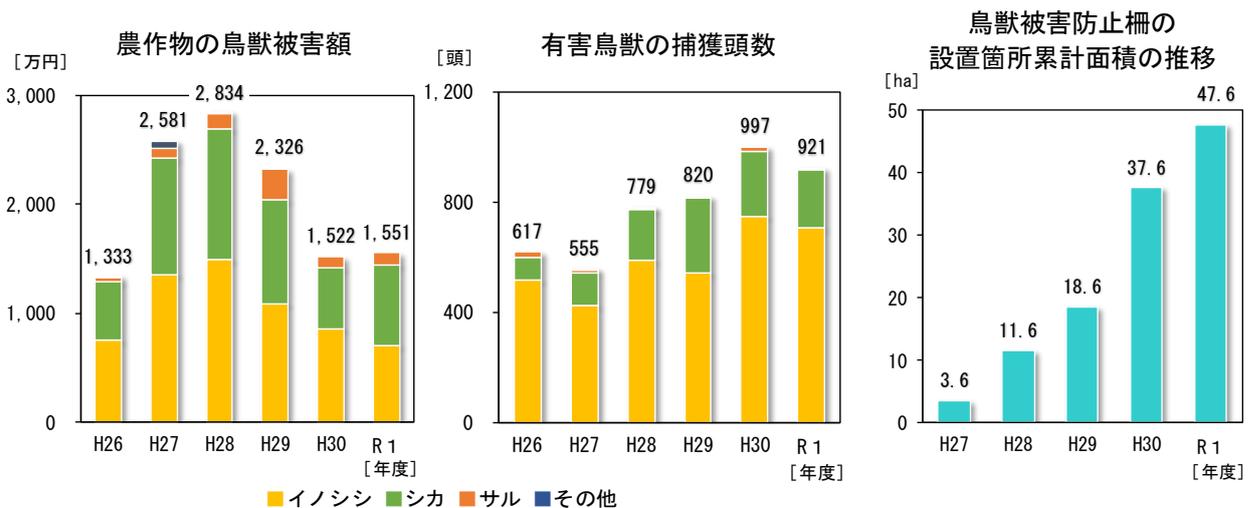
耕作放棄地率



注) 耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (農家等耕地面積 + 耕作放棄地面積)
 出典：世界農林業センサス（2010年農林水産省）、農林業センサス（2005年、2015年農林水産省）

(1) 鳥獣被害

本町の農業は、河川沿いの低地での栽培が代表的となっていますが、町域の70%以上が山林原野であり、山間部に隣接している農地も多数存在しています。そのため、イノシシ、シカ、サルなどといった鳥獣被害があり、平成27～29年度の被害額は毎年2,000万円を超過しています。本町では鳥獣被害対策として、防護柵や電気柵の設置に対する補助や狩猟免許を新規で取得する方に対する補助等を実施しており、鳥獣被害防止柵の設置面積や有害鳥獣捕獲頭数は増加しています。その結果、平成28年度以降の鳥獣被害額は減少傾向を推移しています。



資料：南伊豆町資料

本町の特徴：耕作放棄地の面積割合は増加傾向を示しています。

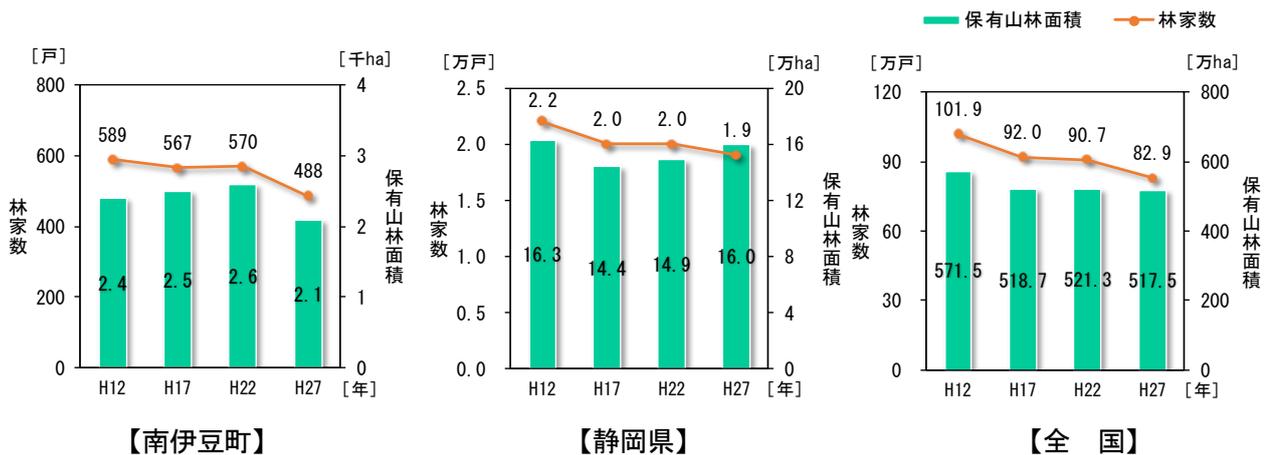
また、農作物の鳥獣被害額は平成27年度以降、毎年1,500万円を超過しています。

1-4-3 林業

本町の林業は、人口の減少や高齢化、新たな林業の担い手不足により、衰退の傾向を示しています。

こうした中、本町では、森林が本来有する多面的機能を維持し、荒廃した森林を再生させるため、「南伊豆町森林整備計画」や「特定間伐促進計画」を策定するとともに、「しずおか林業再生プロジェクト推進事業」や「美しい森林づくり基盤整備事業」などの各種事業を積極的に活用し、森林の再生に取り組んでいます。

林業の状況



【南伊豆町】

【静岡県】

【全国】

出典：世界農林業センサス（2000年、2010年、農林水産省）、農林業センサス（2005年、2015年農林水産省）

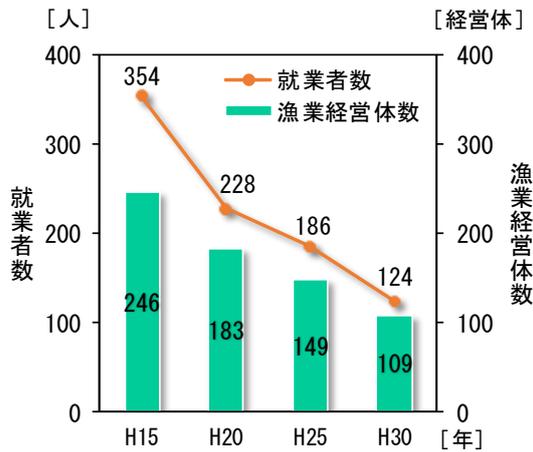
本町の特徴：静岡県や全国と同様に林家数は減少の傾向を推移していますが、森林が本来有する多面的機能の維持・再生を図るために、各種事業を積極的に活用しています。

1-4-4 水産業

本町の水産業は、人口の減少や高齢化、新たな水産業の担い手不足により、衰退の傾向を示しており、平成26年度と比較して漁獲量は減少傾向を推移しています。一方、イセエビ・アワビ・サザエなどの漁獲量は、静岡県内でトップクラスとなっています。

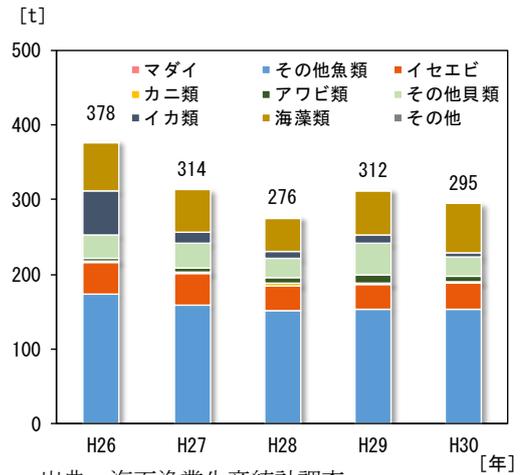
現在、本町では獲る漁業だけでなく育てる漁業の推進を図るため、アワビの稚貝やマダイの稚魚の放流など水産資源の保護にも努めています。

南伊豆町における水産業の状況



出典：漁業センサス
(2003年、2008年、2013年、2018年、農林水産省)

南伊豆町の漁獲量推移



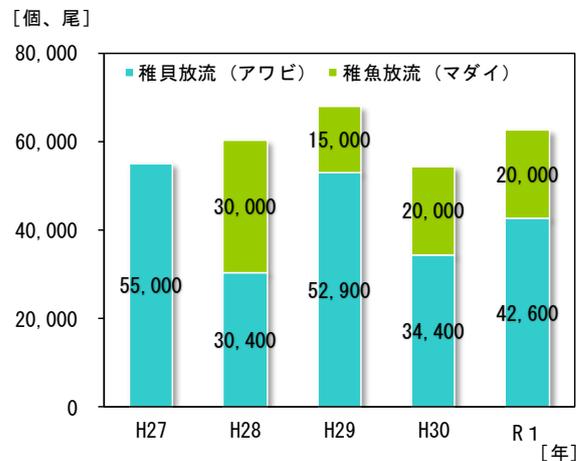
出典：海面漁業生産統計調査
(平成26年～平成30年、農林水産省)

南伊豆町の特産水産物（平成30年）

水産物名	漁獲量	全国順位	県内順位
イセエビ	34トン	9位	1位
アワビ	7トン	34位	1位
サザエ	25トン	49位	4位

出典：海面漁業生産統計調査(平成30年、農林水産省)

稚貝・稚魚の放流量



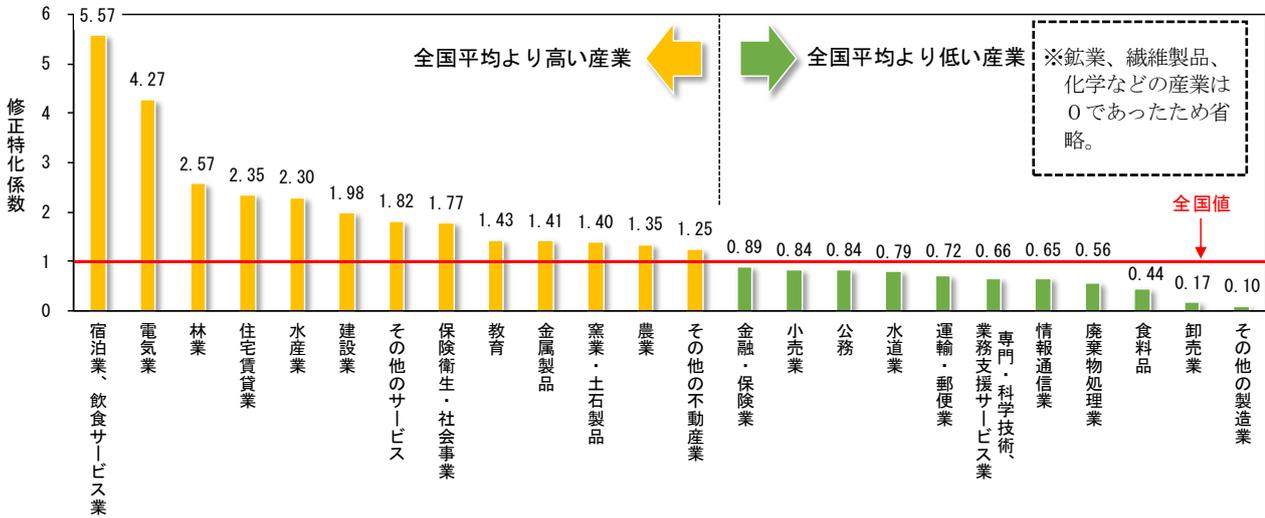
資料：南伊豆町資料

本町の特徴：漁業者は減少傾向を推移していますが、育てる漁業にも力を入れることで、水産特産物の生産拡大につなげています。

1-4-5 地域産業構造

「宿泊業、飲食サービス」「電気業」「林業」「水産業」などの産業別修正特化係数が高く、本町の基盤産業¹⁷であるといえます。

南伊豆町における生産額ベースの産業別修正特化係数（平成 26 年度）



出典：地域経済循環分析システムを参考に作成（環境省）

産業特化係数とは、地域のある産業が、どれだけ特化しているかを見る係数です。

例えば、ある地域の産業別の生産額構成比を日本全体の産業別の生産額構成比で割ったもので、1 を平均値として、1 以上の場合は、他地域よりも多くの事業活動が営まれている（生産されている）と評価されます。

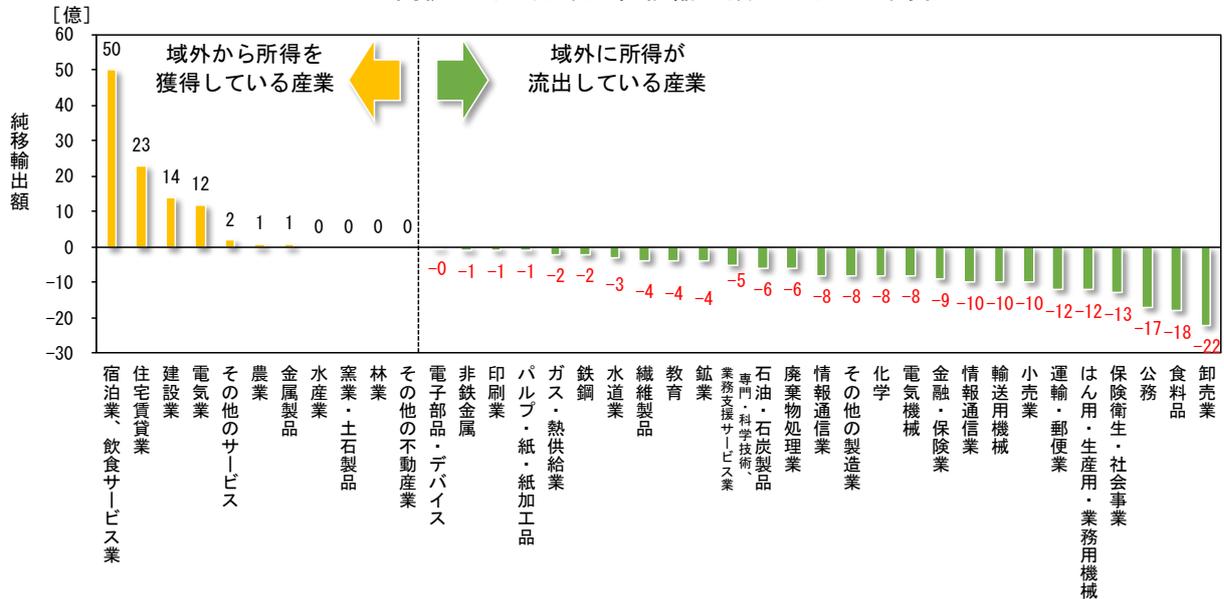
$$\text{地域における産業 A の特化係数} = \frac{\text{地域における産業 A の生産額} / \text{地域における産業合計の生産額}}{\text{全国の産業 A の生産額} / \text{全国の産業合計の生産額}}$$

なお、修正特化係数は特化係数に国内需要も加味した値で、国外への輸出超過・輸入超過となっている産業の過大となる値を補正しています。

¹⁷ 基盤産業：域外から需要を稼ぎ、地域の地域経済の成長を牽引する産業のこと。

本町の純移輸出¹⁸額は、「宿泊業、飲食サービス業」「電気業」「農業」「水産業」「林業」などがプラスとなっており、域外からの所得を獲得できる産業である一方、食料品や卸売業などはマイナスとなっており、域外に所得が流出している産業です。産業別修正特化係数と純移輸出額の高い「宿泊業、飲食サービス業」「電気業」「林業」は、域外からお金を「稼ぐ力」のある産業です。

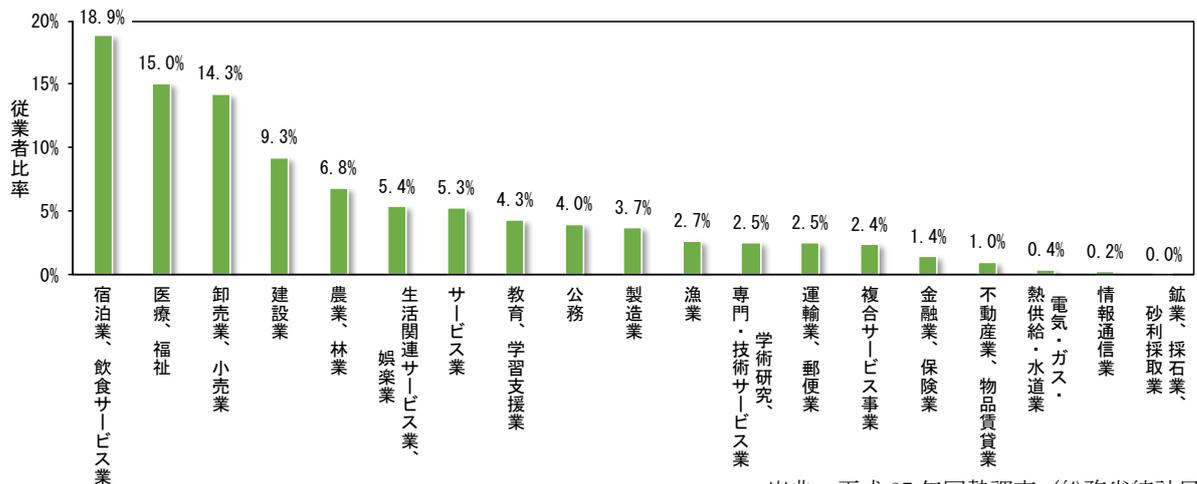
南伊豆町の産業別純移輸出額（平成 26 年度）



出典：地域経済循環分析システムを参考に作成（環境省）

本町の産業別従業者比率は、「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」が高く、「雇用力」のある産業です。

南伊豆町の産業別従業者比率



出典：平成 27 年国勢調査（総務省統計局）

本町の特徴:本町の基盤産業である宿泊業、飲食サービス業は、「稼ぐ力」と「雇用力」の両方を有しています。一方、農業や林業は「稼ぐ力」は持っていますが、「雇用力」に不安な面があります。

¹⁸ 純移輸出：地域外への出荷（＝移出）及び国外への輸出のこと。

1-4-6 観光業

本町の海岸域は、昭和12年に国の名勝「伊豆西南海岸」に指定され、さらに昭和30年には「富士箱根伊豆国立公園」に指定されています。

また、本町が位置する伊豆半島の陸域1,585平方キロメートル、海域442平方キロメートルの範囲は「伊豆半島ジオパーク」に指定されており、「南から来た火山の贈りもの」をテーマにジオサイトの保護・保全活動やビジターセンターの整備等を行っています。

その他、石廊崎や手石の弥陀窟、波勝崎などの自然景観資源をはじめとした自然や伝統文化に育まれた観光資源が豊富に存在しています。

これらの自然景観資源を活用し、令和元年度から石廊崎周辺を巡るエコツアー¹⁹を実施しており、令和元年におけるツアー申込者は延べ464人（130組）となっています。

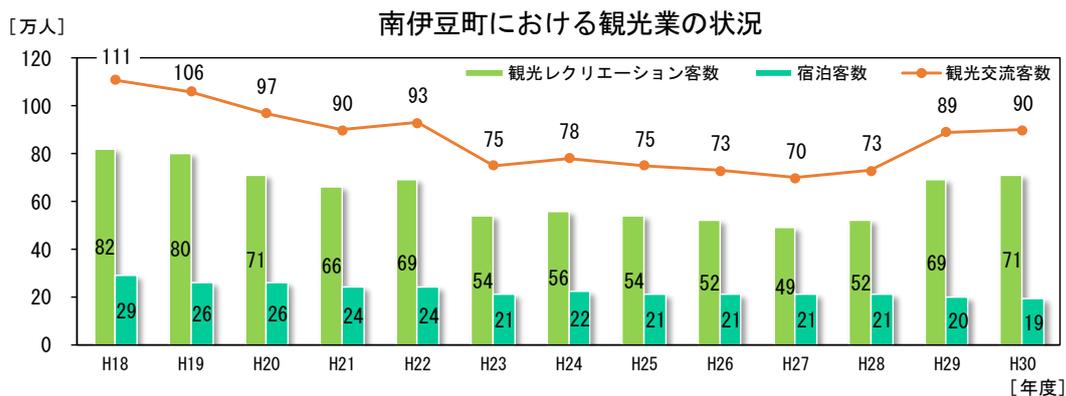
南伊豆町の観光資源（観光スポット、観光施設）



南伊豆町におけるエコツアーの実施状況（令和元年）

石廊崎ルート	申込者数 (人)	申込組数 (組)	ルート
Aルート（50分）	309	82	オーシャンパーク休憩棟→日和山→猪鼻→オーシャンパーク休憩棟
Bルート（50分）	52	8	オーシャンパーク休憩棟→石廊崎灯台→石室神社→オーシャンパーク休憩棟
Cルート（90分）	103	40	Aルート+Bルート
合計	464	130	—

本町の観光交流客数は平成30年度が90万人と近年は増加傾向を示していますが、平成18年度時点から約2割減少しています。また、昭和63年度が宿泊客62万人、観光レクリエーション客139万人、合計201万人であったことと比べると、その落ち込みは極めて深刻です。



出典：平成30年度静岡県観光交流の動向（静岡県）

本町の特徴：本町の自然景観資源を活用した観光コンテンツが多く存在しています。また、近年の観光交流客数は、増加傾向を示しています。

¹⁹ エコツアー：地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

1-5 交通環境

本町の道路網は、下田市から松崎町に繋がる幹線道路として国道 136 号が東西に走り、それを補完する形で南側海岸線を県道下田石廊松崎線が、中央山間部を県道下田南伊豆線と南伊豆松崎線が通っています。

また、その他の交通網として、民間事業者（東海バス）及び町が実施する自主運行バスを中心に形成されており、鉄道路線及び航路は整備されていません。このため、南伊豆・西伊豆地域（沼津市戸田地区、下田市、伊豆市、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）における本町の公共交通の人口カバー率は低く、1人あたりの自動車保有台数は、静岡県や全国よりも多くなっています。

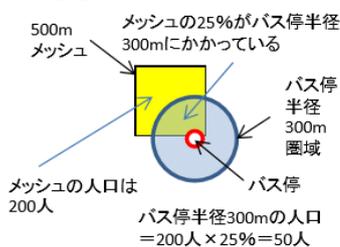


出典：東海自動車株式会社ホームページ (<http://dia.tokaibus.jp/rosen/>) の路線図を参考に作成

公共交通の人口カバー率

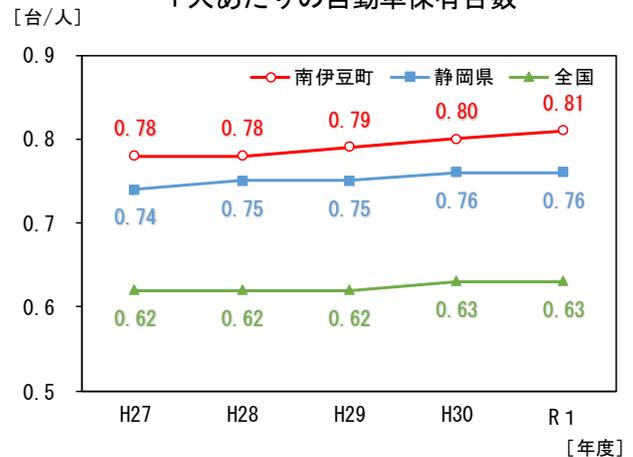
地域	公共交通の人口カバー率
沼津市戸田地区	64.7%
下田市	74.0%
伊豆市	72.1%
松崎町	59.6%
西伊豆町	58.6%
南伊豆町	59.3%
平均	68.5%

注) 公共交通の人口カバー率とは、鉄道駅から 500 メートル、バス停 300 メートルの円に重なるメッシュについて、重なる面積を算定し、メッシュ全体のうち重なる面積の割合をメッシュの人口にかけて算出



出典：南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画（平成 28 年 3 月、静岡県・沼津市・下田市・伊豆市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）

1人あたりの自動車保有台数



注) 人口は、1月1日現在のもの

出典：市区町村別自動車保有車両数

(平成 28 年 3 月末～令和 2 年 3 月末、一般財団法人自動車検査登録情報協会)

市区町村別軽自動車車両数

(平成 28 年 3 月末～令和 2 年 3 月末、一般社団法人全国軽自動車協会連合会)

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 (平成 27 年～令和 2 年、政府統計の総合窓口)

本町の特徴: 本町は公共交通の人口カバー率が低く、1人あたりの自動車保有台数が多いことから、静岡県や全国と比較して自家用車での移動が多いことが想定できます。

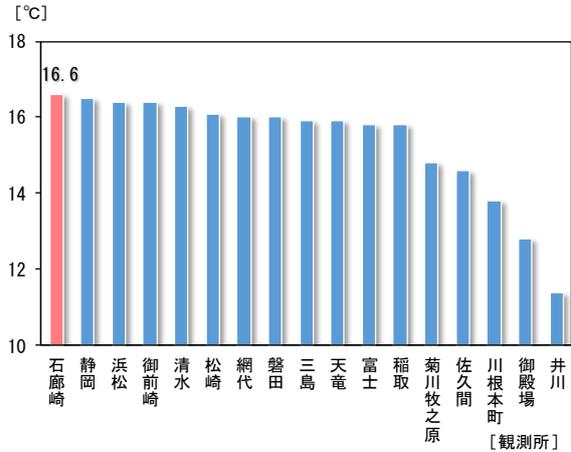
2 自然環境

2-1 気象

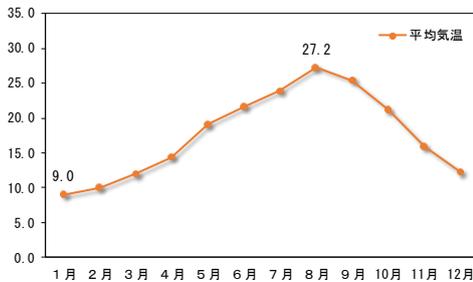
伊豆半島の南端に位置する本町は、太平洋の黒潮の影響を受けた海洋性気候の特徴を示し、全国的に見ても極めて温暖な気候です。本町（石廊崎特別地域観測所）と県内各所の平均気温（昭和56～平成22年の平均値）を比較すると、本町の平均気温が最も高くなっています。

令和元年における年平均気温は17.7度で、1月に9.0度と最も低く、8月に27.2度と最も高くなっています。また、過去40年間の気象結果によると、年間平均気温は15.5～17.7度、年間降水量は1,117～2,549ミリメートルとなっています。

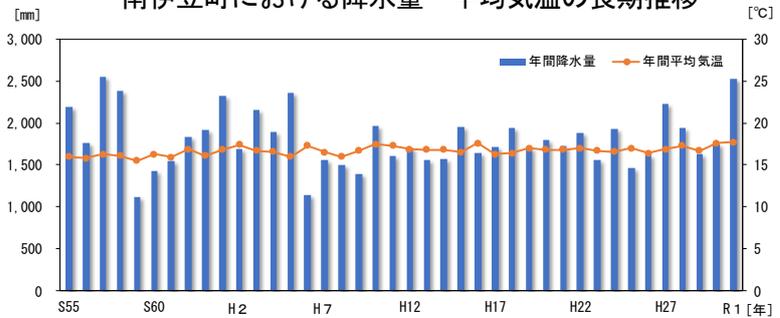
静岡県内各所の年平均気温の比較



南伊豆町の月別平均気温（令和元年）



南伊豆町における降水量・平均気温の長期推移



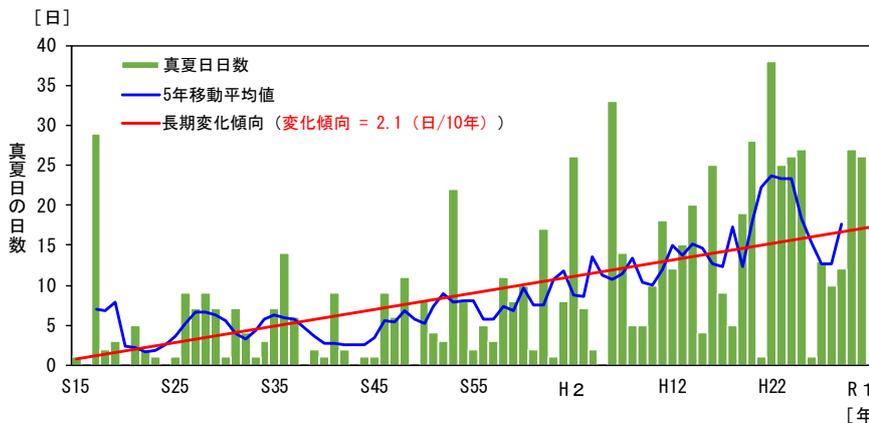
出典：気象庁ホームページ（石廊崎特別地域観測所ほか）を参考に作成

2-2 真夏日日数の推移

本町における日最高気温30度以上（真夏日）の年間日数の経年変化は次のとおりです。

石廊崎特別地域気象観測所では、昭和15年以降、気象観測を継続しており、令和元年までの80年間における真夏日の年間日数は、2.1（日/10年）増加しています。

真夏日日数の経年変化（石廊崎特別地域気象観測所）



出典：気象庁ホームページ（石廊崎特別地域観測所）を参考に作成

本町の特徴:本町の年間平均気温に大きな変化はありませんが、真夏日の年間日数は増加傾向を示しています。

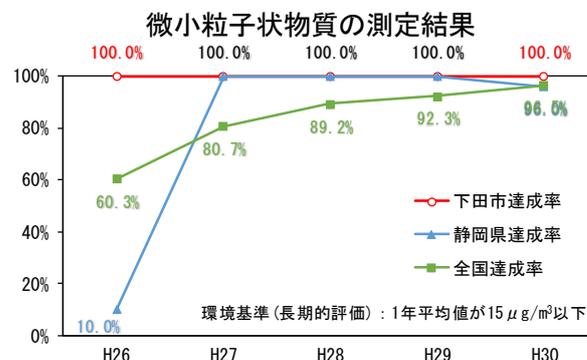
3 生活環境

3-1 大気環境

静岡県内では、一般環境大気測定局 58 局、自動車排出ガス測定局 10 局の合計 68 測定局（令和 2 年 8 月現在）で大気汚染の常時監視を行っています。本町に最も近い下田市役所測定局では、微小粒子状物質、光化学オキシダント及びダイオキシン類の 3 項目について測定を行っています。

3-1-1 微小粒子状物質

下田市役所測定局の微小粒子状物質の測定結果は、過去 5 年間に於いて環境基準²⁰を達成しており、静岡県や全国と比べ達成率が高くなっています。

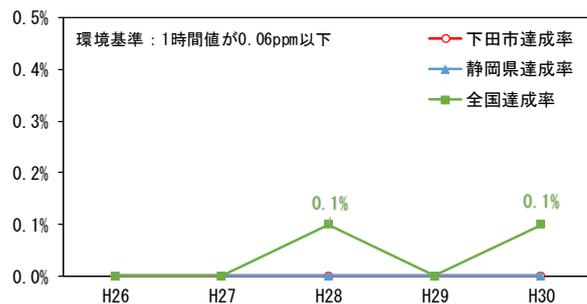


出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 26 年度～平成 30 年度、静岡県）
平成 30 年度大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果（環境省）

3-1-2 光化学オキシダント

下田市役所測定局の光化学オキシダントの測定結果は、過去 5 年間に於いて環境基準を達成できず、静岡県や全国とほぼ同様の達成率となっています。

光化学オキシダントの測定結果



出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 26 年度～平成 30 年度、静岡県）
平成 30 年度大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果（環境省）

3-1-3 ダイオキシン類

下田市役所測定局のダイオキシン類の測定結果は、過去 5 年間に於いて環境基準を達成しており、静岡県や全国と同様に達成率は 100%となっています。

出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 26 年度～平成 30 年度、静岡県）
ダイオキシン類に係る環境調査結果について（平成 26 年度～平成 30 年度、環境省）

3-2 騒音

本町では、静岡県が騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視を行っており、一般国道 136 号に面する地域において測定を行っています。平成 27 年度から令和元年度まで、昼夜ともに環境基準の達成率は 100%となっています。

南伊豆町内における 自動車騒音の常時監視結果（面的評価）

路線名	監視年度	評価区 間延長 (km)	評価対 象戸数 (戸)	昼夜両方 の達成状 況 (%)
一般 国道 136号	平成27年度	4.5	214	100
	平成28年度	4.5	214	100
	平成29年度	4.7	215	100
	平成30年度	4.7	226	100
	令和元年度	4.7	226	100

出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 27 年度～令和元年度、静岡県）

²⁰ 環境基準：人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

3-3 水質汚濁

本町には、一級河川がなく、二級河川青野川に二条川、一条川、奥山川、鯉名川等が合流し、相模湾に流入しています。水質については、青野川（青野川本流）及び沿岸海域において水質調査が実施されています。青野川では、加畑橋を環境基準点とし通年調査が行われており、上流の石井橋を補助地点として年数回調査が行われています。また、海域では、妻良漁港において通年調査が行われています。環境基準は、河川、海域ともにA類型に指定されており、河川における水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）²¹と海域における水質汚濁の代表的指標であるCOD（化学的酸素要求量）²²の75%水質値の経年変化を見ると、各年度とも環境基準を達成しています。

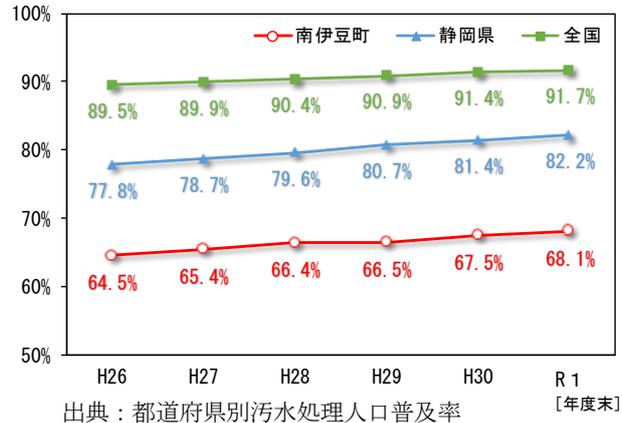
また、本町では独自に町内水域の24箇所を年4箇所ずつに分けて水質調査を実施しています。その結果、妻良地区を除く全調査地点の環境基準が達成しています。

なお、本町は単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進しており、汚水処理人口普及率²³は年々増加しています。

水環境の状況

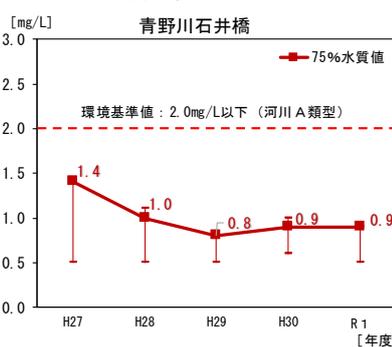
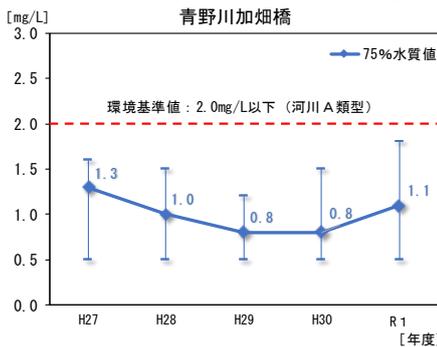


汚水処理人口普及率の推移

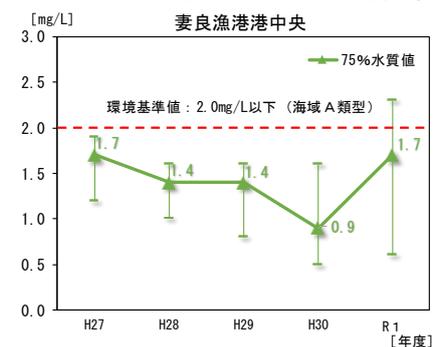


出典：都道府県別汚水処理人口普及率
[年度末]
(平成26年度末～令和元年度末、環境省)

公共用水域におけるBODの測定結果



公共用水域におけるCODの測定結果



出典：静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成27年度～令和元年度、静岡県）

本町の特徴: 本町の汚水処理人口普及率は、静岡県や全国より低い水準にありますが、増加傾向を示しています。また、環境基準点の水質は環境基準を達成しています。

²¹ BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が好気性微生物によって分解されるときに消費される酸素量。河川の代表的な指標であり、全測定データの75%地点に該当する値を環境基準の指標とされる。

²² COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素量。湖沼や海域の代表的な指標であり、全測定データの75%地点に該当する値を環境基準の指標とされる。

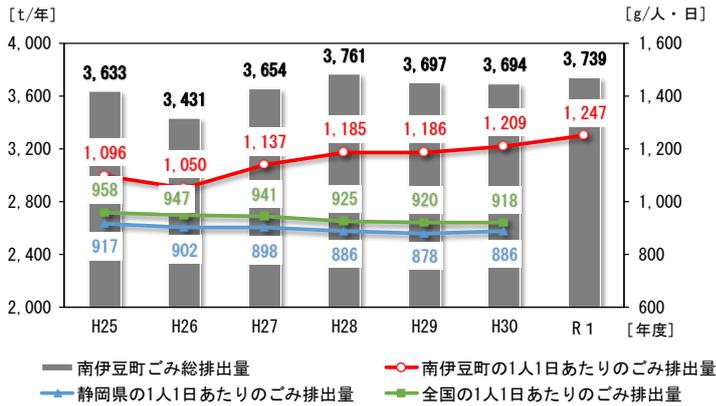
²³ 汚水処理人口普及率：下水道、漁業集落排水施設、合併浄化槽を利用できる地域の人口を行政人口で除した値。

4 循環型社会

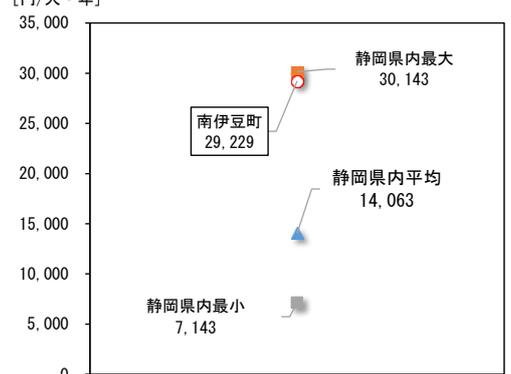
4-1 ごみ排出量

本町におけるごみ総排出量は、平成 27 年度以降横ばい傾向となっており、令和元年度は 3,739 トン/年となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量は、増加傾向を示しており、静岡県や全国よりも高い状況にあります。また、1 人あたりのごみ処理経費は静岡県内平均を大きく上回っています。なお、「南伊豆町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 29 年 3 月）」の令和元年度における数値目標 1,061 グラム/人・日を達成できていない状況となっています。

ごみ総排出量及び 1 人 1 日あたりのごみ排出量



1 人あたりのごみ処理経費（平成 30 年度）



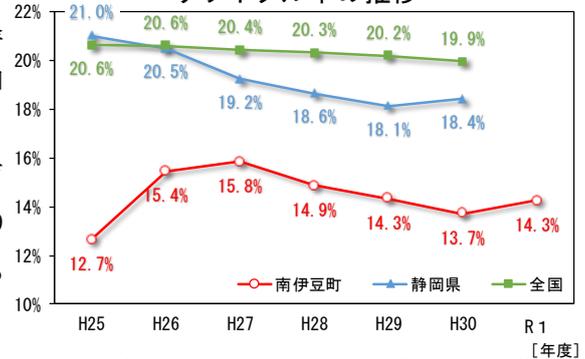
注）本町のデータは南伊豆町資料を参考に作成

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25 年度～平成 30 年度、環境省）

4-2 リサイクル率

本町におけるリサイクル率は、平成 27 年度以降減少傾向となっていました。令和元年度は増加しています。しかしながら、静岡県あるいは全国よりも低いリサイクル率²⁴となっています。また、「南伊豆町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 29 年 3 月）」の令和元年度における数値目標 26.0% を達成できていない状況となっています。

リサイクル率の推移



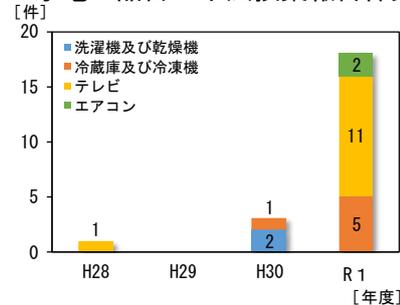
注）本町のデータは南伊豆町資料を参考に作成

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25 年度～平成 30 年度、環境省）

4-3 不法投棄の状況

本町では、不法投棄監視員による定期的なパトロールを実施しています。令和元年度における家電 4 品目の不法投棄報告件数は、18 件となっており、平成 30 年度より大幅に増加しています。

家電 4 品目の不法投棄報告件数



資料：南伊豆町資料

本町の特徴: 本町のごみ総排出量は横ばい傾向を示しています。また、1 人 1 日あたりのごみ排出量は増加傾向を示し、リサイクル率は減少傾向を示しています。

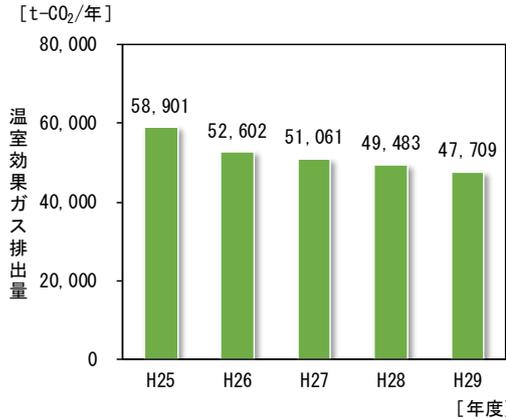
²⁴ リサイクル率：町内で発生した廃棄物の量を回収した資源量で除した値。

5 低炭素社会

5-1 温室効果ガス排出源対策

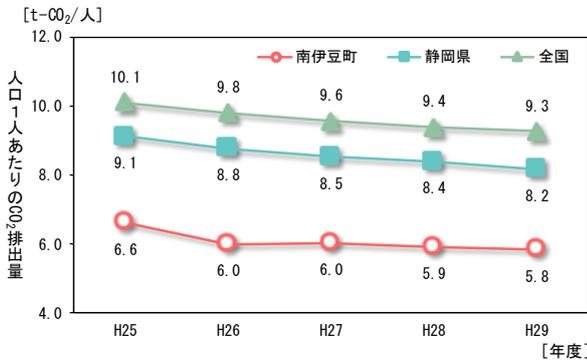
本町は、地球温暖化防止に向け、再生可能エネルギーの利活用とその普及拡大、ライフスタイル・ワークスタイルの省エネルギー化などに取り組んできました。平成29年度の本町から排出される温室効果ガス排出量は平成25年度比で19%減少し、人口1人あたりの温室効果ガス排出量は静岡県や全国と比べて低くなっています。また、部門別の排出割合については、産業部門の割合が低く、業務その他部門や家庭部門、運輸部門は高くなっています。

南伊豆町の温室効果ガス排出量



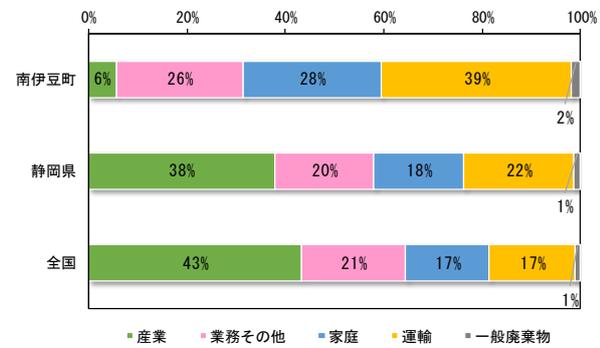
出典：部門別CO₂排出量現況推計（環境省）を参考に作成

人口1人あたりの温室効果ガス排出量



資料：部門別CO₂排出量現況推計（環境省）、静岡県統計年鑑2013～2017（静岡県）、政府統計の総合窓口（総務省）を参考に作成

部門別温室効果ガス排出割合(平成29年度)



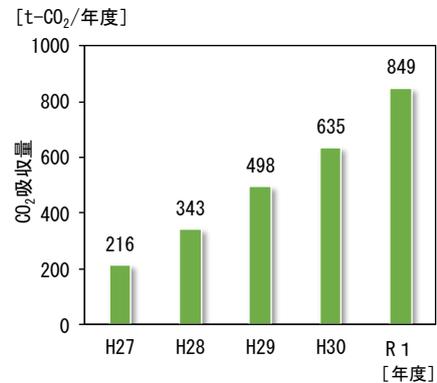
本町の特徴: 本町から排出される温室効果ガスは減少傾向を推移し、静岡県や全国と比べて少なくなっています。

5-2 CO₂吸収源対策

本町には約8,474ヘクタールの広大な森林が存在しており、静岡県が定める「伊豆地域森林計画」の対象森林について、町は間伐や造林などの計画的な森林の整備を行ってきました。

森林整備には水源涵養機能や山地災害の防止機能の維持・向上などのほか、温室効果ガスの吸収源としても期待されており、令和元年度までの5年間に実施された森林整備に伴うCO₂吸収量(849t-CO₂)は、本町の総世帯数の5%にあたる224世帯分の年間CO₂排出量に相当します。

森林整備に伴うCO₂吸収量



資料：南伊豆町資料

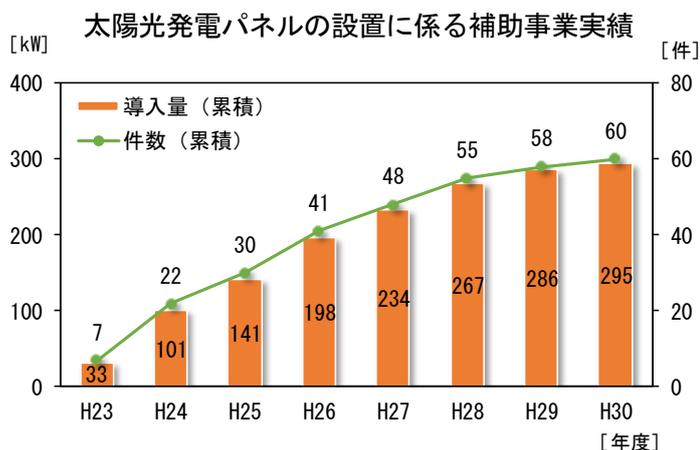
本町の特徴: 森林吸収効果は、毎年実施している森林整備に伴い年々増加しています。

6 再生可能エネルギー

6-1 太陽光発電

本町では、平成 23 年度から平成 30 年度まで、太陽光発電パネルの設置に係る補助事業を実施してきました。その間、太陽光発電パネルの導入件数とそれに伴う太陽光パネルの発電出力は、増加傾向を推移しました。

また、令和 3 年度には、民間事業者が本町内での太陽光発電の稼働を予定しており、町内における再生可能エネルギーの新たな創出が見込まれます。



注) 太陽光発電システム補助事業は、平成 31 年 3 月 31 日に廃止
資料：南伊豆町資料

6-2 風力発電

本町には、民間事業者による風力発電所が 2 施設整備されています。

南伊豆風力発電所では風力発電機が 2 基稼働しており、風力発電のメンテナンス技術研究や実験用風力発電機など、風力発電の技術開発や技術レベル向上を主目的として運用されています。

一方、石廊崎風力発電所では風力発電機が 17 基稼働しており、全量売電されています。

このように、再生可能エネルギーの発電技術の発展やその創出を図っています。



南伊豆町に設置されている風力発電機

6-3 その他

本町では、学校給食や宿泊施設などから排出される廃食用油を回収、BDF 化する民間業者に提供しており、廃食用油の再生利用を図っています。

本町の特徴:本町では、太陽光発電・風力発電が行われています。また、バイオマス²⁵の推進を図っています。

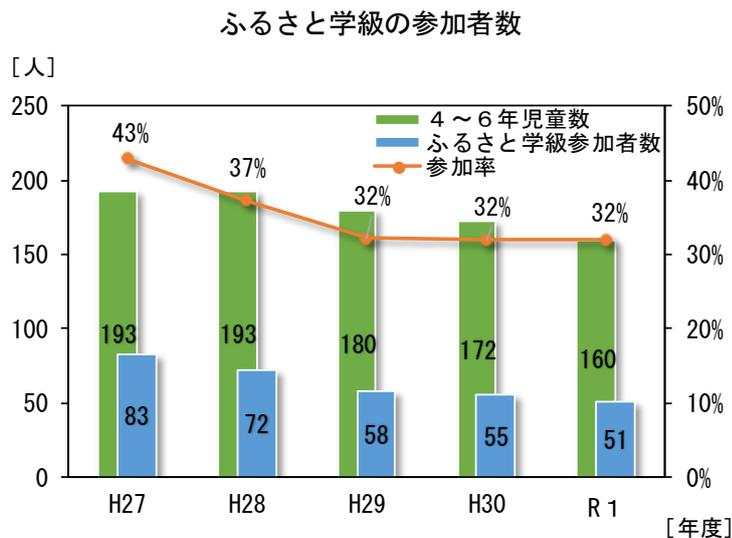
²⁵ バイオマス：動植物から生まれた、再生可能な有機性の資源（化石燃料を除いたもの）のこと。

7 環境教育

7-1 環境教育

本町では、子どもたちに郷土の自然などに触れ合う機会を提供し、自然に親しむ心を育むとともに「ふるさと」に対する理解と親しみを深めるため、町内小学校の4～6年生を対象とした「ふるさと学級」を年8～9回開催し、水産教室、サマーキャンプ、スキー教室などの活動を行っています。平成29年度以降、「ふるさと学級」参加者数は横ばい傾向にあります。

今後は、「ふるさと学級」のメニューを増やし、児童が参加しやすい体制を整えるほか、星座観察や地域の方を講師に招いた農業体験や理科教諭によるサイエンス教室など、文化的な活動を増やす予定です。



資料：南伊豆町資料

7-2 環境美化活動

本町では、町民、事業者、行政が一体となって、地域における道路、河川敷及び海岸の清掃活動を実施しています。令和元年度の活動実施数は5回で、回収量は470キログラムとなっています。

今後も、地域環境への関心を高め、豊かな自然環境及び良好で快適な生活環境の実現のため、環境美化活動の支援を継続していきます。

南伊豆町内における環境美化活動の実績

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動実施数	回	6	6	4	5
回収量	kg/年	—	1,420	880	470

本町の特徴:本町では、小学校4～6年生に対して、様々な野外実習の機会を与え、環境学習を実施しています。また、定期的に環境美化活動を実施しています。

8 地域概況や町民の意向等を踏まえた計画改訂に向けた着眼点

第1章に示す「環境に関する国内外の動向」、本章に示す「南伊豆町の概況と環境課題」及び参考資料に示す「南伊豆町の環境に関するアンケート調査」を踏まえ、環境基本計画の改訂に向けた着眼点を基本方針ごとに整理しました。

基本方針: 自然観光資源の保全と持続可能な活用

【世界・国・県・町の環境に関する動向】

- 「第6次南伊豆町総合計画」において、水と光と緑に象徴される豊かな地域資源の活用等を図り地域産業の活性化を目指しています。

【地域概況】

- 本町は自然観光資源を多数保有しており、町内の一部は「富士箱根伊豆国立公園」や「伊豆半島ジオパーク」に指定されています。
- 本町の平成30年度の観光交流客数は、昭和63年度の半数以下まで減少しています。
- 本町では、伊豆半島ジオパークの保全やウミガメなどの希少な動植物の保護を行っており、観光資源として活用しています。
- 本町の基盤産業は「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

【アンケート結果】

- 「自然環境や希少野生動植物の保全」や「自然観光資源の活用」に関する取組は、各主体とも今後の重要度が高い結果となっています。

<計画改訂に向けた課題と着眼点>

課題 本町の水と緑に象徴される自然環境の継続的な保全と活用の両立が図られた観光振興

着眼点① 自然環境等の保全

着眼点② 自然観光資源を活用した観光業の活性化

基本方針:人の暮らしを豊かにする自然環境の向上

【世界・国・県・町の環境に関する動向】

- 本町では「南伊豆町農業振興地域整備計画書(平成28年2月)」や「南伊豆町森林整備計画書(平成29年4月)」を策定しており、町内における農用地や森林の適正な保全・整備の推進を図っています。

【地域概況】

- 本町の農林水産業は、静岡県や全国と同様に衰退の傾向を示しており、耕作放棄地や農作物等の鳥獣被害額の増加、森林の荒廃が懸念されています。なお、農作物の鳥獣被害額の増加を踏まえて、本町では有害鳥獣の捕獲や鳥獣被害防止柵の設置など鳥獣被害対策を進めています。
- 近年、本町では育てる漁業にも注力しており、アワビの稚貝やマダイの稚魚の放流事業に取り組んでいます。

【アンケート結果】

- 「適正な森林整備や里山整備の推進」や「鳥獣害対策」に関する取組について、町民からは重点的に改善して欲しい取組となっています。
- 「持続可能な一次産業の育成」に関する取組は、各主体とも今後の重要度が高い結果となっています。
- 「耕作放棄地」に関心がある町民・事業者は多く存在しています。

<計画改訂に向けた課題と着眼点>

課題

自然環境や生活環境の保全につながる森林の適正管理や耕作放棄地の解消など、持続可能な一次産業の維持・創出

着眼点①

耕作放棄地の解消

着眼点②

鳥獣被害に伴う経済的な被害の抑制

基本方針:温室効果ガスの削減

【世界・国・県・町の環境に関する動向】

- 国は「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月）」の閣議決定に伴い、令和 12 年までに温室効果ガス排出量を平成 25 年度比の 26%削減する目標を掲げています。
- 国は「気候変動適応法（平成 30 年 12 月）」の施行に伴い、気候変動の影響による被害の回避や低減対策を推進しています。

【地域概況】

- 本町の温室効果ガス排出量は、減少傾向で推移しており、部門別排出量をみると運輸部門からの排出が最も多くなっています。
- 本町は公共交通の人口カバー率が低く、1 人あたりの自動車保有台数が静岡県や全国よりも多いことから、自動車移動に依存していると想定できます。
- 本町の真夏日の年間日数は増加傾向を推移しています。

【アンケート結果】

- 「交通対策の推進による CO₂削減」に関する取組について、町民からは今後の重要度が高い結果となっていますが、公共交通や自転車での移動を心掛けている町民は約 2 割しかいません。
- 服装の調整による冷暖房利用の低減や燃料消費の少ない運転を心掛けるなど、省エネ行動に取り組んでいる町民が約 7 割存在しています。

<計画改訂に向けた課題と着眼点>

- 課題①** 温室効果ガス排出量の削減が活性化する中で、本町の特徴を踏まえた効率的な温室効果ガス排出量の削減
- 着眼点①** 環境に優しい公共交通網の形成
- 課題②** 静岡県や国において、気候変動に対する適応が推進されており、本町でも同様な気候変動に対する適応の推進
- 着眼点②** 気候変動への適応に関する普及啓発

基本方針: 快適な生活環境の充実

【世界・国・県・町の環境に関する動向】

- 「第6次南伊豆町総合計画」において、本町では町民・事業者・行政の協働による災害に強いまちづくりを目指しています。

【地域概況】

- 本町の生活環境は概ね環境基準を達成していますが、一部未達成となっています。
- 本町の汚水処理人口普及率は、静岡県や全国と比べても低い水準となっています。

【アンケート結果】

- 「安心・安全な生活の確保」や「廃棄物・排水の適正処理の推進」に関する取組は、各主体とも今後の重要度が高い結果となっています。
- 「ゲリラ豪雨や超大型台風への備え」に関心のある町民・事業者は多く存在しています。

< 計画改訂に向けた課題と着眼点 >

課題① 町民の健康で文化的な生活の確保に向けた生活環境の維持

着眼点① 生活環境の継続的な監視と保全に向けた適切な対応

課題② 静岡県や国において、気候変動に対する適応が推進されており、本町でも同様な気候変動に対する適応の推進

着眼点② 自然災害被害の抑制

【世界・国・県・町の環境に関する動向】

- 国は「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」の閣議決定に伴い、循環資源・再生可能資源などを活用した地域の資源生産性の向上を行い、1 人 1 日あたりのごみ排出量の減少や廃棄物の適正処理の推進などを目指しています。

【地域概況】

- 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、増加傾向を推移しており、静岡県や全国の平均を大きく上回る結果となっています。このため、本町のごみ総排出量は、人口が減少しているにもかかわらず、平成 27 年度以降横ばい傾向を推移しています。
- 本町におけるリサイクル率は、静岡県や全国の平均を大きく下回る結果となっています。
- 本町のごみ処理経費は静岡県内でもトップクラスとなっており、1 人あたり処理経費は静岡県内平均の約 3 倍となっています。

【アンケート結果】

- 「3Rの推進」に関する取組は、各主体とも今後の重要度は高いものの、概ね現状に満足している結果となっています。

<計画改訂に向けた課題と着眼点>

- 課題①** 循環型社会の形成を目指した廃棄物の排出抑制、再生利用や廃棄物の適正処理の推進
- 着眼点①** 廃棄物の発生抑制や再生利用に関する意識啓発
- 課題②** 本町から排出される廃棄物の継続的かつ安定的なごみ処理体制の構築
- 着眼点②** 廃棄物の処理に係る経費の削減

基本方針:環境意識の向上

【世界・国・県・町の環境に関する動向】

- 平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、全ての国が持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指しています。

【地域概況】

- 本町では、町民、事業者、行政が一体となった地域における道路、河川敷及び海岸の清掃活動を定期的に行っています。
- 町内小学校の 4～6 年生を対象に年 8～9 回のふるさと学級を開催し、自然などに触れ合う機会を提供しています。

【アンケート結果】

- 「環境意識の向上」に関する取組について、事業者・小学生・中学生からは重点的に改善してほしい取組となっています。
- 「SDGs」というキーワードに関心のある回答者が少なかったことから、町民・事業者・中学生に「SDGs」といったキーワードが浸透していない可能性があります。
- 環境問題に関心があると回答した町民・事業者が約 9 割を占めているのに対して、小学生が 58.1%、中学生は 63.0%と少なくなっています。

<計画改訂に向けた課題と着眼点>

課題① 本町の豊かで貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいくために、町民・事業者・行政の協働による継続的な環境保全活動の実施

着眼点① 全世代における環境意識の向上

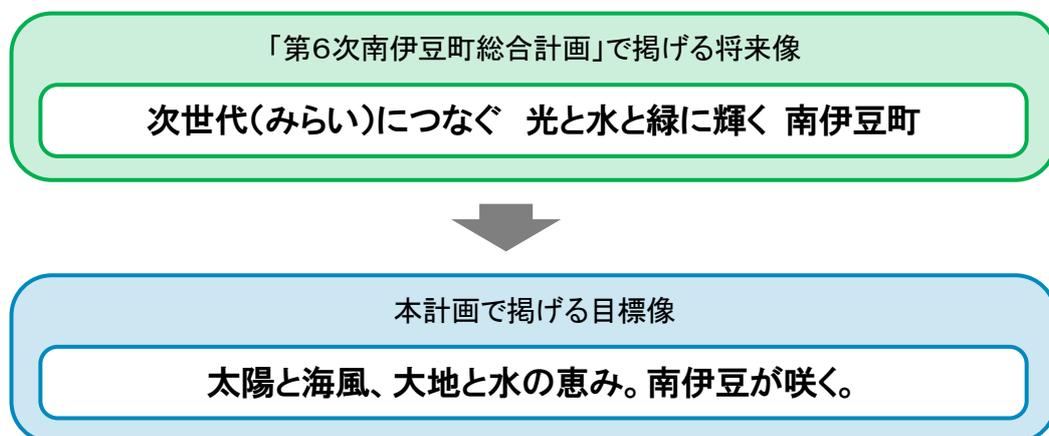
課題② SDGs のゴールの達成への寄与

着眼点② SDGs の普及啓発

第3章 環境の目標像と基本方針

1 環境の目標像

南伊豆町環境基本条例第3条で掲げる基本理念を受け継ぎ、また、「第6次南伊豆町総合計画」の将来像を踏まえ、次のとおり環境の目標像を設定します。



《目標像について》

太陽や海風、大地、水は、南伊豆町の豊かで貴重な自然環境です。南伊豆町では、こうした自然環境を守り次世代に引き継ぐことを重視しつつ、地域を元気にする資源としてこれらを活用していきます。

また、これらはいずれも南伊豆町に存在する再生可能エネルギーを示唆しています。太陽光や太陽熱、風力、水力などの利用は、近年いよいよ盛んになり、社会を変えつつあります。これらの自然の恵みは昔から南伊豆町に潜在しているものであり、胸躍る可能性の舟を漕ぎ出す機は熟したといえます。

目標像に掲げた「咲く」という言葉は、環境基本計画の主役である南伊豆町の1人ひとりの笑顔の花が咲くことを意味しています。また、「咲く」には力強い響きがあり、「南伊豆」の自発性や自主性を表現しています。自然環境の保全と活用、再生可能エネルギーの取組に加え、快適な生活環境の確保や循環型のまちづくり、さらには環境意識を向上させる仕組みづくりなどの総合的な環境への取組により、新たな町の一步を踏み出そうという意欲と明るさを表しています。

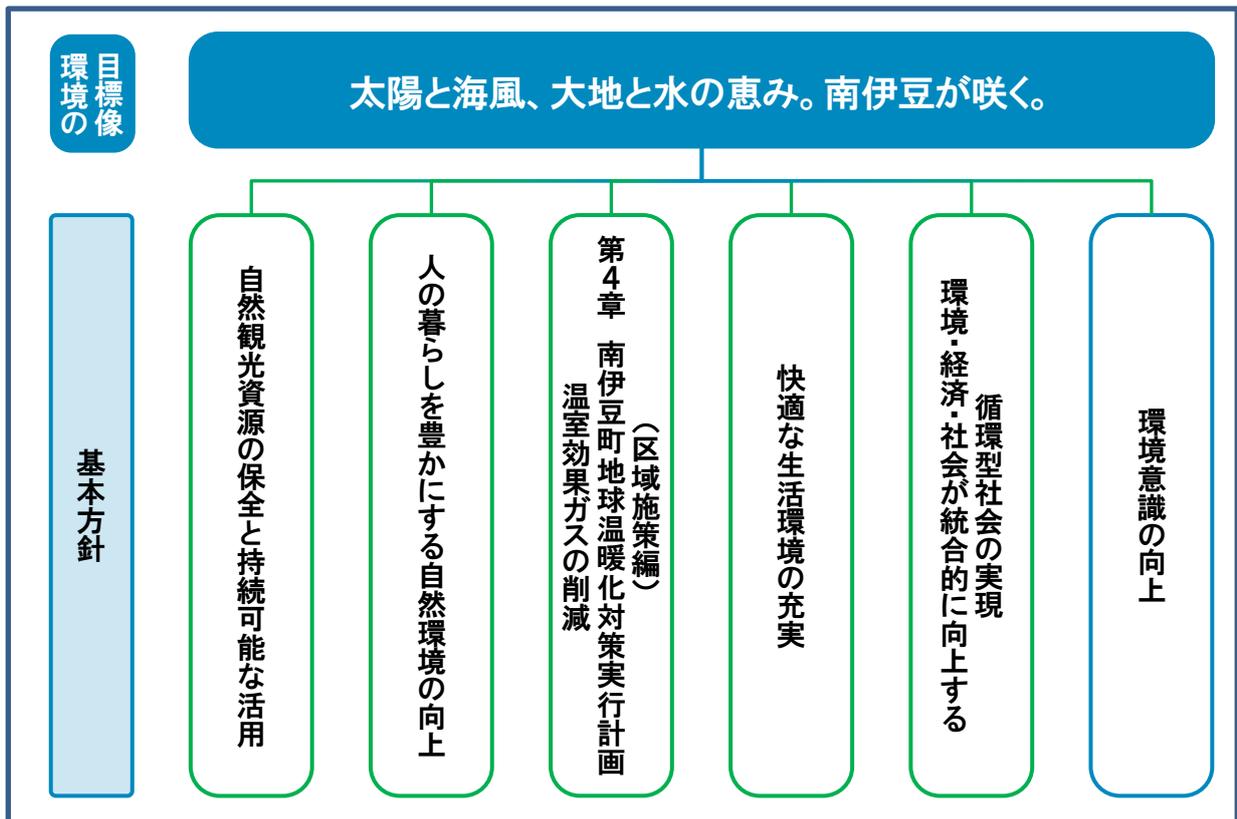
2 基本方針

環境の目標像を実現するためには、本町の環境課題の解決に努めることが重要です。このため、本計画が対象とする地球環境、自然環境、生活環境及び環境に対する意識や取組に関して、6つの柱を基本方針として設定します。

6つの基本方針のうち、「自然観光資源の保全と持続可能な活用」、「人の暮らしを豊かにする自然環境の向上」、「温室効果ガスの削減」、「快適な生活環境の充実」、「環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現」の5つは、環境の目標像を実現するための解決すべき本町の環境課題そのものに対応した方針です。また、これらを支える基盤的要素になるものとして「環境意識の向上」を基本方針に加えました。

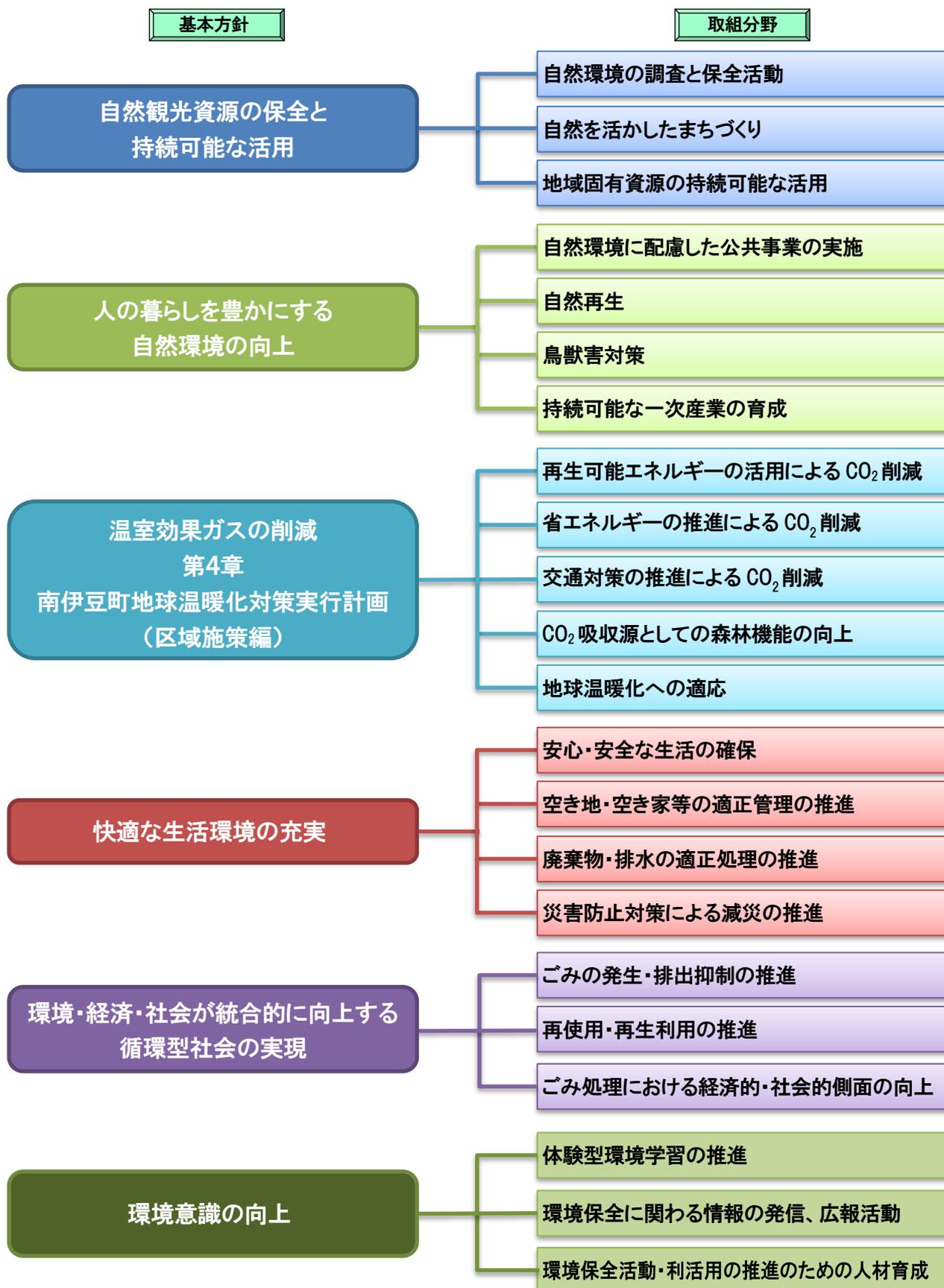
なお、本町のごみ処理に関する個別計画「南伊豆町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が改訂されることを踏まえ、当該計画との整合を図るため、基本方針「ものが循環するまちづくり」を「環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現」に改めました。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「南伊豆町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を本計画の基本方針「温室効果ガスの削減」に包含させ第4章として整理しました。



3 基本計画

6つの基本方針と取組分野は以下のとおりです。

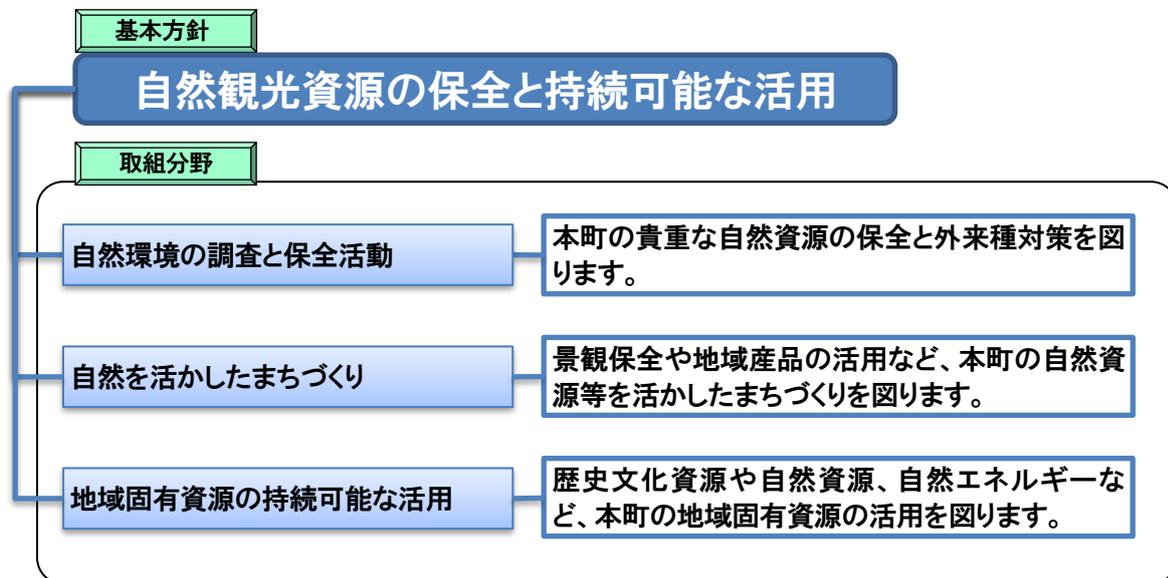


(1) 自然観光資源の保全と持続可能な活用

基本方針の趣旨

本町の重要な観光資源である雄大な自然を保全しつつ、観光産業の振興を図っていきます。自然の保全と活用のバランスを保ちながら、持続可能な事業の展開と適正な管理を推進します。

関連性の高いSDGs



環境指標	現状値	目標値
外来種情報の取得	0件/年 (令和元年度)	5件/年 (令和6年度)
ウミガメ産卵地域における 海岸清掃ボランティア回数	2回/年 (令和元年度)	5回/年 (令和6年度)
石廊崎オーシャンパーク 入込客数	164,522人/年 (令和元年度)	200,000人/年 (令和6年度)

取組分野: 自然環境の調査と保全活動

担当部署: 生活環境課、地域整備課、教育委員会

- 外来種の情報収集・発信、防除に関する情報提供など、外来種の侵入と定着を抑制し、生態系や人の健康、農林水産業への被害防止に努めます。
- 大規模開発事業等に伴った環境アセスメント²⁶手続きにおいて、町内の自然環境や生活環境の保全に向けた適切な意見等を行います。
- ウミガメの卵の保護や子ガメの放流、ウミガメ保全活動の情報発信など、学術的・文化的価値の高いウミガメの保護とともに、町のPRとしての活用を図ります。
- 海岸漂着物²⁷組成調査の実施や調査結果に基づいた海岸漂着物対策の検討、不法投棄防止パトロール、海岸漂着物等に関する環境教育など、海岸漂着物の発生抑制と海洋保全意識の醸成を図ります。

取組分野: 自然を活かしたまちづくり

担当部署: 企画課、地域整備課、教育委員会、商工観光課

- 「名勝伊豆西南海岸保存活用計画」の策定とその計画に基づいた観光PRや環境教育など、まちの観光シンボルともなっている海岸景観の保全と活用を図ります。
- 南伊豆ブランド認定品²⁸の広報活動・販路拡大やエネルギービジネスの進出支援など、町の資源を生かした地域振興や環境保全にも繋がる取組の推進を図ります。
- 「南伊豆町景観計画」に基づいた取組や景観形成地区の指定など、伝統的温泉街のまちなみ景観等の保全・創出を図ります。

取組分野: 地域固有資源の持続可能な活用

担当部署: 生活環境課、企画課、教育委員会、商工観光課

- 南伊豆歩道の活用方法の見直し検討、自然資源を活用したエコツーリズムの検討、石廊崎オーシャンパークやユウスゲ公園の運営管理など、自然資源の積極的な観光活用や希少植物の保護、景観美の保全を図ります。
- 老朽化した温泉管の付替工事や「南伊豆町観光地エリア景観計画」に基づいた観光整備、マリンスポーツを組み込んだ観光振興など、地域資源の持続的活用に向けた整備と自然資源の積極的な観光活用に努めます。
- 郷土史研究団体の支援や歴史資源の観光PRなど、観光振興と歴史文化資源の保全を図ります。

²⁶ 環境アセスメント: 大規模な開発事業などを実施する際に、事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続き。

²⁷ 海岸漂着物: 海岸に漂着し、又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物のこと。

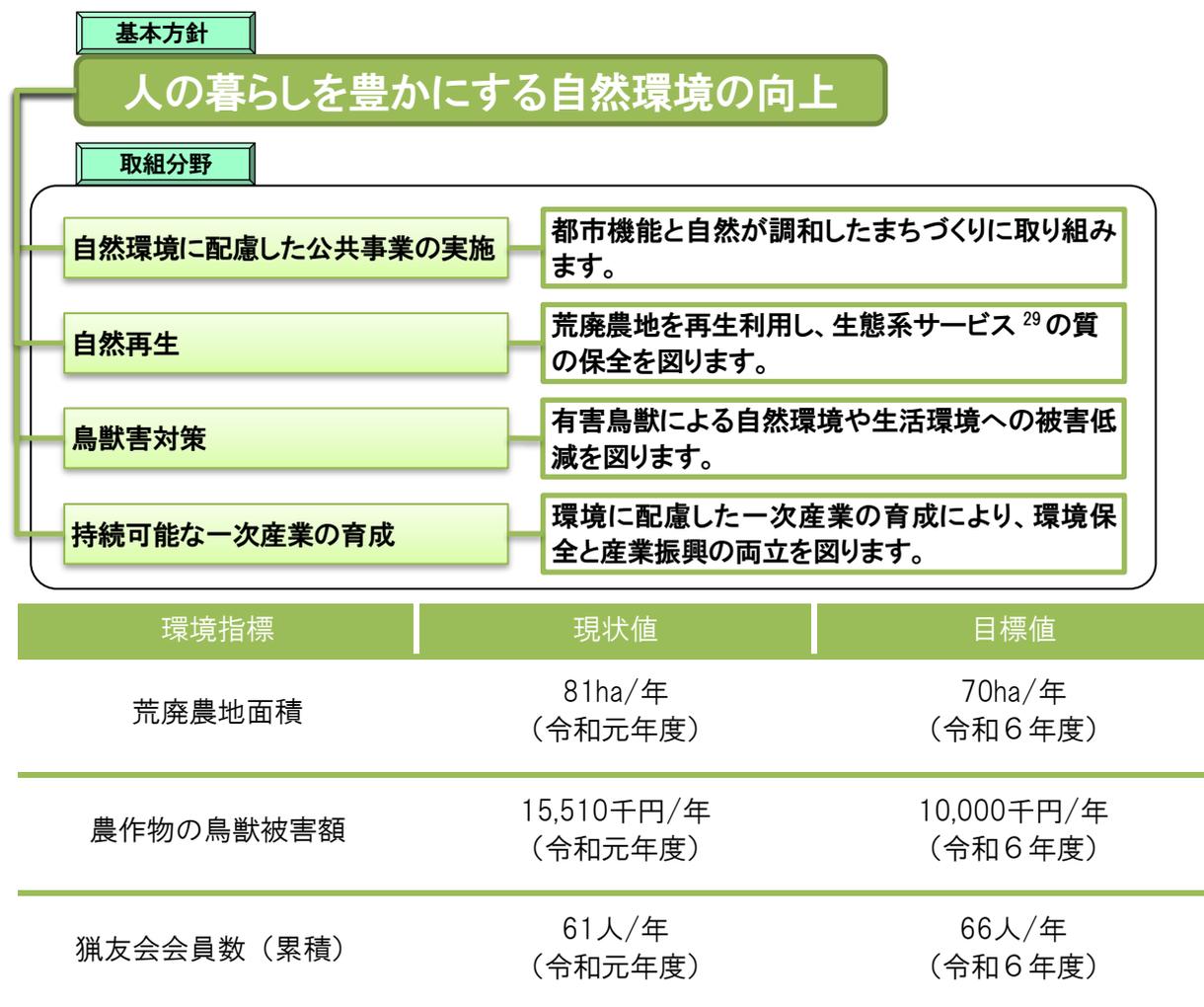
²⁸ 南伊豆ブランド認定品: 本町が生み出した優れた特産品を発掘してブランド認定したもの。

(2) 人の暮らしを豊かにする自然環境の向上

基本方針の趣旨

本町では、近年、農林業の衰退に伴う森林や耕作地の荒廃、農作物等の鳥獣被害の増加、里山の動植物の生息・生育環境の消失など、地域生態系のバランスが崩れつつあります。自然の恵みの保全・利活用に繋がるような自然環境の保全に努めます。

関連性の高いSDGs



²⁹ 生態系サービス：生物多様性が私たち人間に提供してくれる自然の恵みのこと。生態系サービスは以下の4つに分類される。

- ① 供給サービス：食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。
- ② 調整サービス：森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。
- ③ 文化的サービス：精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。
- ④ 基盤サービス：①から③までのサービスの供給を支えるサービス。例えば、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環などがこれに該当。

取組分野: 自然環境に配慮した公共事業の実施

担当部署: 企画課、地域整備課、商工観光課

- 景観に配慮したガードレールの設置や周辺の風合いに合わせた道路整備、シルバー人材センターへの苗の育成や植栽委託など、公共空間の整備と沿道景観の保全を図ります。
- 多自然型川づくり³⁰により、防災性向上とともに多様な生物の生息場の創出を図ります。
- 災害時の倒木撤去や荒廃森林の伐採など、交通機能の維持や森林の多面的機能の維持を図ります。
- 環境省の森里川海プロジェクト³¹への参画を通じて、地域循環共生圏の理念を踏まえた公共事業の推進に努めます。

取組分野: 自然再生

担当部署: 企画課、地域整備課

- 耕作されず荒廃化している農地での新産品栽培や伊豆縦貫道の残土を活用した畑地造成による荒廃農地の再生利用など、荒廃農地の解消と発生の抑制を図ります。
- 農業用施設の維持管理や農家連携支援、新規就農者支援、農地貸借等希望者への利用調整、農地バンクの活用など、農業の積極的な活用を通じた、荒廃農地の発生抑制を図ります。

取組分野: 鳥獣害対策

担当部署: 地域整備課

- 放任果樹の除去推進や荒廃農地の適正管理に関する指導、鳥獣被害防止柵の設置補助など、農林産物の被害抑制と生活環境の保全を図ります。
- 狩猟免許取得助成や有害鳥獣捕獲報奨金など、有害鳥獣捕獲の担い手の構築を通じた有害鳥獣駆除体制の維持と農林産物被害や森林被害の抑制を図ります。

取組分野: 持続可能な一次産業の育成

担当部署: 地域整備課

- 減農薬や有機農法を使用した環境保全型農業の活動支援、農林漁業者等が協力したメニュー開発など、環境と調和した持続可能な農業生産活動や地産地消の活性化を図ります。
- 稚貝・稚魚の放流補助や藻場やサンゴ礁の保全、海岸漂着物対策など、水産資源の安定的確保や海洋環境・生態系の保全を図ります。

³⁰ 多自然型川づくり: 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

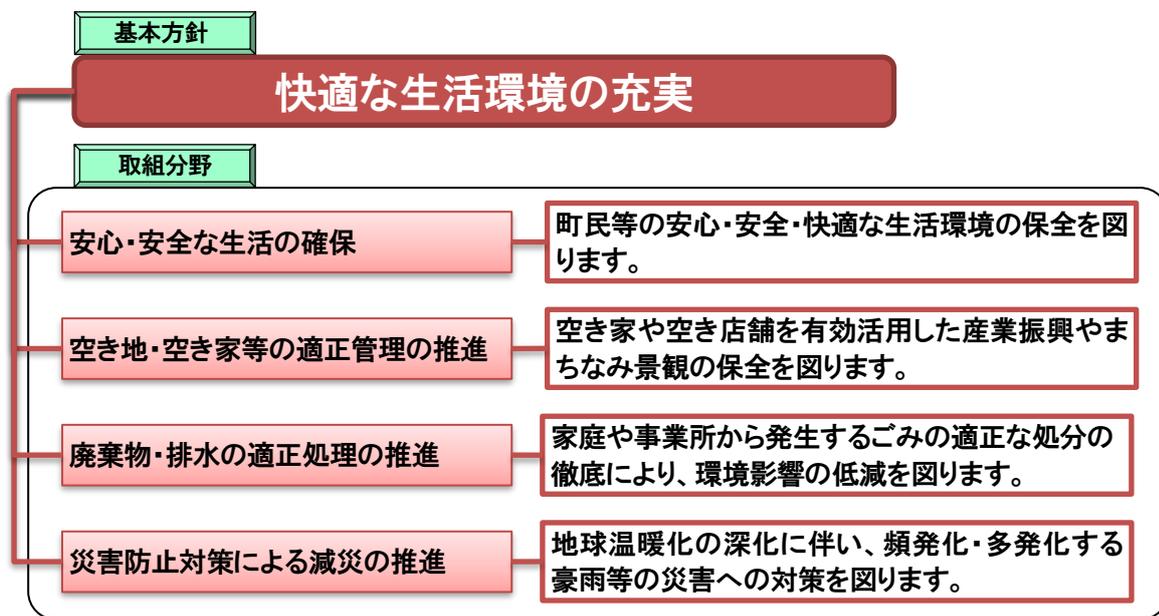
³¹ 森里川海プロジェクト: 国民全体で「森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと」「一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくること」を目指す、環境省が推進するプロジェクトのこと。

(3) 快適な生活環境の充実

基本方針の趣旨

本町の豊かな自然がもたらす「澄んだ空気」「清らかな水」を将来にわたって良好に維持し続け、快適な生活環境を創造します。

関連性の高い SDGs



環境指標	現状値	目標値
公共用水域における環境基準達成割合	98.0% (平成27年度～令和2年度)	100% (令和元年度～令和6年度)
公共下水道接続率	53.9% (令和元年度)	60.7% (令和6年度)
合併浄化槽整備人口割合	49.7% (令和元年度)	53.9% (令和6年度)
屋外焼却に関する苦情件数	4件/年 (令和元年度)	0件/年 (令和6年度)
家電4品目の不法投棄報告件数	18件/年 (令和元年度)	9件/年 (令和6年度)

取組分野:安心・安全な生活の確保

担当部署:生活環境課、地域整備課

- 公共用水域での水質調査など、本町の生活環境・自然環境の保全に向けた継続的な環境調査を行います。
- 低騒音型・低振動型建設機械を利用した公共事業の推進や民間工事の指導など、事業活動に伴った生活環境への影響抑制を図ります。
- 光化学オキシダント注意報が発令された場合は、直ちに広く情報発信を図り、町民等の健康被害の抑制を図ります。
- 環境に関する相談窓口の設置、利害関係者間の相互理解に向けた調整、その他環境に関する事項についての指導・助言など、安全・安心かつ快適な生活環境の保全を図ります。
- 無責任な飼い主による犬や猫の多頭繁殖防止や猫の避妊去勢手術への助成など、快適な生活環境の維持を図ります。
- アスベスト³²除去に関する工事補助など、石綿健康被害の未然防止を図ります。

取組分野:空き地・空き家等の適正管理の推進

担当部署:企画課、地域整備課、商工観光課

- 空き家バンク事業の拡充やリフォーム支援、定住・移住の促進など、空き家等を活用した移住促進とまちなみ景観の悪化抑制を図ります。
- 空き地や空き家の適正管理の指導など、建物の老朽化に伴った損壊被害の防止とまちなみ景観の悪化抑制を図ります。
- チャレンジショップ支援や廃業民宿の再生利用検討など、空き店舗を活用した産業振興とまちなみ景観の悪化抑制を図ります。

環境に関する豆知識

光化学オキシダントって何？



工場や自動車からの排出された窒素酸化物などが、太陽の紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質の総称。濃度が高くなるとモヤがかかったように、「光化学スモッグ」が発生し、目がチカチカしたり、のどが痛んだりといった影響を与えます。



³² アスベスト：天然の鉱物繊維の総称。極めて細く軽いため空気中に浮遊しやすく、人の肺に入ると15～40年の潜伏期間を経て、肺がんや悪性中皮種などの病気を引き起こすおそれがある。

取組分野: 廃棄物・排水の適正処理の推進

担当部署: 生活環境課、地域整備課

- 悪臭規制に基づいた家畜排泄物の適正指導や工場・事業場の指導など、廃棄物等の適正処理の推進と悪臭の発生抑制を図ります。
- 野焼き（屋外焼却）禁止の指導など、家庭ごみ等の適正処理の推進と町民の健康被害の抑制を図ります。
- 個人や事業者が管理する土地の適正管理の指導・勧告、海岸や森林等での不法投棄パトロール、不法投棄看板の配布など、廃棄物等の適正な管理と処理に向けた気運の醸成とそれに伴った自然環境・生活環境の悪化抑制を図ります。
- 公共下水道未接続者への加入促進や合併浄化槽への転換補助など、公共用水域の保全を図ります。
- 漁業関係者や自治会との連携による海岸漂着物の回収・運搬など、持続的な海岸漂着物の処理体制の構築を図ります。

取組分野: 災害防止対策による減災の推進

担当部署: 生活環境課、企画課、地域整備課

- 国土強靱化地域計画の策定や当該計画に基づいた防災・減災対策など、地球温暖化とともに全国的に頻発化・激甚化する災害被害の回避・低減を図ります。
- 大規模災害で発生する災害廃棄物の迅速処理に向けた周辺自治体等との応急体制の構築や初動対応の確実な実施に向けた市内組織の連携強化など、災害廃棄物の適正処理とそれに伴った二次災害の発生抑制を図ります。

環境に関する豆知識

野焼き（屋外焼却）の禁止！



野焼き（屋外焼却）は、一部の行為*を除いて、法律や条例で禁止されています。燃やすものによってはダイオキシンなどの有害物質が発生し、人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

一部の行為: どんど焼きなどの風俗習慣上又は宗教上の行事、火災予防訓練といった災害の予防・応急対策など



(4) 環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現

基本方針の趣旨

ごみの減量化及び再資源化の更なる促進とともに、民間事業者を広く活用したごみ処理体制を構築することで、環境・経済・社会の3側面の統合的向上を実現する資源循環の進んだまちを目指します。

関連性の高いSDGs



基本方針

環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現

取組分野

ごみの発生・排出抑制の推進

町民や事業者一人ひとりのごみ減量意識の醸成により、ごみの発生抑制を図ります。

再使用・再生利用の推進

リユースやリサイクルに関する仕組みの拡充や利用促進により、資源の循環利用の促進を図ります。

ごみ処理における 経済的・社会的側面の向上

民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、ごみ処理を基点とした、経済効果や社会効果の向上を図ります。

環境指標	現状値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	1,247g/人・日 (令和元年度)	1,167g/人・日 (令和6年度)
リサイクル率	14.3% (令和元年度)	18.0% (令和6年度)
資源ごみ回収拠点における 資源ごみ回収割合	20% (令和元年度)	30% (令和6年度)

取組分野:ごみの発生・排出抑制の推進

担当部署:生活環境課、福祉介護課、健康増進課

- ごみの出し方に関する冊子の見直しや可燃ごみの展開検査³³、事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化など、ごみ分別やごみの適正処理を推進することで、町民や事業者のごみ処理意識の向上を図ります。
- マイバックやマイボトルの利用促進など、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用の抑制を図ります。
- 3キリの推進や生ごみ処理機等の導入推進、生ごみの削減等の活動を行う団体支援、フードバンク³⁴支援など、食品ロスの削減や生ごみの削減を図ります。

取組分野:再使用・再生利用の推進

担当部署:生活環境課

- 包装トレイ回収箱の利用促進、廃乾電池回収の推進、リサイクルショップ等の利用促進など、町民や事業者のリサイクル意識の向上とごみの再資源化を推進します。
- 資源ごみ回収の拡充、再資源化可能ごみの売却など、リサイクル推進体制の構築と資源のリサイクルに努めます。
- ざつ紙・古布リサイクルの情報提供や分別収集の検討など、可燃ごみとして焼却処理されているざつ紙・古布のリサイクルを推進します。

取組分野:ごみ処理における経済的・社会的側面の向上

担当部署:生活環境課

- ごみ処理やごみ処理施設の運営に民間事業者を活用することで、民間事業者の創意工夫による処理経費の低コスト化を実現させるとともに地域経済の活性化を図ります。
- 高齢者や障害者、単身の夜間就業者といったごみの排出困難者に対する収集サービスの検討など、多様な生活様式に柔軟に対応したごみ処理体制の構築と地域の自立性の醸成を図ります。

環境に関する豆知識

3キリは積極的に！



町全体から出る燃やすごみは、生ごみの占める割合が高いといった特徴があり、家庭から出る生ごみを減らすポイントは3つあります。

- ① 「使い」キリ：定期的に冷蔵庫の中身のチェックや整理整頓を行い、不要な食材を買わないことや食材を使い切る等の工夫をしましょう。
- ② 「食べ」キリ：夕食や昼食を作りすぎないようにすることや残った料理をアレンジして違う料理にして食べきる等の工夫をしましょう。
- ③ 「水」キリ：生ごみの8割を占める水分をしっかりと切ることで、ごみの重量を減らせるだけでなく、生ごみ特有の匂いが軽減されます。捨てる前に「ギュッとひと絞り」を心がけましょう。

³³ ごみの展開検査：搬入されたごみに不適合な廃棄物が混ざっていないかを調べる検査のこと。

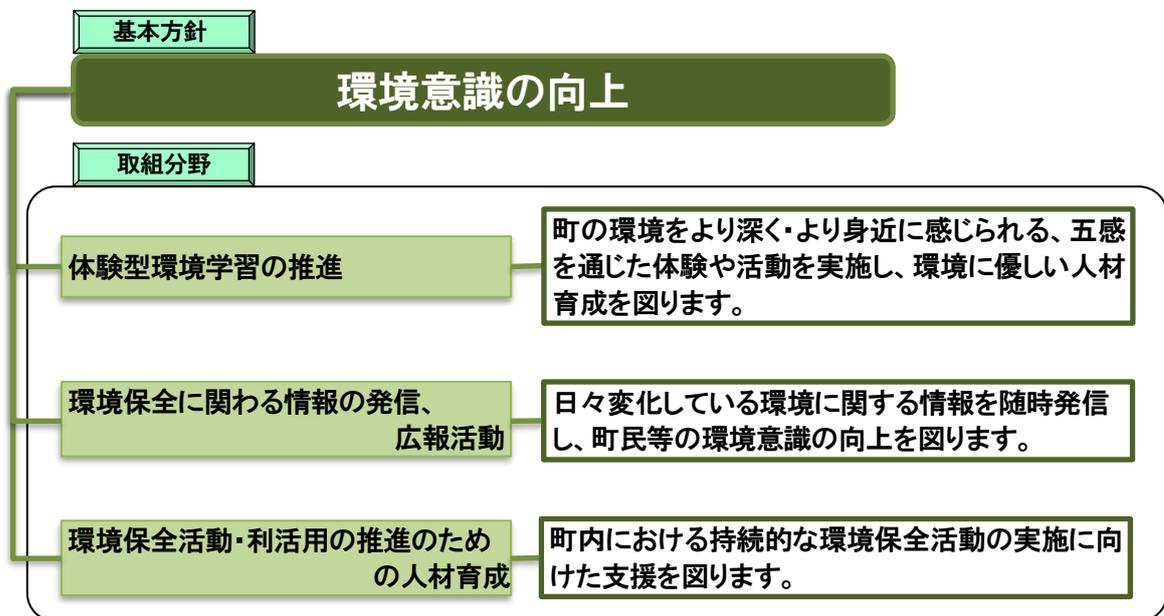
³⁴ フードバンク：安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。

(5) 環境意識の向上

基本方針の趣旨

日々の生活習慣や事業活動、観光客のマナーなど、子どもから大人一人ひとりの環境意識の向上が求められます。意識を持つことからより積極的な行動へと、取組を深めることが大切です。

関連性の高いSDGs



環境指標	現状値	目標値
町内の環境情報発信件数	3回/年 (令和元年度)	6回/年 (令和6年度)
ジオサイトにおける環境学習数	3校/年 (令和元年度)	5校/年 (令和6年度)
ふるさと学級参加者割合 (ふるさと学級参加者数÷ 町内小学校4～6年生の児童数)	31.9% (令和元年度)	35.0% (令和6年度)

取組分野:体験型環境学習の推進

担当部署:生活環境課、教育委員会、商工観光課

- ふるさと学級の開催や教育機関が連携した農作物栽培、事業者と連携した体験学習など、南伊豆町の農林業や観光を感じ取れる体験学習を通じた環境意識の向上を図ります。
- 清掃センター等の施設見学やジオサイトにおける環境学習など、小中学生の環境意識の向上を図ります。

取組分野:環境保全に関わる情報の発信、広報活動

担当部署:生活環境課、企画課、教育委員会

- こども環境作文コンクールの実施や環境学習カリキュラム・環境教材の拡充など、町の次世代を担う子ども達の環境意識の向上を図ります。
- SDGs やマイクロプラスチック³⁵、エシカル消費³⁶といった環境に関連する様々な動向を広報紙やホームページ、出前講座といった様々な方法で情報発信を行い、町民や事業者の環境意識の向上を図ります。

取組分野:環境保全活動・利活用の推進のための人材育成

担当部署:生活環境課、企画課、地域整備課、教育委員会、商工観光課

- ボランティア団体支援やクリーン作戦への参加募集など、町内の人材を活用した継続的な観光振興や環境保全活動が行える体制づくりを図ります。
- 出前講座の開催やしずおかアダプトロード・プログラムやリバーフレンドシップへの参画促進など、町内での環境保全活動で主体的な参加意欲を持った人材育成を図ります。
- ワーケーション³⁷誘致や域外の教育機関と連携した地域振興など、町外の人材も活用した地域振興と環境保全を図ります。

環境に関する豆知識

町内の環境保全活動に参加しよう！



南伊豆町では、しずおかアダプトロード・プログラムやリバーフレンドシップ制度への住民参画を推進し、町内の道路や公園、河川など各所で、地域住民による清掃活動が行われています。



しずおかアダプトロード・プログラム活動状況

³⁵ マイクロプラスチック：海洋プラスチックごみのうち、5ミリメートル以下の微細なプラスチック粒子のことを指す。マイクロプラスチックは自然分解されず半永久的に残る。

³⁶ エシカル消費：「人と社会、地球環境、地域のことを考慮して作られたモノ」を購入・消費すること。

³⁷ ワーケーション：「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語。「休暇を取りながら柔軟に働く」といった、新たな働き方。

第4章 南伊豆町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

本章は、国の「地球温暖化対策計画(平成 28 年5月)」を踏まえて、西暦表記で記載しています。

1 計画策定の背景

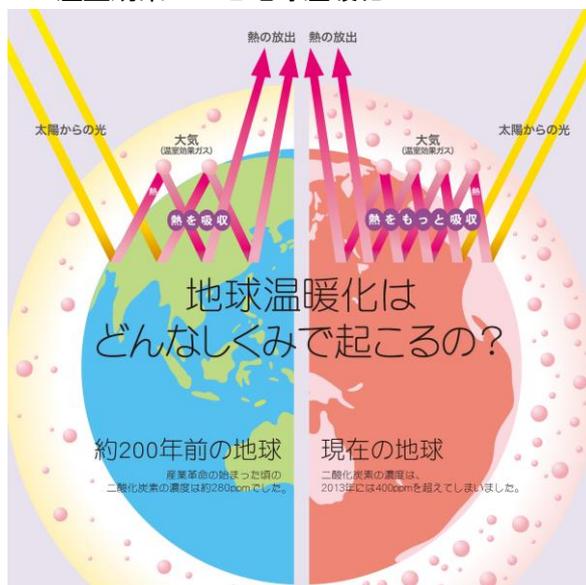
1-1 地球温暖化のメカニズム

太陽光によって温められた地表の熱の大部分は宇宙に放出されますが、その一部が大気中の温室効果ガスに吸収され、地上に保温効果をもたらすことで、人類や動植物が過ごしやすい環境が保たれています。

温室効果ガスは、熱の放出を防ぐカーテンのような役目を果たしており、これがなければ地上の温度は氷点下19℃になるといわれています。

しかし、産業革命以降、石油やガスなどの大量消費に伴い大気中の温室効果ガス濃度が上昇したことで、熱の吸収量が増加し、地上気温が上昇し続けています。これが「地球温暖化」といわれる現象です。

温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

1-2 地球温暖化の影響

地球温暖化による地球環境への影響として、海水面積の減少や海面水位の上昇、洪水や干ばつ等の災害による被害の増加、自然生態系への影響、食料生産や健康等の人間への影響など様々な影響が懸念されています。

項目		21世紀末に予測される日本への影響	出典
気 温	気温	3.3～4.9℃上昇	注 1
	短時間強雨（1時間降水量50mm上）	全国平均で2倍以上	
	猛暑日（日最高気温35℃以上）	全国平均で約19日増加	
	真夏日（日最高気温30℃以上）	全国平均で約49日増加	
災 害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大	注 2
	砂丘	約80～82%消失	
	干潟	約11～12%消失	
水資源	河川流量	約1.1～1.2倍に増加	
生態系	ハイマツ	潜在育成域は現在の0～7%に減少	
	ブナ	潜在育成域は現在の約13～75%に減少	
食 料	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大	
	ウンシュウミカン	栽培適地がなくなる	
	タンカン	栽培適地が国土面積の13～34%に増加	
健 康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加	
	ヒトスジシマカ	分布域が現状の国土約40%弱から75～96%に拡大	

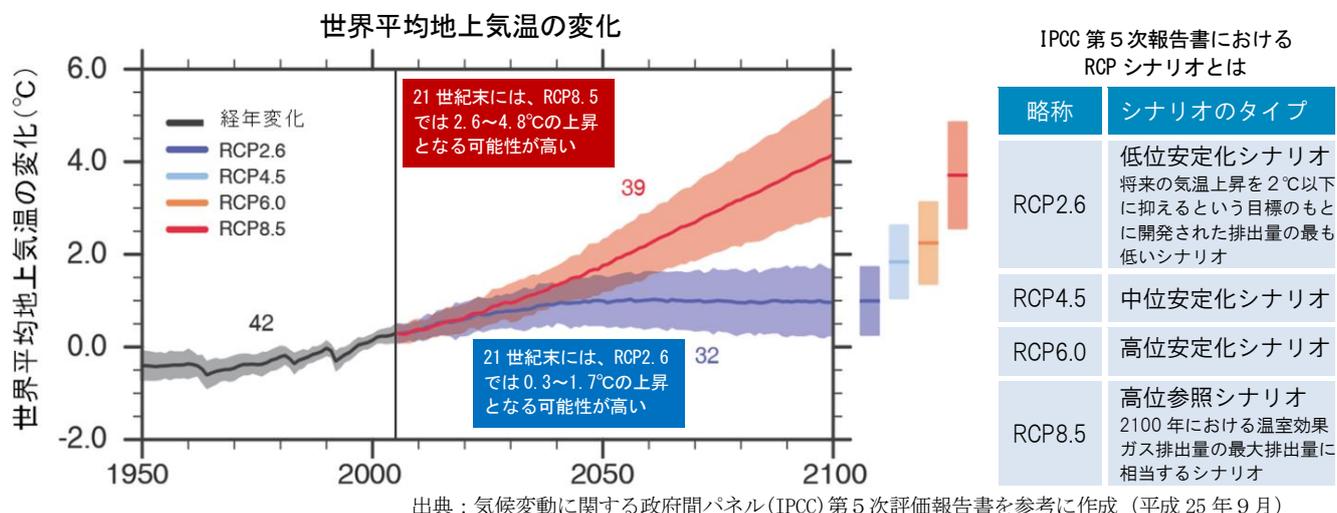
注 1) 「地球温暖化予測上昇 第9巻」(2017、気象庁)

注 2) 「環境省環境研究総合推進費 S-8 2014 年報告書」(2014、S-8 温暖化影響・適応研究プロジェクトチーム)

1-3 地球温暖化に関する知見

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）³⁸が公表した「第5次評価報告書 第1作業部会報告書」によると、温暖化の支配的な原因として、人間活動の可能性が極めて高いとしています。

また、様々なケースによる気温変化を予測しており、今後、温暖化を緩和する策を講じなかった場合、2.6～4.8℃の範囲で気温上昇することが予測されています。



1-4 地球温暖化に関する動向

2015年12月に、フランスのパリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、2020年以降の温室効果ガス削減等に関する新たな枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月4日に発効されました。日本も同年11月8日に批准しています。

また、パリ協定を踏まえて、政府は2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、この計画で2013年度を基準年度とし、2030年度を中間目標年度、2050年度を長期目標年度と定め、温室効果ガス排出量を基準年度比で26.0%削減（中間目標年度）、80.0%削減（長期目標年度）することを国全体で目指しています。

項目	排出量実績		排出量目安	削減率
	2005年度	2013年度	2030年度	(2030/2013)
エネルギー起源 CO ₂	1,219	1,235	927	25.0%
産業部門	457	429	401	6.5%
業務その他部門	239	279	168	39.8%
家庭部門	180	201	122	39.3%
運輸部門	240	225	163	27.6%
エネルギー転換部門	104	101	73	27.7%
非エネルギー起源 CO ₂	85.4	75.9	70.8	6.7%
メタン (CH ₄)	39.0	36.0	31.6	12.3%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	25.5	22.5	21.1	6.2%
代替フロン等4ガス	27.7	38.6	28.9	25.1%
吸収源 ^{注)}	—	—	-37.0	—
合計	1,397	1,408	1,043	26.0%

注) 吸収源の内訳は、森林 27.8 百万 t-CO₂、農地土壌炭素吸収源対策・都市緑化等 9.1 百万 t-CO₂

³⁸ 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象気候（WMO）により設立された機関。

2 計画の概要

2-1 計画策定の目的

「南伊豆町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第19条第2項に基づき策定するもので、本町の地球温暖化対策の計画的・効果的な推進を図ることを目的としています。

2-2 計画の目標年度

本実行計画の期間は、2021年度から2030年度までとします。

基準年度は2013年度とし、目標年度は国との整合を図り2030年度とします。

計画期間	2021年度から2030年度まで
基準年度	2013年度
目標年度	2030年度

2-3 対象とする温室効果ガスの種類

対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に基づき、以下のとおりとします。

温室効果ガスの種類		地球温暖化係数 ³⁹	主な排出活動
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源	1	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用により排出
	非エネルギー起源		工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等により排出
メタン(CH ₄) ^注		25	工業プロセス、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等により排出
一酸化二窒素(N ₂ O) ^注		298	工業プロセス、自動車の走行、家畜の排せつ物管理、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等により排出

注) メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)は、温対法に基づき二酸化炭素(CO₂)に換算して推計を行う

2-4 対象とする部門・分野

本実行計画において対象とする部門・分野は、以下のとおりとします。

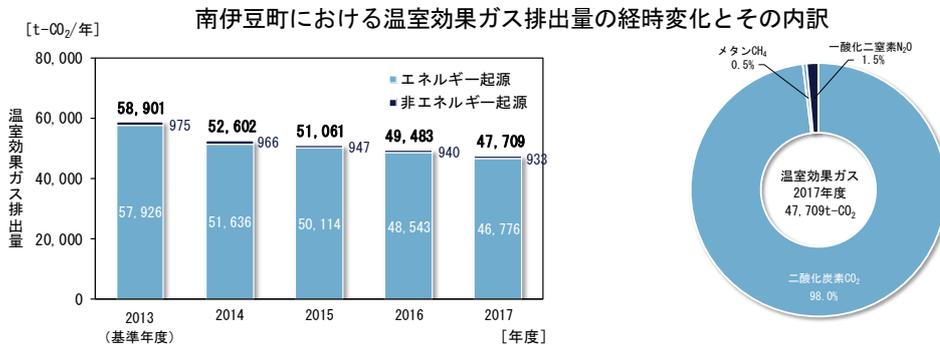
ガス種	部門・分野		説明
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	
	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出
船舶		船舶におけるエネルギー消費に伴う排出	
非エネルギー起源 CO ₂	燃料の燃焼分野	自動車走行	自動車走行に伴う排出
	農業分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出

³⁹ 地球温暖化係数：二酸化炭素(CO₂)を基準として、他の温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を表した値。数値が大きいほど地球温暖化への影響が大きい。

3 本町の温室効果ガスの現状

3-1 本町の温室効果ガス排出量の現状(種類別)

本町における 2017 年度の温室効果ガス排出量は 47,709t-CO₂ であり、二酸化炭素が 98.0%と大部分を占めています。また、2017 年度の排出量を 2013 年度と比べると 19.0%減少しています。

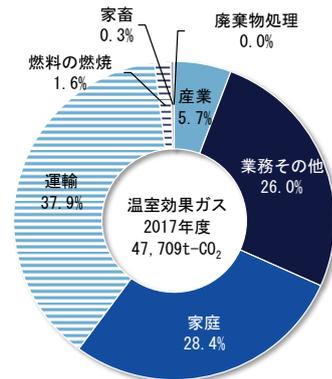


資料：「部門別 CO₂ 排出量現況推計（環境省）」を参考に作成

2013 年度と 2017 年度の部門別の温室効果ガス排出量では、建設業、家庭部門、業務その他部門の削減割合が高くなっています。また、2017 年度の部門別の温室効果ガス排出量は、運輸部門が 37.9%を占めており、次いで家庭部門が 28.4%、業務その他部門が 26.0%と多くなっています。

部門		2013年度 t-CO ₂	2017年度 t-CO ₂	削減割合
産業	製造業	773	687	11%
	建設業・鉱業	1,277	950	26%
	農林水産業	1,218	1,103	9%
家庭部門		16,779	13,555	19%
業務その他部門		17,878	12,384	31%
運輸	自動車	19,801	17,928	9%
	船舶	200	169	16%
燃料の燃焼（自動車の走行）		788	768	3%
農業	耕作	186	165	11%
	農業廃棄物	1	0	-
合計		58,901	47,709	19%

南伊豆町における部門別の温室効果ガス排出量割合

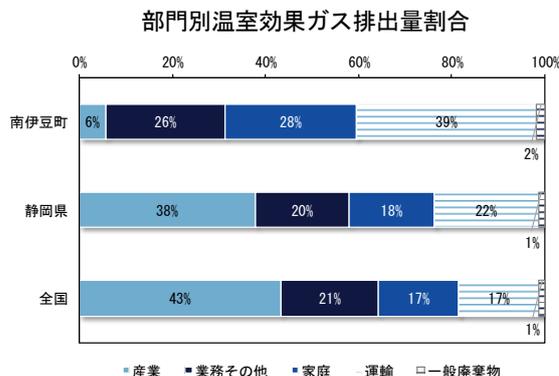


資料：「部門別 CO₂ 排出量現況推計（環境省）」を参考に作成

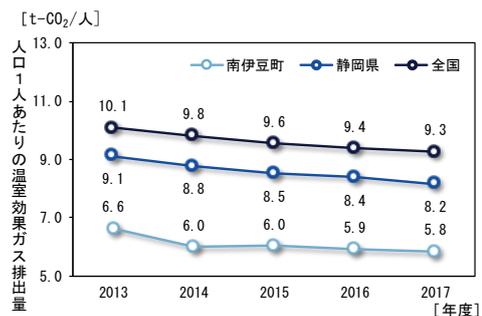
3-2 静岡県や全国との比較

本町の温室効果ガスの部門別排出量を静岡県及び全国と比較すると、運輸部門の排出割合が非常に高い一方、産業部門の割合が少ない傾向にあります。

また、本町の人口 1 人あたりの二酸化炭素排出量は静岡県や全国よりも少なくなっています。



人口 1 人あたりの温室効果ガス排出量



資料：「部門別 CO₂ 排出量現況推計（環境省）」「静岡県統計年鑑 2013～2017（静岡県）」「政府統計の総合窓口（総務省）」を参考に作成

4 本町の温室効果ガス排出量の削減目標

4-1 温室効果ガス排出量の将来推計に用いる活動量

今後、現状のまま追加的な対策を講じないと想定した場合（現状趨勢ケース）の温室効果ガス排出量は、以下に示す活動量を用いて算出を行います。

なお、家庭部門の活動量には「第6次南伊豆町総合計画」の将来目標人口を用い、それ以外の部門の活動量については、これまでの経年変化などに基づいた推計値を用います。

【推計式】2030年度の温室効果ガス排出量 =

$$2030年度の活動量 \times (2017年度の温室効果ガス排出量 / 2017年度の活動量)$$

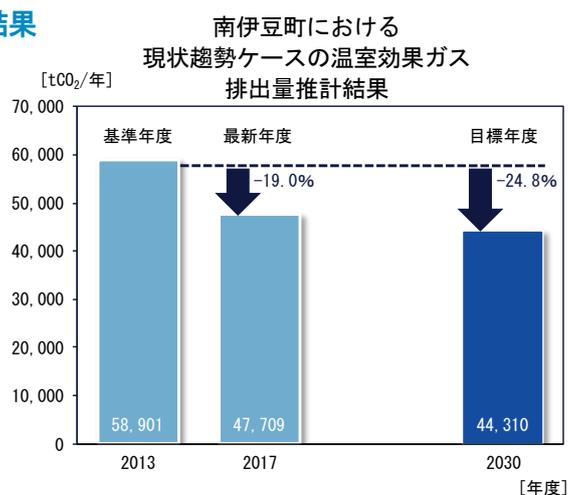
部門・分野	活動量の指標（単位）	活動量			
		基準年度 2013年度 (実績値)	最新年度 2017年度 (実績値)	目標年度 2030年度 (推計値)	
産業	製造業	製造品出荷額（万円）	100,654	106,537	127,416
	建設業・鉱業	建設業・鉱業従業者数（人）	453	297	245
	農林水産業	農林水産業従業者数（人）	69	68	76
家庭	人口（人）	8,921	8,267	7,000	
業務その他	業務その他従業者数（人）	3,246	2,627	2,977	
運輸	自動車	自動車保有台数（台）	6,891	6,716	6,074
	船舶	入港船舶数トン数（トン）	33,290	29,727	29,588
農業	耕作	水稻作付面積（ha）	430,000	380,000	339,467
		農作物作付面積（ha）	45	39	34
		農作物の収穫量（トン）	4,080	3,800	4,000

4-2 現状趨勢ケースの温室効果ガス排出量推計結果

現状趨勢ケースの温室効果ガス推計結果は右図に示すとおりです。

これによると、目標年度（2030年度）の温室効果ガス排出量は44,310t-CO₂/年であり、基準年度（2013年度）と比べ24.8%削減される結果となります。

また、最新年度（2017年度）と比較すると、5.8%の削減される結果となります。



4-3 町民や事業者の取組による削減見込量の推計

目標年度（2030年度）に向け、今後、家庭や事業所で取り組むことで削減が見込まれる二酸化炭素量について、国の「地球温暖化対策実行計画」に基づき、「産業部門」「家庭部門」「業務その他部門」「運輸部門」の部門別に推計した結果は以下のとおりです。

これによると、温室効果ガスの削減見込量は約 1,214t-CO₂と推計されます。

部門	部門別の取組内容	削減見込量 (t-CO ₂)
産業	高効率空調の導入	0.04
	産業用ヒートポンプ ⁴⁰ （加湿・乾燥）の導入	0.11
	産業用照明の導入	0.14
	低炭素工業炉の導入	0.37
	産業用モータの導入	0.21
	産業部門における徹底的なエネルギー管理の実施	0.08
	ハイブリッド機器の導入	0.80
	省エネ農機の導入等（うち農業）	4.18
	省エネ漁船への転換	1.94
家庭	トップランナー制度 ⁴¹ 等による機器の省エネ性能向上	7.48
	新築住宅における省エネ基準適合の推進	112.96
	既存住宅の断熱改修の促進	15.42
	高効率給湯器の導入	9.56
	高効率照明の導入	14.05
	浄化槽の省エネ化	0.06
	HEMS ⁴² ・スマートメーター ⁴³ を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	49.66
	クールビズの実施徹底の促進	0.12
	ウォームビズの実施徹底の推進	0.24
	機器の買換え促進	0.17
	家庭エコ診断	0.09
再生可能エネルギーの最大限の導入	288.08	
業務その他	新築建築物における省エネ基準適合の推進	64.85
	建築物の省エネ化（改修）	7.64
	業務用給湯器の導入	2.98
	高効率照明の導入	19.04
	冷媒管理技術の導入	0.05
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	32.83
	BEMS ⁴⁴ の活用、省エネ診断等による機器の省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	30.41
	クールビズの実施徹底の促進	0.17
	ウォームビズの実施徹底の推進	0.13
	照明の効率的な利用	5.08
	再生可能エネルギーの最大限導入	371.01
運輸	次世代自動車の普及、燃料改善	162.84
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	4.52
	公共交通機関及び自転車の利用促進	4.11
	エコドライブ	1.78
	カーシェアリング	1.27
合計		1,214

⁴⁰ ヒートポンプ：空気や水に蓄えられている熱エネルギーを利用可能な形に集め、空調や給湯、乾燥などに利用する技術のこと。

⁴¹ トップランナー制度：テレビ、OA 機器、エアコン、照明器具、住宅建材や自動車など、現在商品化されている製品のうち、最も省エネ性能の高い製品（トップランナー）以上の性能を目標基準値に設定し、これより上を目指すという考え方。

⁴² HEMS（ヘムス）：家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

⁴³ スマートメーター：電力使用量をデジタルで計測する電力量計のこと。

⁴⁴ BEMS（ベムス）：室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

4-4 本町全体の削減目標値

国の温室効果ガス削減目標値、現状趨勢ケースの推計結果及び今後の削減見込量を踏まえ、目標年度（2030年度）における、本町の温室効果ガス削減量の目標値を「2013年度比26%以上」と設定します。

本町から発生する温室効果ガスの削減目標値

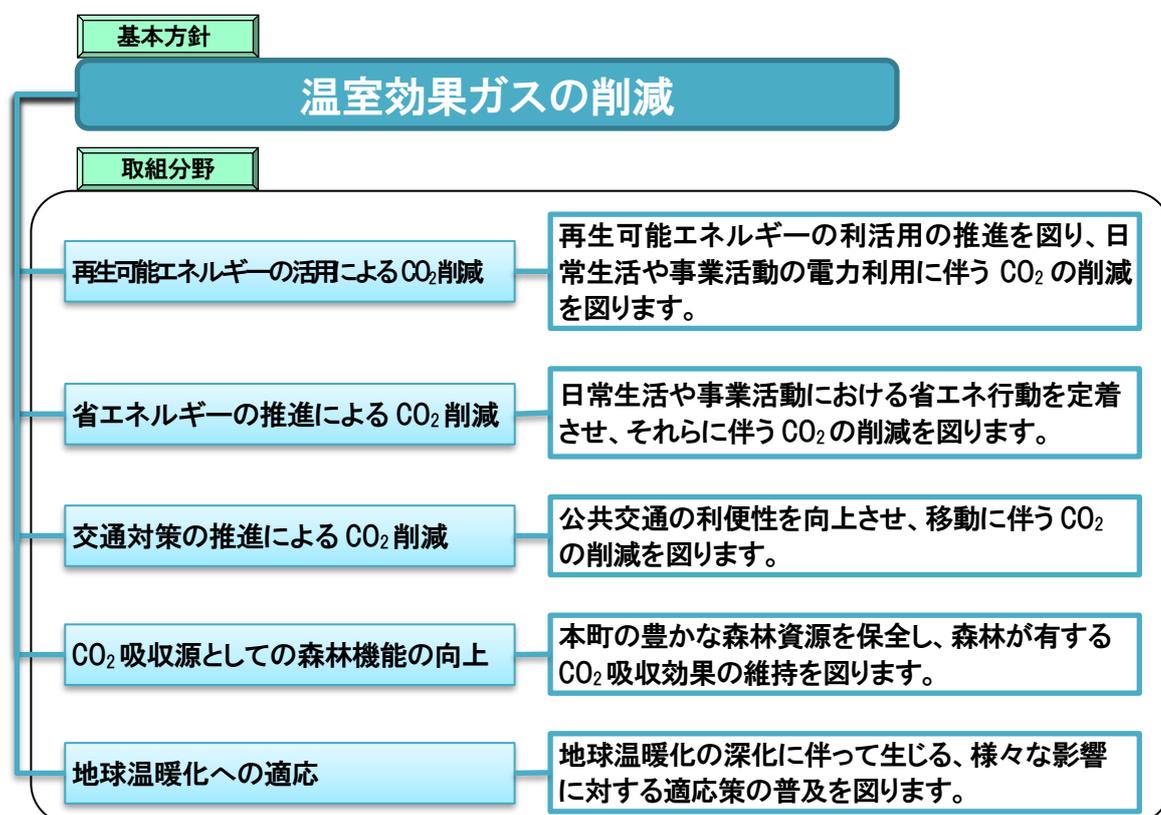
2030年度における温室効果ガス削減量を2013年度比で**26%以上**の削減

4-5 温室効果ガス削減に向けた取組(基本方針:温室効果ガスの削減)

取組の趣旨(基本方針の趣旨)

地球温暖化の進行は、人々の生活や経済活動、自然環境などへの様々な影響を及ぼすほか、局地的な集中豪雨などといった自然災害の増加に繋がることが懸念されています。このような影響を緩和するため、省エネルギーや再生可能エネルギーによるまちづくりを推進するとともに、気候変動により既に生じている影響への適応を図ります。

関連性の高いSDGs



取組分野:再生可能エネルギーの活用によるCO₂削減

担当部署:生活環境課、総務課、企画課、地域整備課、商工観光課

- 太陽光発電パネルで発電した電力を庁舎で利用することで、施設利用に伴い発生する温室効果ガスの削減を図ります。
- 剪定枝⁴⁵や流木といった町内で発生する廃棄木材の木質バイオマスへの利用検討やこれら発電に伴う排熱の活用検討、エネルギー事業者の進出支援など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出とエネルギーの多様な利活用に努めます。

取組分野:省エネルギーの推進によるCO₂削減

担当部署:生活環境課、総務課、企画課、地域整備課、教育委員会、福祉介護課

- 公共施設の窓への遮熱フィルムの施工や葦簀（よしず）の設置、クールビズの実施など、町職員の省エネ意識・知識・行動の醸成を図ります。
- クールビズ・ウォームビズの推進や節電行動の普及啓発、エコドライブの実践など、一般家庭や事業所の省エネ意識・知識・行動の醸成を図ります。
- 省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等についてホームページ等を通じて情報提供を行います。
- 公共施設へのLED照明やエコキュート⁴⁶の導入、下水等施設への高効率設備への更新など、少ないエネルギーでの施設利用を通じて、温室効果ガスの削減を図ります。
- 自治会が所有する防犯灯について、LED防犯灯への更新・設置に関する助成を行い、町内の街灯のLED化を進めます。
- 公用車の使用実態を踏まえた台数削減や積極的な乗合、エコドライブの実施・推進など、公用車利用に伴う温室効果ガスの削減とともに、環境に配慮した自動車利用の普及拡大に努めます。
- フロン⁴⁷を使わない製品への代替を促進するため、ノンフロンマークの周知を図ります。
- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、フロン等の適正な廃棄を促進します。

⁴⁵ 剪定枝：公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくずのこと。

⁴⁶ エコキュート：「ヒートポンプ技術」を活用して、空気中の熱でお湯を沸かす電気温水器のこと。

⁴⁷ フロン：フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。地球温暖化への単位あたりの影響は二酸化炭素の数百倍～数万倍とされている。

取組分野:交通対策の推進によるCO₂削減

担当部署:総務課、企画課、地域整備課、商工観光課、福祉介護課

- 公共施設建設への県産材利用など、輸送過程のエネルギーの削減と地域資源を積極的に活用する気運の醸成を図ります。
- コミュニティバス等の充実、デマンドバス⁴⁸の導入検討、デジタルサイネージ⁴⁹整備など、交通空白地の解消や利便性向上による環境に優しい公共交通網の形成を図ります。
- コミュニティバスの運行ルート見直しによるネットワークの向上により、地域公共交通の利用を促進します。

取組分野:CO₂吸収源としての森林機能の向上

担当部署:生活環境課、地域整備課、教育委員会

- 森林資源活用等を行っている団体への協力や沿道の緑化整備や森林整備など、CO₂吸収源としての機能を有する森林機能の包括的な保全を図ります。
- 緑のカーテンや壁面・屋上緑化の普及啓発など、町内の緑化推進を通じて、快適な生活空間の形成を図ります。

取組分野:地球温暖化への適応

担当部署:生活環境課、総務課、地域整備課、教育委員会、健康増進課

- 教育施設へのミスト整備やクールシェアスポット⁵⁰の普及啓発、熱中症警戒アラート⁵¹の周知など、夏場において安全かつ快適に過ごせる暑さ対策を図ります。
- 気温の上昇と感染症の発生リスクの変化の関係性についての情報を収集するとともに、蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策の普及啓発などに努めます。
- 災害時における被害の軽減を図るため、自主防災組織の持続的な運営・強化を支援するとともに、地域における相互協力を促進します。
- 気温上昇に伴う米や果樹などへの影響について、その対応方法などについて周知します。

⁴⁸ デマンドバス：電話等で予約があった場合のみ、区域内を運行する予約制バスのこと。

⁴⁹ デジタルサイネージ：表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。

⁵⁰ クールシェアスポット：夏の暑い日に涼しい場所をシェアするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと。

⁵¹ 熱中症警戒アラート：気象庁と環境省が、特に熱中症の危険が高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促すことを目的として発表している情報のこと。

第5章 町民、事業者、滞在者の取組指針

環境の目標像の実現に向け、町民、事業者及び滞在者は、以下を参考に環境に配慮した行動に積極的に取り組みましょう。

1 自然観光資源の保全と持続可能な活用

町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来種に関する知識を深め、自治体への情報提供や防除活動を行いましょう。 ● 町の歴史・文化や自然、希少動植物などの価値を十分に理解し、これらを傷つけず、保全する行動に努めましょう。 ● 海洋プラスチックごみ問題に関する知識を深め、ごみの適正処分やワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用を控えるなど、良好な海洋環境の創出を図りましょう。 ● 町内で収穫された野菜や獲れた魚など新鮮な食材を積極的に家庭で消費し、安心・安全な食の選択とともに、町の農業や漁業の活性化に参加しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来種に関する知識を深め、自治体への情報提供や防除活動を行いましょう。 ● 自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼすと想定される大規模開発事業の実施にあたっては、法律や条例に基づいた環境影響評価を通じて、その影響の回避・低減に努めましょう。 ● 町の歴史・文化や自然、希少動植物の価値を積極的に理解し、これらを傷つけることなく保全する事業活動に努めましょう。 ● 海洋プラスチックごみ問題に関する知識を深め、ごみの適正処分や排水基準の遵守など、より良い海洋環境の創出を図りましょう。 ● 町を代表する名産品の開発を行い、積極的な広報と販売に努めましょう。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● 名産品や名所、食文化などを事前に調べ、南伊豆町を代表する景観美や伝統文化、食文化などを満喫しましょう。 ● 町の歴史・文化や自然、希少動植物の価値を積極的に理解し、これらを傷つけることなく保全する行動に努めましょう。

2 人の暮らしを豊かにする自然環境の向上

町民	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地バンク⁵²の活用や農地貸借相談の利用など、荒廃農地の積極的な活用に努めましょう。 ● 田畑に侵入防止柵などの対策を行い、農作物被害の抑制に努めましょう。 ● シカやイノシシの食料となる、出荷できない廃棄された農作物や果樹、稲刈り後のひこばえ⁵³を適切に処分し、所有地が有害鳥獣の温床とならないように努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地バンクの活用や農地貸借相談の利用など、荒廃農地の活用に努めましょう。 ● 環境保全型農業に努め、環境に優しい農業活動を行いましょう。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ● 南伊豆ブランド認定品について興味や関心を持ちましょう。

⁵² 農地バンク：「農業をリタイヤするので農地を貸し出したい」、あるいは「これから就農を目指すので農地を借りたい」といった農地の貸し借りの関するニーズを仲介する制度。

⁵³ ひこばえ：稲や樹木の切り株や根元から生えてくる若芽のこと。

3 温室効果ガスの削減(第4章 南伊豆町地球温暖化対策実行計画(区域施策編))

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ●小まめな節電や空調の温度調整など、家庭の省エネ行動を実践しましょう。 ●照明やエアコン、浄化槽、給湯器などといった家電・設備等の買換えには、省エネ性能も重視して製品選択をしましょう。 ●新築や改築では、太陽光パネルや蓄電池、HEMS の設置を検討しましょう。 ●緑のカーテンや簾(すだれ)の利用、町内のクールシェアスポットの積極的な利用など、夏場に快適に過ごせる工夫を図りましょう。 ●クールビズやウォームビズを意識し、快適な生活を行える工夫を定着させましょう。 ●環境家計簿⁵⁴などを利用し、日常生活で発生するCO₂の削減を図りましょう。 ●バスや自転車を積極的に利用し、地球に優しい移動に努めましょう。 ●急発進や急停止、十分な車間距離の確保、無駄なアイドリングをやめるなどといったエコドライブに努めましょう。 ●自家用車の買換えには、ハイブリッドカーや電気自動車を選択肢の一つとしましょう。 ●国や自治体の補助金制度について調べ、積極的に活用しましょう。 ●町が作成・公表しているハザードマップ⁵⁵を閲覧し、災害時の避難場所や救護所、災害110番などの定期的な確認を行いましょ。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ●小まめな節電や空調の温度調整など、事業所等での省エネ行動を実践しましょう。 ●新築建築物は、エネルギー消費性能基準への適合を図りましょう。 ●建物の改修には、断熱窓や断熱材などの建物の省エネ性能の向上も検討しましょう。 ●BEMS やスマートメーターの事業所・工場への導入や省エネ診断の実施などにより、使用している電気の見える化を図り、従業員の節電意識向上と省エネ行動の定着を図りましょう。 ●緑のカーテンの設置、敷地内や建物の壁面・屋上の緑化など、夏場でも快適に働ける事業場・作業場の創出に努めましょう。 ●産業用モーターや空調、照明、給湯器などといった産業設備や機器の買換えには、省エネ性能も重視して製品選択をしましょう。 ●農機や漁船等の買換えには、省エネ性能も重視して製品選択をしましょう。 ●夏場のクールシェアスポットの創出に努め、地域への貢献を図りましょう。 ●事務所や工場への太陽光パネルや蓄電池、エコカーの導入を検討しましょう。 ●クールビズやウォームビズなどの地球温暖化防止対策に参加しましょう。 ●事業所や工場から近い距離の移動にあたっては、自転車や徒歩などで移動しましょう。 ●国や自治体の補助金制度について調べ、積極的に活用しましょう。 ●急発進や急停止をやめるなどといったエコドライブや乗合による移動に努めましょう。 ●フロン類は法律に従って、適切に管理等を行いましょ。
滞 在 者	<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊施設では省エネ行動を実践しましょう。 ●エコドライブやカーシェアリングなどを積極的に実施・利用しましょう。

⁵⁴ 環境家計簿：家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。

⁵⁵ ハザードマップ：災害時の危険箇所や避難場所などが整理された地図。「南伊豆町総合防災マップ」をホームページ等で公表している。

4 快適な生活環境の充実

町 民	<ul style="list-style-type: none">● 自宅周辺の排水路や側溝の清掃を定期的に行い、悪臭の発生を抑制しましょう。● 環境配慮型の生活用品を積極的に使用しましょう。● 飼い犬・飼い猫の無責任な多頭繁殖はやめましょう。● 公共下水道への接続や合併浄化槽への転換を行いましょう。● 空き家バンク⁵⁶やリフォーム支援などといった様々な補助制度を活用し、安価に住宅を借りることや保有財産の活用を図りましょう。● 家庭ごみや剪定枝などは野焼き（屋外焼却）を行わず、町が発行する『ごみの出し方便利帳』などを参考に適正に処理・処分しましょう。● 家電などは適正に処理し、不法投棄は行わないようにしましょう。● 不法投棄を見かけた場合は、警察に連絡しましょう。● 各地の海岸で実施されている海岸清掃活動に積極的に参加しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none">● 工場等から排出される大気汚染物質や汚水の適正処理を行いましょう。● 事業活動に伴って発生する騒音や振動、悪臭への対策を行い、周辺的生活環境の保全を図りましょう。● 土壌汚染が懸念される事業の実施にあたっては、土壌モニタリングを実施しましょう。● 建設工事では低騒音型・低振動型の機械を選定し、稼動により発生する騒音・振動による周囲の生活環境への影響の抑制を図りましょう。● 町内の空き店舗を積極的に活用しましょう。● 設備などは適正に処理し、不法投棄は行わないようにしましょう。● 各地の海岸で実施されている海岸清掃活動に積極的に参加しましょう。● 不法投棄を見かけた場合は、警察に連絡しましょう。● 漁業関係者は積極的に海岸漂着物の回収に努めましょう。
滞 在 者	<ul style="list-style-type: none">● 行楽地や宿泊施設では海や川を汚さない水利用を心がけましょう。● 釣りをするときはマナーを守りましょう。● 深夜の騒音など、近隣住民に対して迷惑となる行為はしないようにしましょう。● 危険性の高い化学物質は持ち込まないようにしましょう。

⁵⁶ 空き家バンク：地方自治体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度のこと。

5 環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみのポイ捨ては行わず、自宅等で適切に分別・排出を行いましょう。 ●生ごみ処理機の利用や3キリの実践など、生ごみの減量化に努めましょう。 ●マイバッグ、マイはし、マイボトルを積極的に使用しましょう。 ●古紙等回収ステーションやリサイクルショップの利用、フリーマーケットへの参加などを積極的に活用し、リサイクル意識を定着させましょう。 ●自治会等が行っている集団回収に積極的に参加しましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ●商品の過剰包装はせず、リサイクル可能な商品やリサイクル商品を積極的に販売・開発しましょう。 ●包装トレイ回収箱やペットボトル回収機を設置し、リサイクルの促進を図りましょう。 ●事業活動に伴って排出される廃棄物の適正な分別・処理を行いましょう。
滞 在 者	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみのポイ捨てはせず、行楽で出たごみはきちんと持ち帰り、捨てましょう。

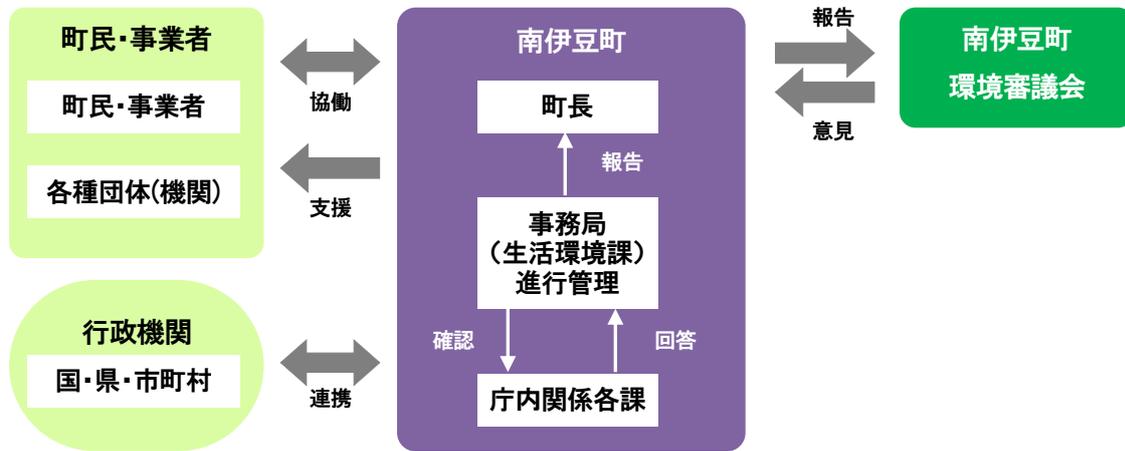
6 環境意識の向上

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題に関する勉強会や環境イベントなどに積極的に参加し、そこで学んだことを身近なところから実践しましょう。 ●町のホームページや広報紙、SNS等から環境情報を収集し、環境意識を深め、地域の環境保全活動に積極的に取り組みましょう。 ●町内で行われている清掃活動やエコツアーリズムに参加し、町の自然環境の理解を深めるとともに、地域の環境を守り育てる人材の一員として町の環境を守りましょう。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ●環境問題に関する勉強会や環境イベントなどに積極的に参加し、そこで学んだことを従業員に普及啓発しましょう。また、自社の環境配慮の取組などを広く情報発信しましょう。 ●町のホームページや広報紙、SNS等から環境情報を収集し、環境意識を深め、地域の環境保全活動に積極的に取り組みましょう。 ●農業や漁業体験学習の場の提供や環境保全活動への協賛など、地域の環境保全活動の活性化を図りましょう。
滞 在 者	<ul style="list-style-type: none"> ●南伊豆町の観光情報とともに環境情報の収集に努め、環境意識の醸成を図りましょう。 ●観光地や自然との触れ合いの場をきれいに利用しましょう。 ●エコツアーリズムに参加し、南伊豆町の自然を体験しながら、環境に関する理解を深めましょう。

第6章 推進体制

1 計画の実施体制

本町の良好な環境の保全に向け、以下に示す実施体制のもと、町民や事業者等と連携しつつ、本計画の効率的・効果的な推進を図ります。



本計画の実施体制

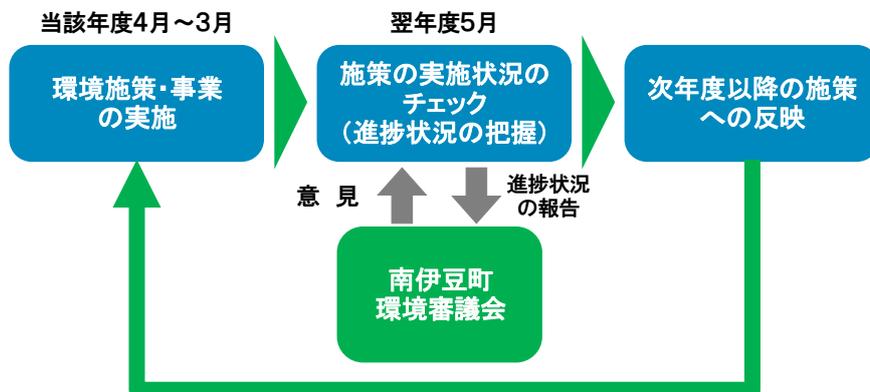
2 実施状況のチェックと計画の見直し

継続的な改善を図りつつ本計画を実行していくためには、進捗状況を点検・評価し、さらにそれを次の取組に反映させる仕組みが不可欠となります。

このため、毎年度、環境施策・事業の実施状況のチェックを行い、その結果を翌年度の事業実施に反映させるよう各担当課に対し働きかけを行います。

また、本計画の客観性を保つため、必要に応じて町から環境審議会⁵⁷に対して計画進行等に係る報告を行い、意見を求めることとします。

各年度の実施状況を踏まえ、概ね5年後に本計画内容の検証と見直しを行います。



⁵⁷ 環境審議会：南伊豆町環境基本条例に基づき、本町における環境の保全に関する事項を審議するため、環境の保全に関し学識経験のある者等で構成される会議体。

本計画の進捗管理に用いる数値目標は以下のとおりです。

基本方針	環境指標	現状値 (年度)	目標値 (年度)	単位
自然観光資源の保全と 持続可能な活用	外来種情報の取得	0 令和元年度	5 令和6年度	件/年
	ウミガメ産卵地域における海岸清掃ボランティア回数	2 令和元年度	5 令和6年度	回/年
	石廊崎オーシャンパーク入込客数	164,522 令和元年度	200,000 令和6年度	人/年
人の暮らしを豊かにする 自然環境の向上	荒廃農地面積	81 令和元年度	70 令和6年度	ha/年
	農作物の鳥獣被害額	15,510 令和元年度	10,000 令和6年度	千円/年
	猟友会会員数（累積）	61 令和元年度	66 令和6年度	人/年
温室効果ガスの削減 第4章：南伊豆町 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	温室効果ガスの削減割合	17%削減 平成29年度/ 平成25年度比	26%以上の削減 令和12年度/ 平成25年度比	%
	公用車の低公害車導入割合	26.1 令和元年度	35.0 令和6年度	%
	町民1人あたりの自主運行バスの利用回数	11.04 令和元年度	12.00 令和6年度	回/人
快適な生活環境の充実	公共用水域における環境基準達成割合	98.0 平成27年度～ 令和2年度	100 令和元年度～ 令和6年度	%
	公共下水道接続率	53.9 令和元年度	60.7 令和6年度	%
	合併浄化槽整備人口割合	49.7 令和元年度	53.9 令和6年度	%
	屋外焼却に関する苦情件数	4 令和元年度	0 令和6年度	件/年
	家電4品目の不法投棄報告件数	18 令和元年度	9 令和6年度	件/年
環境・経済・社会が 統合的に向上する 循環型社会の実現	1人1日あたりのごみ排出量	1,247 令和元年度	1,167 令和6年度	g/人・日
	リサイクル率	14.3 令和元年度	18.0 令和6年度	%
	資源ごみ回収拠点における資源ごみ回収割合	20 令和元年度	30% 令和6年度	%
環境意識の向上	町内の環境情報発信件数	3 令和元年度	6 令和6年度	回/年
	ジオサイトにおける環境学習数	3 令和元年度	5 令和6年度	校/年
	ふるさと学級参加者割合 (ふるさと学級参加者数÷町内小学校4～6年 生の児童数)	31.9 令和元年度	35.0 令和6年度	%

参考資料



静岡県無形民俗文化財「小稲の虎舞」

目次

I	取組項目	65
II	南伊豆町の概況（参考資料編）	68
1	社会環境	68
2	自然環境	83
3	生活環境	91
4	循環型社会	94
5	低炭素社会	95
6	再生可能エネルギー	96
7	環境教育	101
III	南伊豆町の環境に関するアンケート調査	102
IV	南伊豆町環境基本計画（改訂版）策定経過	120
V	南伊豆町環境本条例	121
VI	南伊豆町環境審議会規則	123
VII	南伊豆町環境基本計画策定委員会設置要綱	124
VIII	南伊豆町環境審議会委員名簿	125
IX	用語集	126

I 取組項目

基本方針	取組分野	具体的な取組内容	担当課
自然観光資源の保全と持続可能な活用	自然環境の調査と保全活動	外来種の情報収集・発信、防除に関する情報提供など、外来種の侵入と定着を抑制し、生態系や人の健康、農林水産業への被害防止に努めます。	生活環境課
		大規模開発事業等に伴った環境アセスメント手続きにおいて、町内の自然環境や生活環境の保全に向けた適切な意見等を行います。	生活環境課
		ウミガメの卵の保護や子ガメの放流、ウミガメ保全活動の情報発信など、学術的・文化的価値の高いウミガメの保護とともに、町のPRとしての活用を図ります。	教育委員会
		海岸漂着物組成調査の実施や調査結果に基づいた海岸漂着物対策の検討、不法投棄防止パトロール、海岸漂着物等に関する環境教育など、海岸漂着物の発生抑制と海洋保全意識の醸成を図ります。	生活環境課 地域整備課 教育委員会
	自然を活かしたまちづくり	「名勝伊豆西南海岸保存活用計画」の策定とその計画に基づいた観光PRや環境教育など、まちの観光シンボルともなっている海岸景観の保全と活用を図ります。	教育委員会
		南伊豆ブランド認定品の広報活動・販路拡大やエネルギービジネスの進出支援など、町の資源を生かした地域振興や環境保全にも繋がる取組の推進を図ります。 「南伊豆町景観計画」に基づいた取組や景観形成地区の指定など、伝統的温泉街のまちなみ景観等の保全・創出を図ります。	企画課 商工観光課 地域整備課
	地域固有資源の持続可能な活用	南伊豆歩道の活用方法の見直し検討、自然資源を活用したエコツーリズムの検討、石廊崎オーシャンパークやユウスゲ公園の運営管理など、自然資源の積極的な観光活用や希少植物の保護、景観美の保全を図ります。	企画課 商工観光課
		老朽化した温泉管の付替工事や「南伊豆町観光地エリア景観計画」に基づいた観光整備、マリンスポーツを組み込んだ観光振興など、地域資源の持続的活用に向けた整備と自然資源の積極的な観光活用に努めます。	生活環境課 商工観光課
		郷土史研究団体の支援や歴史資源の観光PRなど、観光振興と歴史文化資源の保全を図ります。	商工観光課 教育委員会
人の暮らしを豊かにする自然環境の向上	自然環境に配慮した公共事業の実施	景観に配慮したガードレールの設置や周辺の風合いに合わせた道路整備、シルバー人材センターへの苗の育成や植栽委託など、公共空間の整備と沿道景観の保全を図ります。	地域整備課 商工観光課
		多自然型川づくりにより、防災性向上とともに多様な生物の生息場の創出を図ります。	地域整備課
		災害時の倒木撤去や荒廃森林の伐採など、交通機能の維持や森林の多面的機能の維持を図ります。 環境省の森里川海プロジェクトへの参画を通じて、地域循環共生圏の理念を踏まえた公共事業の推進に努めます。	地域整備課 企画課
	自然再生	耕作されず荒廃化している農地での新産品栽培や伊豆縦貫道の残土を活用した畑地造成による荒廃農地の再生利用など、荒廃農地の解消と発生の抑制を図ります。 農業用施設の維持管理や農家連携支援、新規就農者支援、農地貸借等希望者への利用調整、農地バンクの活用など、農業の積極的な活用を通じた、荒廃農地の発生抑制を図ります。	企画課 地域整備課 地域整備課
		鳥獣害対策	放任果樹の除去推進や荒廃農地の適正管理に関する指導、鳥獣被害防止柵の設置補助など、農林産物の被害抑制と生活環境の保全を図ります。
	狩猟免許取得助成や有害鳥獣捕獲報奨金など、有害鳥獣捕獲の担い手の構築を通じた有害鳥獣駆除体制の維持と農林産物被害や森林被害の抑制を図ります。		地域整備課
	持続可能な一次産業の育成	減農薬や有機農法を使用した環境保全型農業の活動支援、農林漁業者等が協力したメニュー開発など、環境と調和した持続可能な農業生産活動や地産地消の活性化を図ります。	地域整備課
稚貝・稚魚の放流補助や藻場やサンゴ礁の保全、海岸漂着物対策など、水産資源の安定的確保や海洋環境・生態系の保全を図ります。		地域整備課	
第4章 南伊豆町地球温暖化対策 実行計画（区域施策編） 温室効果ガスの削減	再生可能エネルギーの活用によるCO ₂ 削減	太陽光発電パネルで発電した電力を庁舎で利用することで、施設利用に伴い発生する温室効果ガスの削減を図ります。	総務課
		剪定枝や流木といった町内で発生する廃棄木材の木質バイオマスへの利用検討やこれら発電に伴う排熱の活用検討、エネルギー事業者の進出支援など、地域資源を活用した再生可能エネルギーの創出とエネルギーの多様な利活用に努めます。	生活環境課 企画課 地域整備課 商工観光課
	省エネルギーの推進によるCO ₂ 削減	公共施設の窓への遮熱フィルムの施工や葦簀（よしず）の設置、クールビズの実施など、町職員の省エネ意識・知識・行動の醸成を図ります。	生活環境課 総務課 福祉介護課

基本方針	取組分野	具体的な取組内容	担当課
第4章 南伊豆町地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 温室効果ガスの削減	省エネルギーの推進によるCO ₂ 削減	クールビズ・ウォームビズの推進や節電行動の普及啓発、エコドライブの実践など、一般家庭や事業所の省エネ意識・知識・行動の醸成を図ります。	生活環境課
		省エネルギー対策に関する取組事例や国・自治体などの助成制度等についてホームページ等を通じて情報提供を行います。	生活環境課
		公共施設へのLED照明やエコキュートの導入、下水等施設への高効率設備への更新など、少ないエネルギーでの施設利用を通じて、温室効果ガスの削減を図ります。	生活環境課 地域整備課 総務課 教育委員会 福祉介護課
		自治会が所有する防犯灯について、LED防犯灯への更新・設置に関する助成を行い、町内の街灯のLED化を進めます。	企画課
		公用車の使用実態を踏まえた台数削減や積極的な乗合、エコドライブの実施・推進など、公用車利用に伴う温室効果ガスの削減とともに、環境に配慮した自動車利用の普及拡大に努めます。	生活環境課 総務課
		フロンを使わない製品への代替を促進するため、ノンフロンマークの周知を図ります。	生活環境課
		「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」に基づき、フロン等の適正な廃棄を促進します。	生活環境課
	交通対策の推進によるCO ₂ 削減	公共施設建設への県産材利用など、輸送過程のエネルギーの削減と地域資源を積極的に活用する気運の醸成を図ります。	総務課 地域整備課 商工観光課 福祉介護課
		コミュニティバス等の充実、デマンドバスの導入検討、デジタルサイネージ整備など、交通空白地の解消や利便性向上による環境に優しい公共交通網の形成を図ります。	企画課
		コミュニティバスの運行ルート見直しによるネットワークの向上により、地域公共交通の利用を促進します。	企画課
	CO ₂ 吸収源としての森林機能の向上	森林資源活用等を行っている団体への協力や沿道の緑化整備や森林整備など、CO ₂ 吸収源としての機能を有する森林機能の包括的な保全を図ります。	地域整備課 教育委員会
		緑のカーテンや壁面・屋上緑化の普及啓発など、町内の緑化推進を通じて、快適な生活空間の形成を図ります。	生活環境課
	地球温暖化への適応	教育施設へのミスト整備やクールシェアスポットの普及啓発、熱中症警戒アラートの周知など、夏場において安全かつ快適に過ごす暑さ対策を図ります。	生活環境課 教育委員会
		気温の上昇と感染症の発生病リスクの変化の関係性についての情報を収集するとともに、蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策の普及啓発などに努めます。	生活環境課 健康増進課
災害時における被害の軽減を図るため、自主防災組織の持続的な運営・強化を支援するとともに、地域における相互協力を促進します。 気温上昇に伴う米や果樹などへの影響について、その対応方法などについて周知します。		総務課 地域整備課	
快適な生活環境の充実	安心・安全な生活の確保	公共用水域での水質調査など、本町の生活環境・自然環境の保全に向けた継続的な環境調査を行います。	生活環境課
		低騒音型・低振動型建設機械を利用した公共事業の推進や民間工事の指導など、事業活動に伴った生活環境への影響抑制を図ります。	生活環境課 地域整備課
		光化学オキシダント注意報が発令された場合は、直ちに広く情報発信を図り、町民等の健康被害の抑制を図ります。	生活環境課
		環境に関する相談窓口の設置、利害関係者間の相互理解に向けた調整、その他環境に関する事項についての指導・助言など、安全・安心かつ快適な生活環境の保全を図ります。	生活環境課
		無責任な飼い主による犬や猫の多頭繁殖防止や猫の避妊去勢手術への助成など、快適な生活環境の維持を図ります。	生活環境課
		アスベスト除去に関する工事補助など、石綿健康被害の未然防止を図ります。	地域整備課
		空き家バンク事業の拡充やリフォーム支援、定住・移住の促進など、空き家等を活用した移住促進とまちなみ景観の悪化抑制を図ります。	企画課
	空き地・空き家等の適正管理の推進	空き地や空き家の適正管理の指導など、建物の老朽化に伴った損壊被害の防止とまちなみ景観の悪化抑制を図ります。	地域整備課
		チャレンジショップ支援や廃業民泊の再生利用検討など、空き店舗を活用した産業振興とまちなみ景観の悪化抑制を図ります。	企画課 商工観光課

基本方針	取組分野	具体的な取組内容	担当課
快適な生活環境の充実	廃棄物・排水の適正処理の推進	悪臭規制に基づいた家畜排泄物の適正指導や工場・事業場の指導など、廃棄物等の適正処理の推進と悪臭の発生抑制を図ります。	生活環境課
		野焼き（屋外焼却）禁止の指導など、家庭ごみ等の適正処理の推進と町民の健康被害の抑制を図ります。	生活環境課
		個人や事業者が管理する土地の適正管理の指導・勧告、海岸や森林等での不法投棄パトロール、不法投棄看板の配布など、廃棄物等の適正な管理と処理に向けた気運の醸成とそれに伴った自然環境・生活環境の悪化抑制を図ります。	生活環境課 地域整備課
		公共下水道未接続者への加入促進や合併浄化槽への転換補助など、公共用水域の保全を図ります。	生活環境課
		漁業関係者や自治体との連携による海岸漂着物の回収・運搬など、持続的な海岸漂着物の処理体制の構築を図ります。	地域整備課
	災害防止対策による減災の推進	<p>国土強靱化地域計画の策定や当該計画に基づいた防災・減災対策など、地球温暖化とともに全国的に頻発化・激甚化する災害被害の回避・低減を図ります。</p> <p>大規模災害で発生する災害廃棄物の迅速処理に向けた周辺自治体等との応急体制の構築や初動対応の確実な実施に向けた庁内組織の連携強化など、災害廃棄物の適正処理とそれに伴った二次災害の発生抑制を図ります。</p>	企画課 地域整備課 生活環境課
環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現	ごみの発生・排出抑制の推進	ごみの出し方に関する冊子の見直しや可燃ごみの展開検査、事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化など、ごみ分別やごみの適正処理を推進することで、町民や事業者のごみ処理意識の向上を図ります。	生活環境課
		マイバックやマイボトルの利用促進など、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの利用の抑制を図ります。	生活環境課
		3キリの推進や生ごみ処理機等の導入推進、生ごみの削減等の活動を行う団体支援、フードバンク支援など、食品ロスの削減や生ごみの削減を図ります。	生活環境課 福祉介護課 健康増進課
	再使用・再生利用の推進	包装トレイ回収箱の利用促進、廃乾電池回収の推進、リサイクルショップ等の利用促進など、町民や事業者のリサイクル意識の向上とごみの再資源化を推進します。	生活環境課
		<p>資源ごみ回収の拡充、再資源化可能ごみの売却など、リサイクル推進体制の構築と資源のリサイクルに努めます。</p> <p>ざつ紙・古布リサイクルの情報提供や分別収集の検討など、可燃ごみとして焼却処理されているざつ紙・古布のリサイクルを推進します。</p>	生活環境課 生活環境課
	ごみ処理における経済的・社会的側面の向上	<p>ごみ処理やごみ処理施設の運営に民間事業者を活用することで、民間事業者の創意工夫による処理経費の低コスト化を実現させるとともに地域経済の活性化を図ります。</p> <p>高齢者や障害者、単身の夜間就業者といったごみの排出困難者に対する収集サービスの検討など、多様な生活様式に柔軟に対応したごみ処理体制の構築と地域の自立性の醸成を図ります。</p>	生活環境課 生活環境課
環境意識の向上	体験型環境学習の推進	<p>ふるさと学級の開催や教育機関が連携した農作物栽培、事業者と連携した体験学習など、南伊豆町の農林業や観光を感じ取れる体験学習を通じた環境意識の向上を図ります。</p> <p>清掃センター等の施設見学やジオサイトにおける環境学習など、小中学生の環境意識の向上を図ります。</p>	商工観光課 教育委員会 生活環境課 教育委員会
	環境保全に関わる情報の発信、広報活動	<p>こども環境作文コンクールの実施や環境学習カリキュラム・環境教材の拡充など、町の次世代を担う子ども達の環境意識の向上を図ります。</p> <p>SDGs やマイクロプラスチック、エンカル消費といった環境に関連する様々な動向を広報紙やホームページ、出前講座といった様々な方法で情報発信を行い、町民や事業者の環境意識の向上を図ります。</p>	生活環境課 教育委員会 生活環境課 企画課
	環境保全活動・利活用の推進のための人材育成	<p>ボランティア団体支援やクリーン作戦への参加募集など、町内の人材を活用した継続的な観光振興や環境保全活動が行える体制づくりを図ります。</p> <p>出前講座の開催やしずおかアダプトロード・プログラムやリバーフレンドシップへの参画促進など、町内での環境保全活動で主体的な参加意欲を持った人材育成を図ります。</p>	生活環境課 企画課 地域整備課 教育委員会
		ワーケーション誘致や域外の教育機関と連携した地域振興など、町外の人材も活用した地域振興と環境保全を図ります。	企画課 商工観光課

Ⅱ 南伊豆町の概況(参考資料編)

1 社会環境

1-1 町の位置及び概要

本町は、昭和30年7月に南賀6ヶ村（南崎村・竹麻村・南中村・南上村・三坂村・三浜村）が合併して誕生しました。町域は、東西11.5キロメートル、南北9.7キロメートル、総面積10,994ヘクタールで、東京都心からのアクセスは、JR東日本から伊豆急行、東海バスを乗り継いで約3時間で結ばれています。また、伊豆半島の最南端に位置し、西は駿河湾、東は相模湾、南は太平洋に面しており、北から東にかけては松崎町及び下田市に接しています。



南伊豆町の位置

海岸線には山地や丘陵が迫るため、断崖絶壁の景勝に恵まれ、これらに挟まれた入江には漁港や砂浜が点在するなど、美しく変化に富んだ海岸景観を形成しています。さらに、沿岸部のすべてと内陸の一部が富士箱根伊豆国立公園に指定されています。

一方、内陸部の大部分は、天城山脈から連なる低山地で占められ、集落の周辺には里山景観が広がっています。平地は青野川やその支流に沿ってわずかに開けている程度で、住宅や商業施設が集まり、下賀茂は温泉地として発展しています。

本町の地形は、青野川や二条川沿い及び石廊崎から東の沿岸域を除いて大部分が山地に分類されます。これらの大部分は非火山性ですが、町北西部には蛇石火山地が存在します。表層地質は、火山岩類など総じて脆い地質が卓越しています。

また、山地が多い本町では、町域の大部分が勾配20%以上の傾斜地であり、可住地や農地は河川沿いの谷底平野に集まっています。



伊浜地区の絶景



青野川沿いに立ち昇る湯けむり

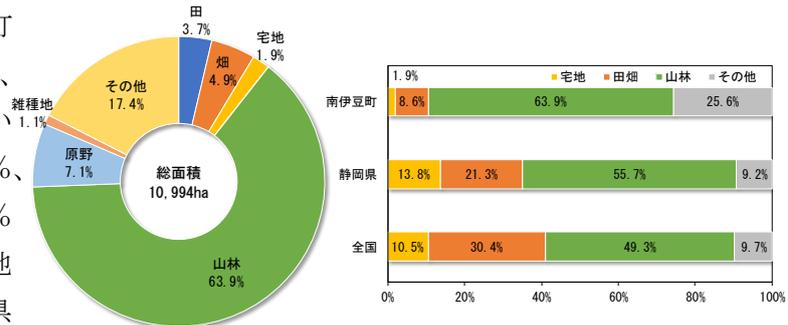
1-2 土地利用

平成 31 年 1 月 1 日現在の本町の総面積は 10,994 ヘクタールで、そのうち 63.9%を山林が占めています。次いで、原野 7.1%、畑 4.9%、田 3.7%、宅地 1.9%、雑種地 1.1%となり、山林が優占する本町の地勢を反映しています。また、静岡県や全国と比較しても、山林の占める割合が大きくなっています。

本町では、豊かな自然環境を大切にし、地域がその特性を最大限に発揮できる有効な土地利用に努めています。

さらに、生活環境の保全と町域の発展が図られるよう、土地利用にあたっては公共の福祉を優先させ、自然と生活との共生を図り、自然の循環機能を高めた土地利用を推進しています。

地目別土地利用状況



注 1) 南伊豆町における分類「その他」は、原野、雑種地、その他の合計
 注 2) 四捨五入の関係で、各項目の割合の和が 100%とならない場合がある
 出典：令和 2 年度町勢要覧資料編（令和 2 年 9 月、南伊豆町）
 令和元年度土地所有・利用概況調査 分析表（国土交通省）

土地利用の方針



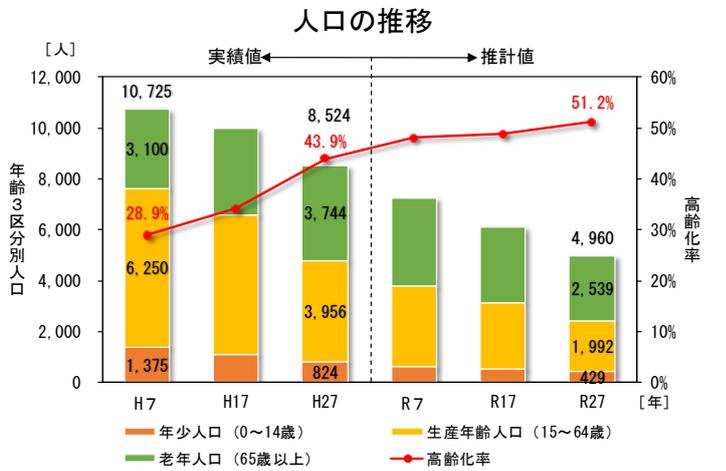
区分		土地利用の基本方針
都市的土地利用		住宅、商業、工業、さらには温泉宿泊施設などの都市的土地利用を促進する地域であり、既成市街地や新たに転入してくる人の受け皿となるよう、周辺の環境や景観に配慮した市街地の形成と道路などの必要な都市的機能の確保を図ります。
自然活用型土地利用	集落・農地ゾーン	集落・農地ゾーンは、現況の集落・農地を基本に基盤整備による農地の集約化に努め、農業の持続的な発展と農業の付加価値を高めるとともに、農村集落の整備を図ります。
	交流ゾーン	交流ゾーンは、豊かな自然環境の中で健康づくりやスポーツ、文化活動などを行う場として、また、自然・農業体験や健康の里づくりなど、町民と都市住民との交流の場として土地の有効利用を図ります。また、町外へ向けた情報の発信源となることを目指します。
	自然探勝ゾーン	現在、自然探勝としての利用が既になされている地域、あるいは予定されている地域であり、保全を図りながら施設整備を推進し、人為的な要素も取り入れた自然探勝の場として活用に努めます。
自然保全型土地利用	海岸保全ゾーン	自然公園法及び文化財保護法の指定を受けている地域を中心に海岸沿いの開発をできる限り抑制し、ウミガメの上陸、産卵環境の保全を図ります。
	森林保全ゾーン	豊かな自然環境を守り次代に引き継ぐため、30度以上の急峻な地形の山林や保全系の法規制区域となっている地域を中心に森林の保全を図ります。また、海岸域に生育するトベラーウバメガシ群集や青野川河口のメヒルギとハマボウ群集等の生息環境の保全を図ります。

資料：南伊豆町資料

1-3 人口

本町の人口は減少傾向で推移しており、平成27年の8,524人から令和27年には4,960人まで減少すると見込まれています。高齢化率については、平成27年は43.9%ですが、令和27年には51.2%まで増加し、人口の半分以上が高齢者となると見込まれています。

なお、本町の高齢化率は、静岡県平均を大きく上回っています。（令和2年4月1日現在）



出典：第2期南伊豆町まち・ひと・しごと創生総合戦略（南伊豆町）

静岡県内の高齢化率

順位	自治体名	高齢化率
1	西伊豆町	49.9%
2	川根本町	48.7%
3	熱海市	47.8%
4	松崎町	47.3%
5	南伊豆町	46.4%
静岡県平均		29.5%

出典：令和2年度高齢者福祉行政の基礎調査結果（静岡県）

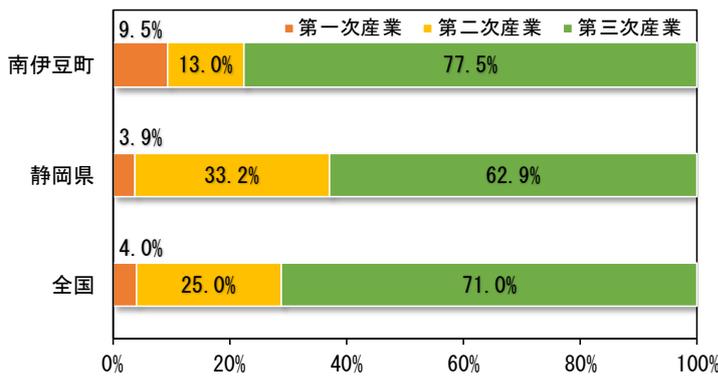
1-4 産業

1-4-1 就業者数及び事業所数

本町における産業大分類別就業者は、静岡県や全国と比較して、第一次産業及び第三次産業の割合が多くなっています。

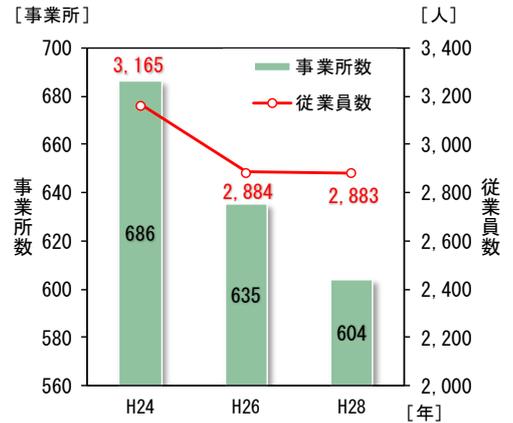
なお、本町の事業所数と従業員数は減少傾向を推移しています。

産業大分類別の就業者数の構成比



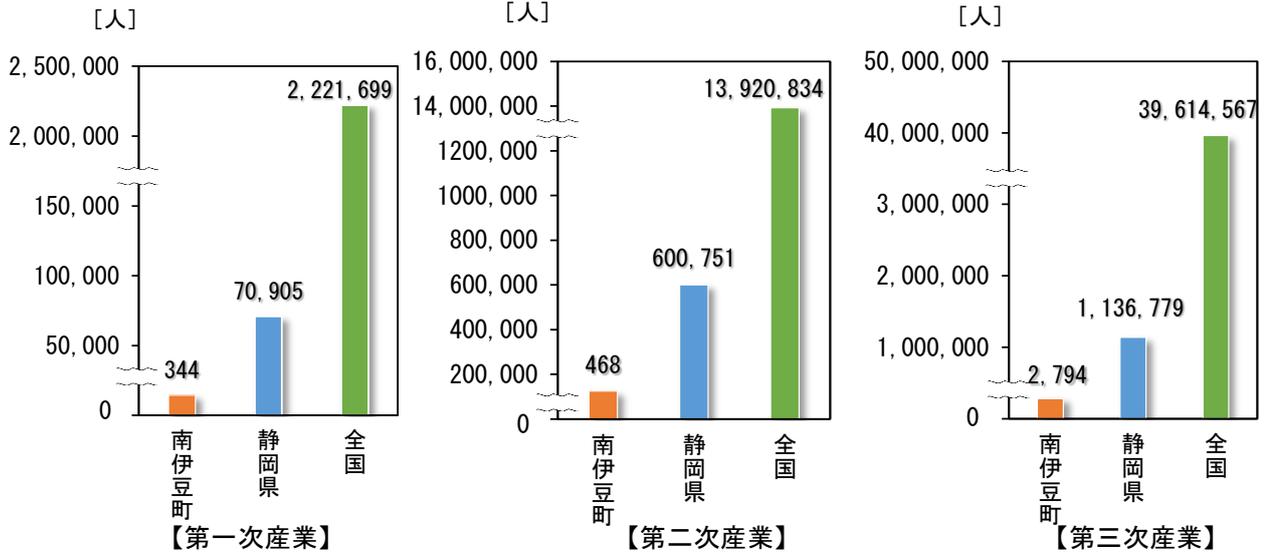
出典：平成27年国勢調査（総務省統計局）

南伊豆町における事業所数と従業員数の推移



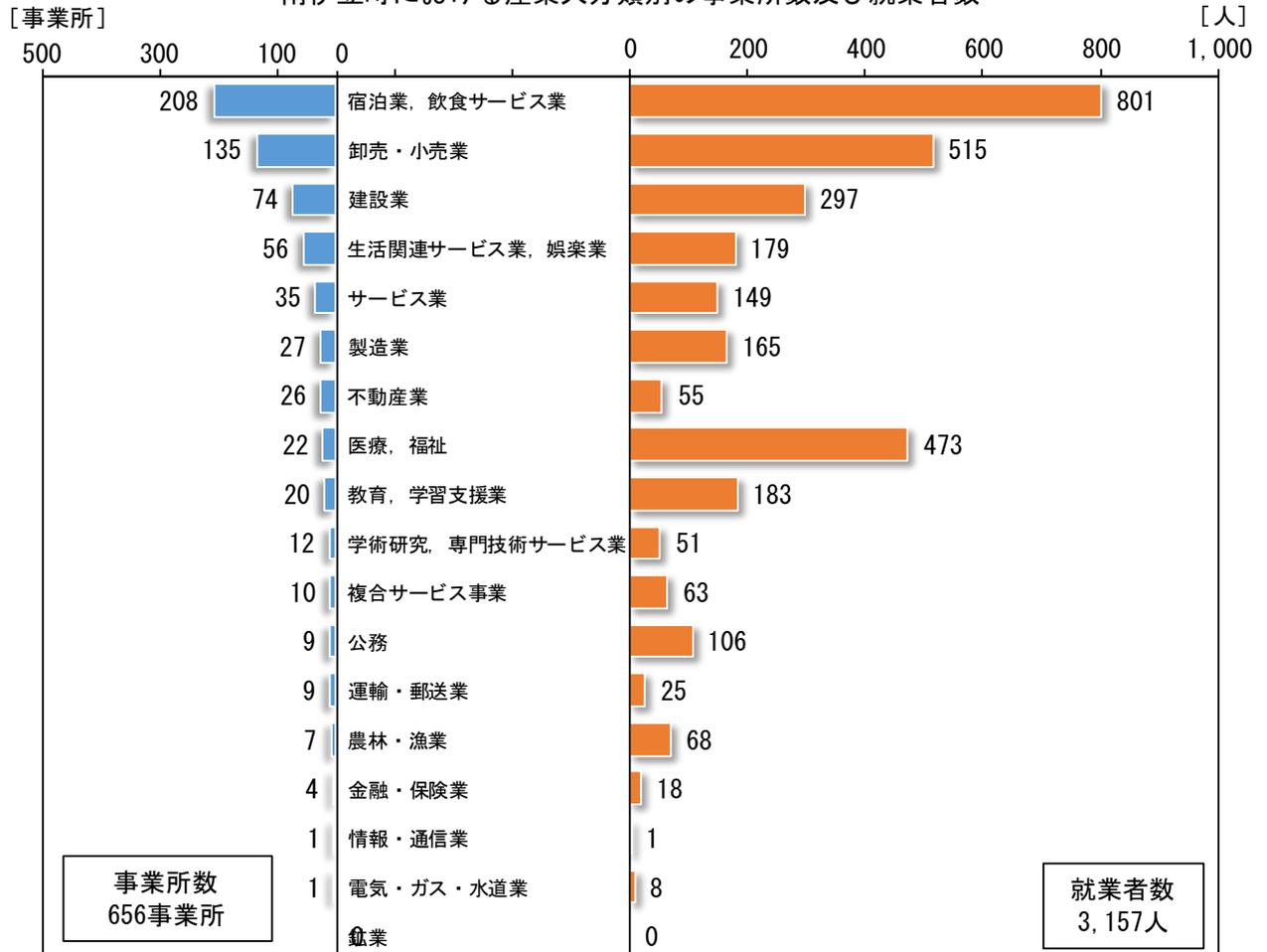
出典：静岡県統計年鑑（静岡県）

産業大分類別の就業者数



出典：平成 27 年国勢調査（総務省統計局）

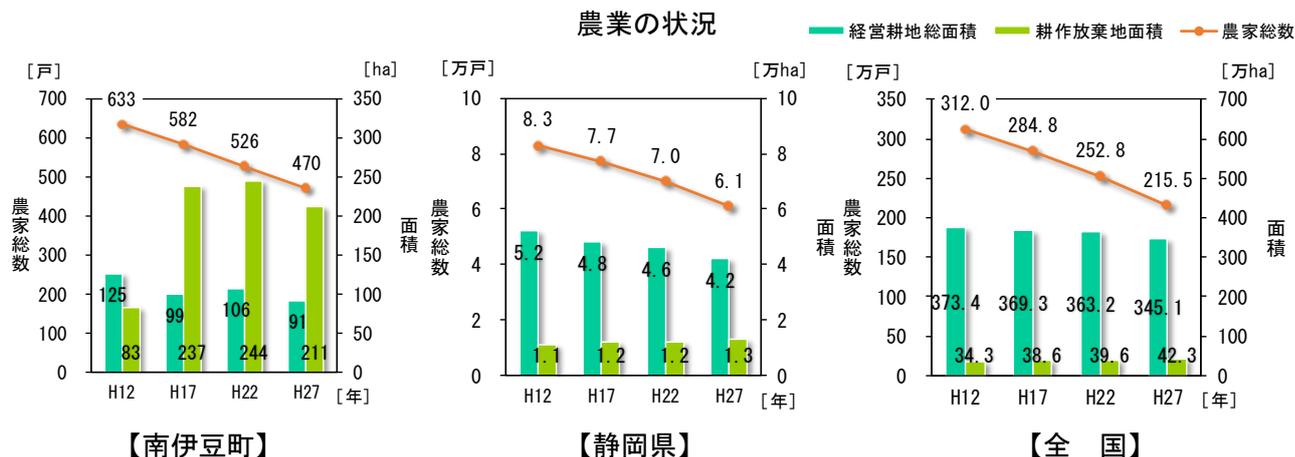
南伊豆町における産業大分類別の事業所数及び就業者数



出典：平成 26 年経済センサス - 基礎調査（総務省統計局）

1-4-2 農業

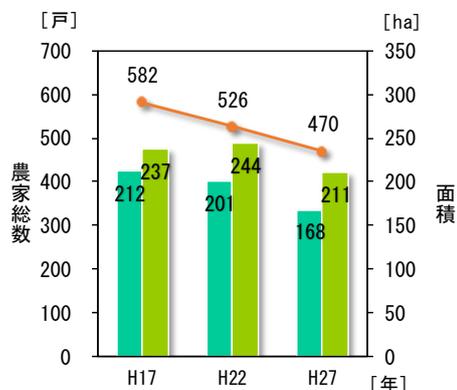
本町の農業は、海岸部の花卉栽培（マーガレット、ストレチア等）、青野川や二条川などに沿った低地での水稻や季節野菜（トマト、キュウリ、イチゴ等）が代表的で、温泉熱を利用したメロン栽培も行われています。しかし、人口の減少や高齢化、新たな農業の担い手不足により、本町の農業は衰退の傾向を示しており、本町における平成 27 年の農業経営体の経営耕地総面積は 91 ヘクタール、農家総数は 470 戸で、平成 17 年と比べていずれも減少しています。また、平成 27 年の耕作放棄地面積は 211 ヘクタールと平成 12 年と比べて大きく増加しています。



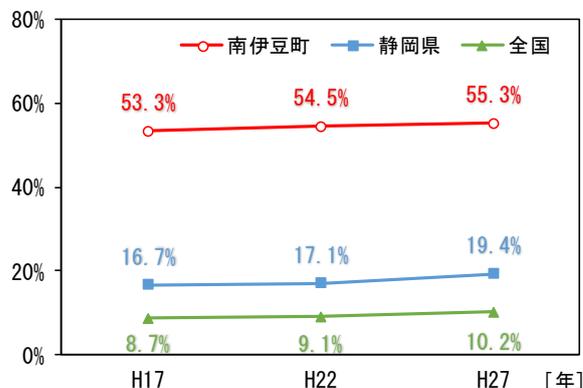
出典：世界農林業センサス（2010年、農林水産省）、農林業センサス（2005年、2015年農林水産省）

南伊豆町の農家総数及び農家等耕地面積、耕作放棄地面積

■ 農家等耕地面積 ■ 耕作放棄地面積 ○ 農家総数



耕作放棄地率

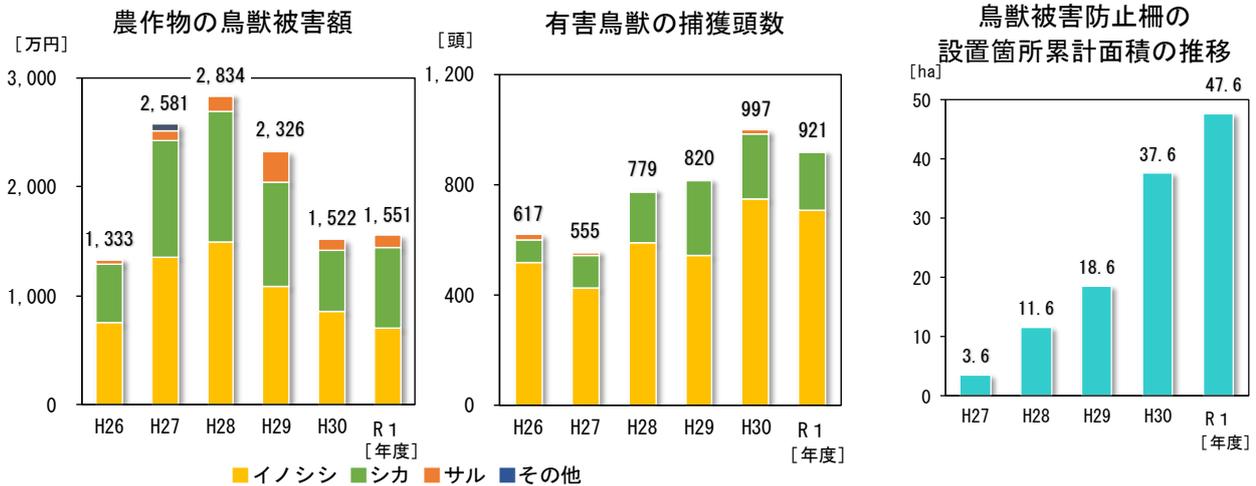


注）耕作放棄地率＝耕作放棄地面積／（農家等耕地面積＋耕作放棄地面積）

出典：世界農林業センサス（2010年農林水産省）、農林業センサス（2005年、2015年農林水産省）

(1) 鳥獣被害

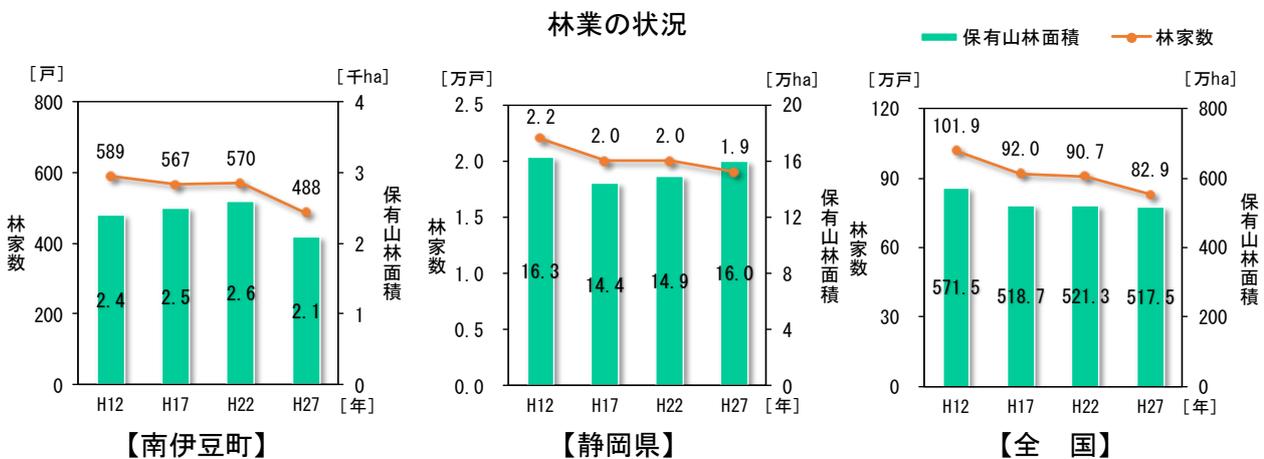
本町の農業は、河川沿いの低地での栽培が代表的となっていますが、町域の70%以上が山林原野であり、山間部に隣接している農地も多数存在しています。そのため、イノシシ、シカ、サルなどといった鳥獣被害があり、平成27～29年度の被害額は毎年2,000万円を超過しています。本町では鳥獣被害対策として、防護柵や電気柵の設置に対する補助や狩猟免許を新規で取得する方に対する補助等を実施しており、鳥獣被害防止柵設置面積や有害鳥獣捕獲頭数は増加しています。その結果、平成28年度以降の鳥獣被害額は減少傾向を推移しています。



1-4-3 林業

本町の林業は、人口の減少や高齢化、新たな林業の担い手不足により、平成27年の林家数は488戸、保有山林面積は2,135ヘクタールと、平成12年と比べて減少しており、静岡県や全国と同様の傾向を示しています。

こうした中、本町では、森林が本来有する多面的機能を維持し、これらの荒廃した森林を再生させるため、「南伊豆町森林整備計画」や「特定間伐促進計画」を策定するとともに、「しずおか林業再生プロジェクト推進事業」や「美しい森林づくり基盤整備事業」などの各種事業を積極的に活用し、森林の再生に取り組んでいます。



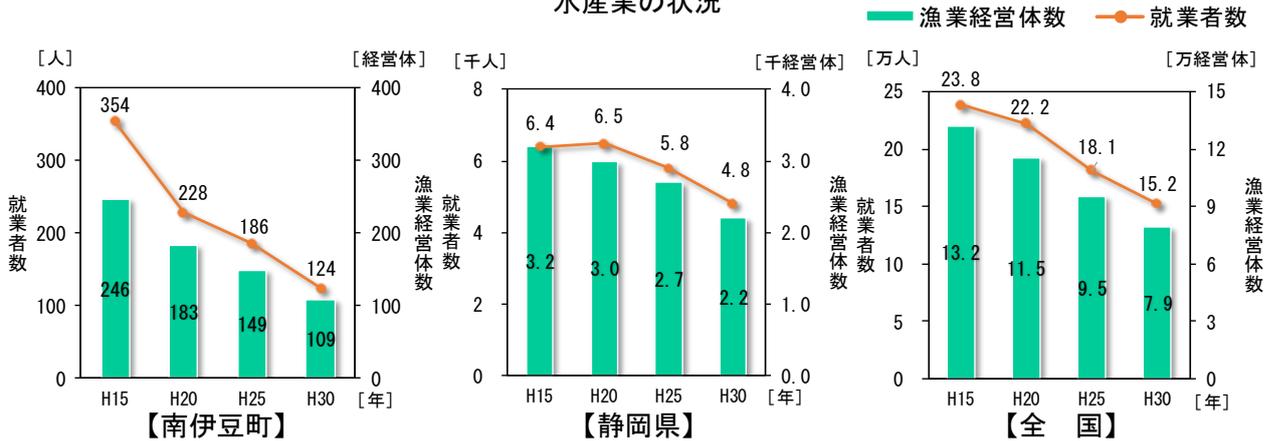
出典：世界農林業センサス（2000年、2010年、農林水産省）、農林業センサス（2005年、2015年農林水産省）

1-4-4 水産業

本町の水産業は、人口の減少や高齢化、新たな水産業の担い手不足により、平成30年の漁業経営体数は109経営体、就業者数は124人と、平成15年と比べていずれも減少し、漁獲量は減少傾向を示しています。一方、イセエビ・アワビ・サザエなどの漁獲量は、静岡県内でトップクラスとなっています。

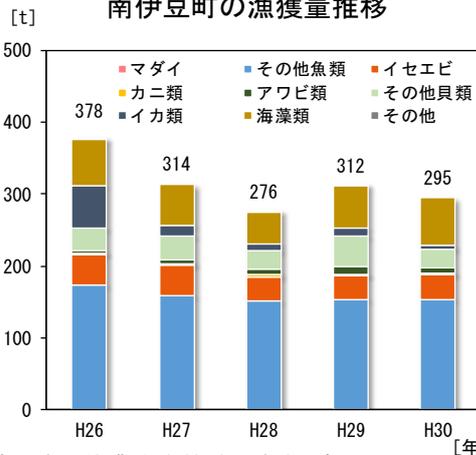
現在、本町では獲る漁業だけでなく育てる漁業の推進を図るため、アワビの稚貝やマダイの稚魚の放流など水産資源の保護にも努めています。

水産業の状況



出典：漁業センサス（2003年、2008年、2013年、2018年、農林水産省）

南伊豆町の漁獲量推移



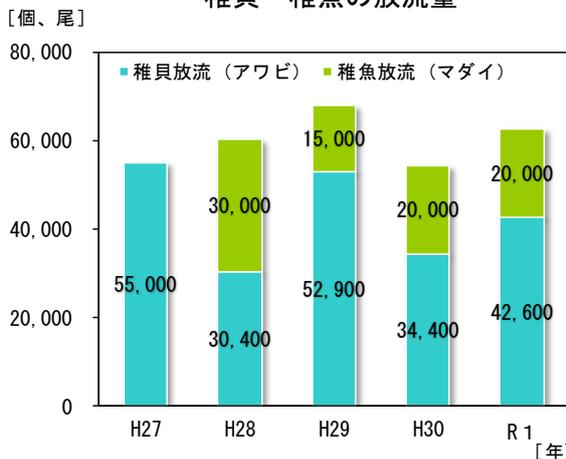
出典：海面漁業生産統計調査(平成26年～平成30年、農林水産省)

南伊豆町の特産水産物（平成30年）

水産物名	漁獲量	全国順位	県内順位
イセエビ	34トン	9位	1位
アワビ	7トン	34位	1位
サザエ	25トン	49位	4位

出典：海面漁業生産統計調査(平成30年、農林水産省)

稚貝・稚魚の放流量



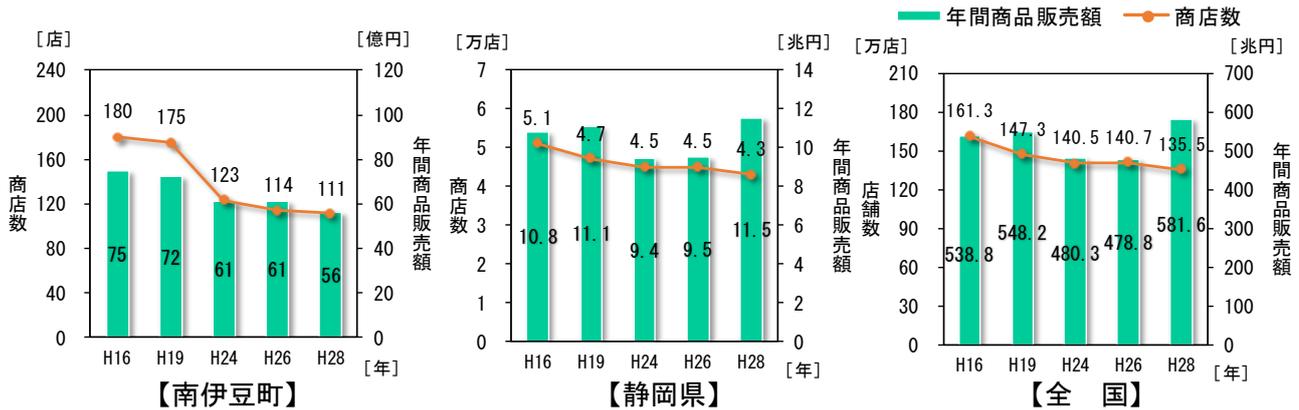
資料：南伊豆町資料

1-4-5 商工業

本町の商業（卸売業・小売業）は、減少傾向を推移し、静岡県や全国と同様の傾向を示していましたが、平成 24 年以降は、静岡県及び全国の年間商品販売額が増加傾向を示していることに対し、本町は減少傾向を示しています。

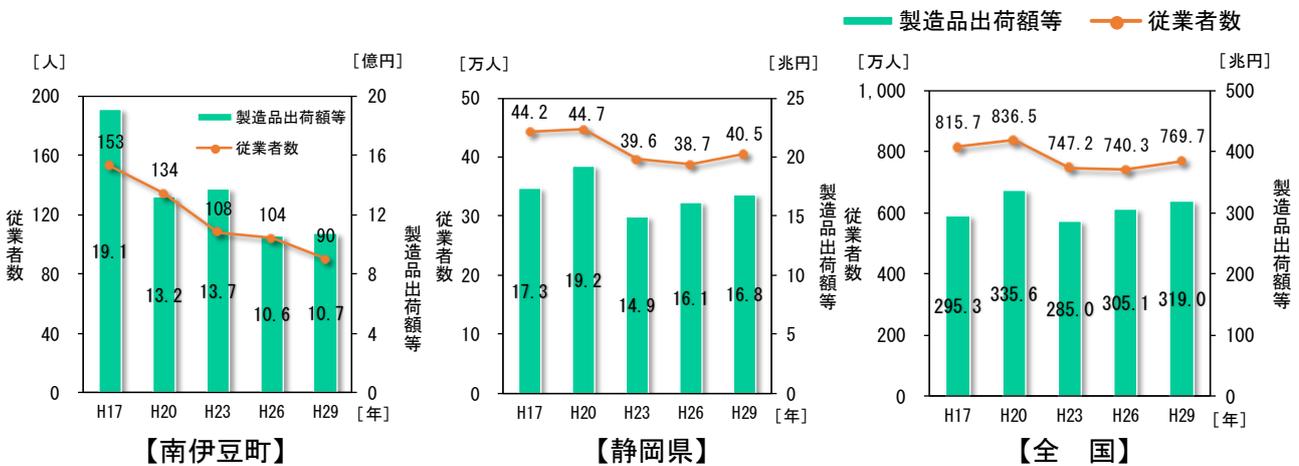
また、工業についても減少傾向を推移し、静岡県や全国と同様の傾向を示していましたが、平成 27 年以降は、静岡県及び全国が増加傾向を示していることに対し、本町は減少傾向を示しています。

商業（卸売業・小売業）の状況



出典：商業統計調査（経済産業省）、経済センサス活動調査結果（平成 24 年、平成 28 年、経済産業省）

工業（製造業）の状況

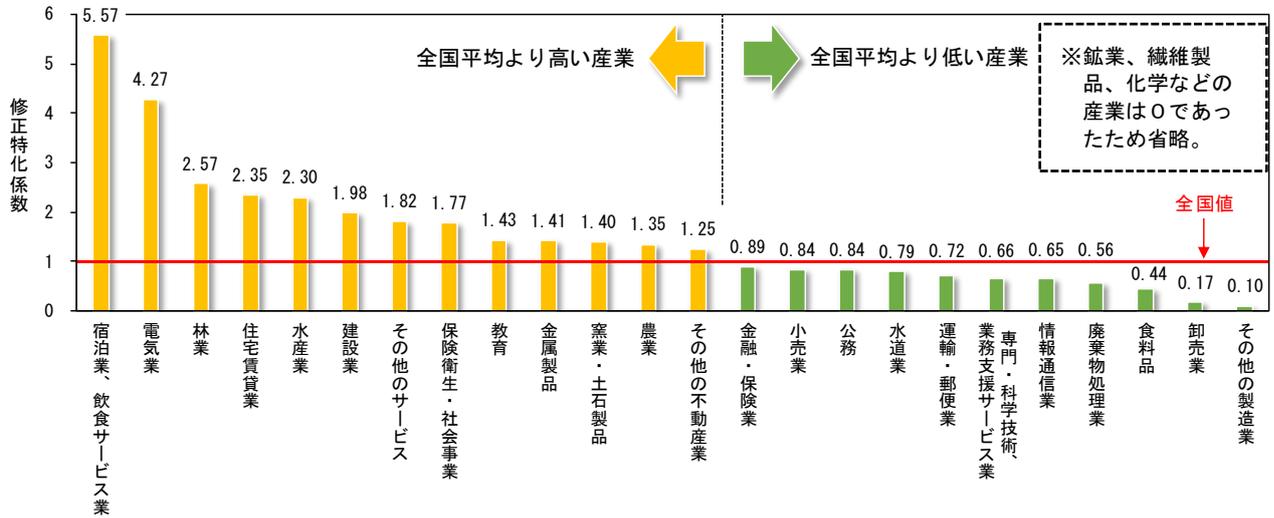


出典：工業統計調査（経済産業省）、経済センサス活動調査結果（平成 24 年、平成 28 年、経済産業省）

1-4-6 地域産業構造

「宿泊業、飲食サービス」「電気業」「林業」「水産業」などの産業別修正特化係数が高く、本町の基盤産業であるといえます。

南伊豆町における生産額ベースの産業別修正特化係数（平成26年度）



出典：地域経済循環分析システムを参考に作成（環境省）

産業特化係数とは、地域のある産業が、どれだけ特化しているかを見る係数です。

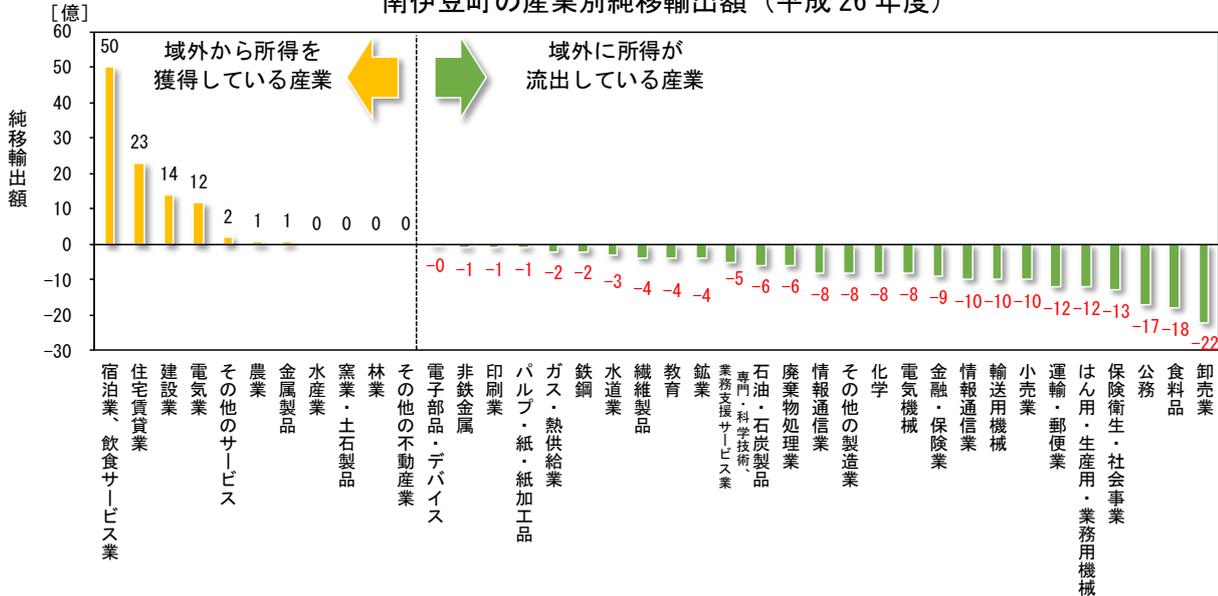
例えば、ある地域の産業別の生産額構成比を日本全体の産業別の生産額構成比で割ったもので、1を平均値として、1以上の場合は、他地域よりも多くの事業活動が営まれている（生産されている）と評価されます。

$$\text{地域における産業Aの特化係数} = \frac{\text{地域における産業Aの生産額} / \text{地域における産業合計の生産額}}{\text{全国の産業Aの生産額} / \text{全国の産業合計の生産額}}$$

なお、修正特化係数は特化係数に国内需要も加味した値で、国外への輸出超過・輸入超過となっている産業の過大となる値を補正しています。

本町の純移輸出額は、「宿泊業、飲食サービス業」「電気業」「農業」「水産業」「林業」などがプラスとなっており、域外からの所得を獲得できる産業である一方、食料品や卸売業などはマイナスとなっており、域外に所得が流出している産業です。産業別修正特化係数と純移輸出額の高い「宿泊業、飲食サービス業」「電気業」「林業」は、域外からお金を「稼ぐ力」のある産業です。

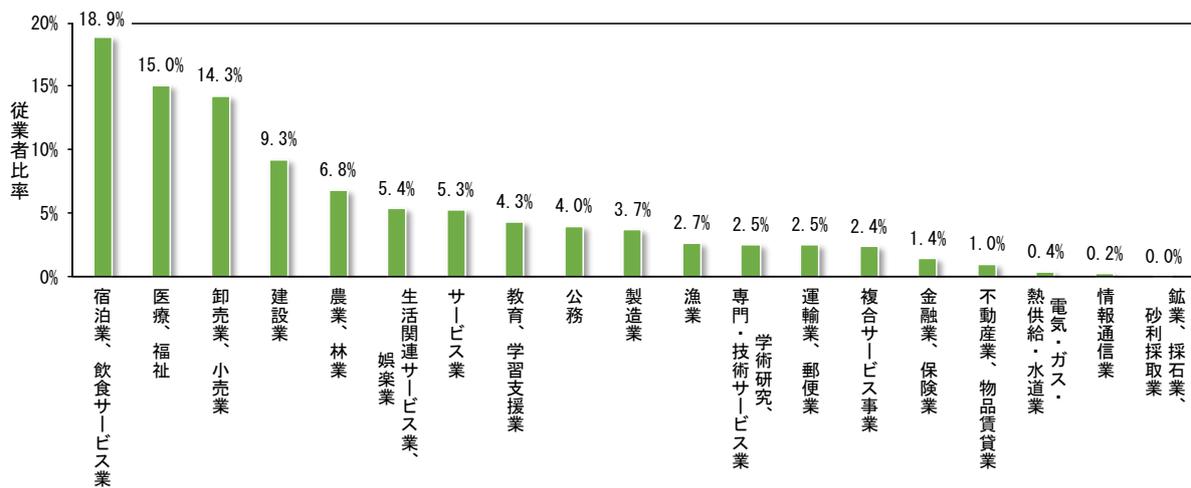
南伊豆町の産業別純移輸出額（平成 26 年度）



出典：地域経済循環分析システムを参考に作成（環境省）

本町の産業別従業者比率は、「宿泊業、飲食サービス業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」が高く、「雇用力」のある産業です。

南伊豆町の産業別従業者比率



出典：平成 27 年国勢調査（総務省統計局）

1-4-7 観光業

本町の海岸域は、昭和12年に国の名勝「伊豆西南海岸」に指定され、さらに昭和30年には「富士箱根伊豆国立公園」に指定されています。

また、本町が位置する伊豆半島の陸域1,585平方キロメートル、海域442平方キロメートルの範囲は「伊豆半島ジオパーク」に指定されており、「南から来た火山の贈りもの」をテーマにジオサイトの保護・保全活動やビジターセンターの整備等を行っています。

その他、石廊崎や手石の弥陀窟、波勝崎などの自然景観資源をはじめとした自然や伝統文化に育まれた観光資源が豊富に存在しています。

これらの自然景観資源を活用し、令和元年度から石廊崎周辺を巡るエコツアーを実施しており、令和元年におけるツアー申込者は延べ464人(130組)となっています。

南伊豆町の観光資源（観光スポット、観光施設）

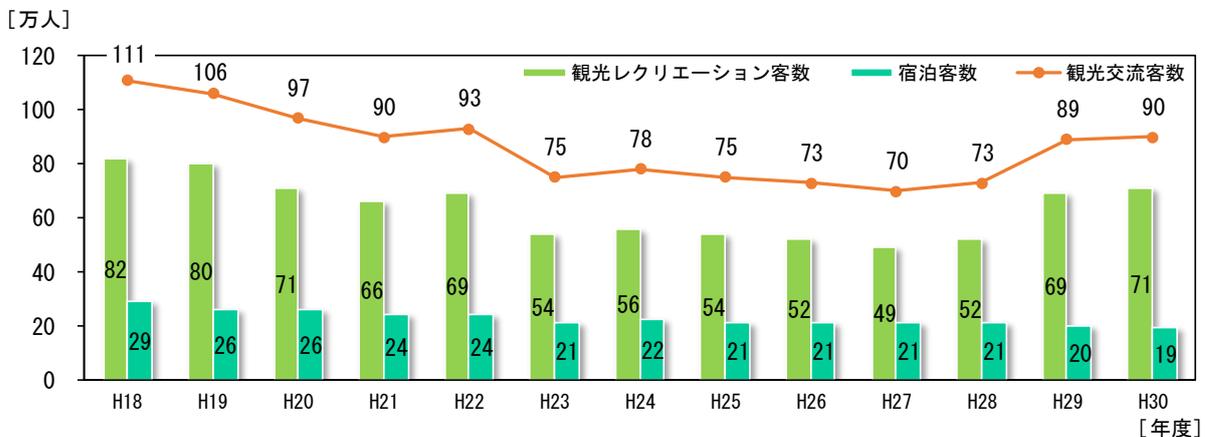


南伊豆町におけるエコツアーの実施状況（令和元年）

石廊崎ルート	申込者数 (人)	申込組数 (組)	ルート
Aルート（50分）	309	82	オーシャンパーク休憩棟→日和山→猪鼻→オーシャンパーク休憩棟
Bルート（50分）	52	8	オーシャンパーク休憩棟→石廊崎灯台→石室神社→オーシャンパーク休憩棟
Cルート（90分）	103	40	Aルート+Bルート
合計	464	130	—

本町の観光交流客数は平成30年度が90万人と近年は増加傾向を示していますが、平成18年度時点から約2割減少しています。また、昭和63年度が宿泊客62万人、観光レクリエーション客139万人、合計201万人であったことと比べると、その落ち込みは極めて深刻です。

南伊豆町における観光業の状況



出典：平成30年度静岡県観光交流の動向（静岡県）

本町における代表的な観光資源の概要を下表に示します。

南伊豆町における代表的な観光資源の概要

分類	名称	概要
観光 スポット	伊豆クルーズ	景勝地石廊崎の景観を海上から楽しむことができます。
	一条竹の子村	四季折々の山の味覚を味わうことや竹細工の体験などがあります。
	入間千畳敷 (入間海岸)	千畳敷には、海底に降り積もった火山灰や軽石からなる美しい地層を見ることができます。千畳敷の目の前にそびえる三ツ石岬の断崖には、地下から上昇してきたマグマが、白い火山灰の地層を断ち切って上昇していった痕跡である「岩脈」が景観をつくり出しています。
	石廊崎オーシャン パーク	伊豆半島最南端の大海原が広がっており、壮大な自然の成り立ち「ジオ」を学びながら、南伊豆の魅力を再発見できる場所となっています。
	石廊崎灯台	伊豆半島の最南端、石廊崎に立つ、白亜の塔形をした中型灯台で、「日本の灯台50選」に選ばれています。また、周辺は、富士箱根伊豆国立公園に指定されており、太平洋のパノラマを見ることができます。
	奥石廊崎(愛逢岬)	伊豆南端の海岸美を一望でき、水平線に沈む夕日を見ることができます。
	天神原植物園	古代から西日本の山間に自生していた野生のユリの元首であるササユリの大群生をメインフラワーとし、全国の山野草を1ヘクタールの園内に自然環境そのままに植栽しています。
	中木の柱状節理 (中木海岸)	中木港には、海底火山の噴出物を貫いて上昇してきた「火山の根」とマグマが冷え固まる際に収縮してできる柱状の岩「柱状節理」の景観が広がっています。
	波勝崎	波勝崎から松崎町の烏帽子山にかけて続く岩石海岸は、かつて火山の地下にあった「マグマの通り道」が地上に姿を現した「火山の根」となっています。船でしか見に行くことができない、高さ270メートルにもなる「波勝赤壁」などの雄大な海岸線や海岸線の崖に露出した岩脈「蛇のぼり」もあります。 また、東日本最大の野猿の生息地で、300匹以上の猿が生活しています。
	ユウスゲ公園	奥石廊崎の池の原に、ユウスゲが海岸から山にかけて約1ヘクタール群生しています。ユウスゲは、富士箱根伊豆国立公園の指定植物として全国的にも貴重な植物となっています。 石廊崎の港から出る遊覧船(伊豆クルーズ)で海からユウスゲ公園の様子を観察できます。
	弓ヶ浜海岸	1,200メートルもの美しい弧を描く白砂の海岸となっています。毎年アカウミガメが産卵のため上陸し、町が卵を保護して、時期になったら子亀を海に帰す取り組みが行われています。湾の両側に岬があるため遠浅で波も穏やかであり、景色も美しいため人気が高い海水浴場となっています。
竜崎の蛇下り	海底にたまっていた火山灰や土石流の地層の亀裂を押し広げ、マグマが上昇してきた痕跡(岩脈)となっています。	

出典：伊豆半島ジオパークホームページ、南伊豆町観光協会ホームページを参考に作成

南伊豆町における代表的な観光資源の概要

分類	名称	概要
温泉熱 利用施設	さとう温泉メロン	自家温泉による温室栽培で年間を通して安定した糖度の高い温室メロンを栽培しています。
	下賀茂熱帯植物園	下賀茂温泉の豊富な温泉熱を利用して、365日様々な熱帯植物見ることができます。
体験	エコサーファー	サーフィン体験、ツリークライミング体験、ガチンコ林業体験、磯観察&シュノーケリング体験、ヒリゾ浜でシュノーケリング体験、クワガタ・カブトムシ捕り&ブルーベリー狩り体験等、伊豆の自然を体験することができます。
	SURFACE (サーフェイス)	シーカヤックを使い伊豆半島(南伊豆)の風景や海をツアーすることができます。
	ヒリゾ浜渡し	高い透明度を誇る海水浴場では、シュノーケリングを体験することができます。季節回遊魚や貴重なエダサンゴの群生を見ることができます。
	南伊豆パドルスポーツ振興会	南伊豆の自然の中で四季を通しシーカヤック、カヌー、SUPパドルスポーツを体験することができます。
	妻良海岸	夏には海上アスレチック(すべり台・空中ブランコ・飛び込み・ボールなど)が設置され、子どもから大人まで気軽に楽しむことができます。
文化 ・ 遺跡	石室神社	石廊崎灯台先の断崖の景勝地にある、1,300年以上前に建てられた歴史のある神社となっています。
	手石の弥陀窟 (阿弥陀三尊)	手石の弥陀山にある海蝕洞窟であり、昭和9年12月28日に「手石の弥陀ノ岩屋」の名称で国の天然記念物に指定されています。
	三島神社夫婦楠	平安時代のはじめの大同年間(西暦806年~810年)に創建されたものといわれる三島神社の境内に鎮座し樹齢1,000年以上ともいわれており、平成14年12月10日に静岡県指定天然記念物に指定されています。
	みなみの桜と菜の花まつり	下賀茂温泉を流れる青野川沿いの早咲きの桜が花開き、周辺には菜の花の黄色、温泉の白い湯煙と春陽気なコントラストが美しい風景が広がる2月頃、露店が並び、週末にイベントが開催されます。
	吉田白鳥神社と大ビヤクシン	昭和42年に静岡県指定天然記念物に指定されています。幹の太さは約4メートル、高さ10メートル、樹齢約800年といわれ、伊豆地方でも代表的なビヤクシンです。

出典：伊豆半島ジオパークホームページ、南伊豆町観光協会ホームページを参考に作成

1-5 交通環境

本町の道路網は、下田市から松崎町に繋がる幹線道路として国道 136 号が東西に走り、それを補完する形で南側海岸線を県道下田石廊松崎線が、中央山間部を県道下田南伊豆線と南伊豆松崎線が通っています。

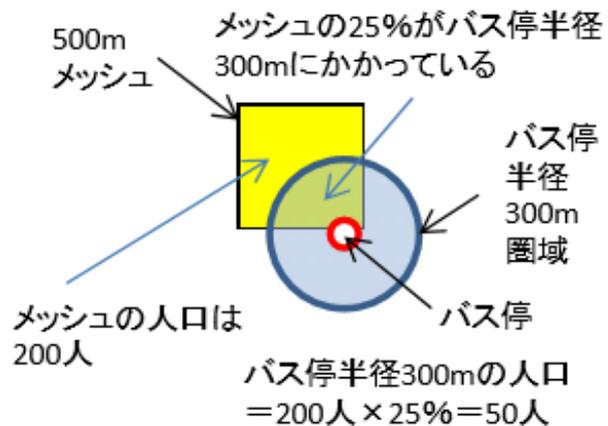
その他の交通網は、民間事業者（東海バス）及び町が実施する自主運行バスを中心に形成されており、鉄道路線及び航路は整備されていません。このため、南伊豆・西伊豆地域（沼津市戸田地区、下田市、伊豆市、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）における本町の公共交通の人口カバー率は低く、1人あたりの自動車保有台数は、静岡県や全国よりも多くなっています。また、1世帯あたりの自動車保有台数は、静岡県を下回っていますが、全国よりも多くなっています。



出典：東海自動車株式会社ホームページ (<http://dia.tokaibus.jp/rosen/>) の路線図を参考に作成

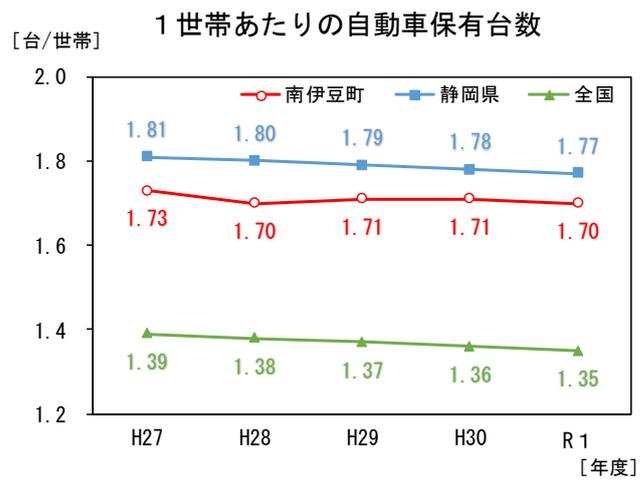
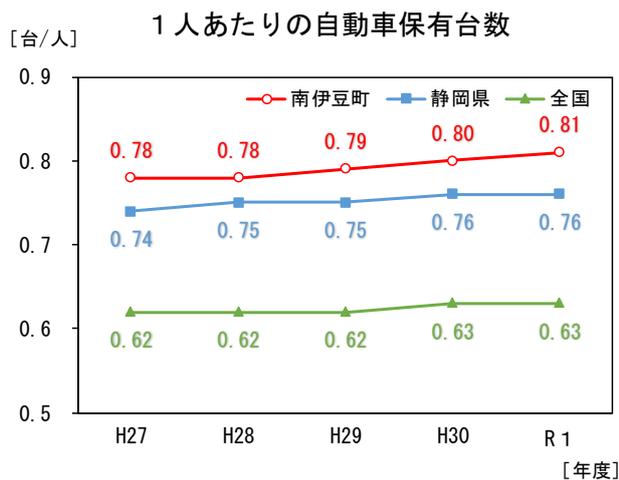
公共交通の人口カバー率

地域	公共交通の人口カバー率
沼津市戸田地区	64.7%
下田市	74.0%
伊豆市	72.1%
松崎町	59.6%
西伊豆町	58.6%
南伊豆町	59.3%
平均	68.5%



注) 公共交通の人口カバー率とは、鉄道駅から500メートル、バス停300メートルの円に重なるメッシュについて、重なる面積を算定し、メッシュ全体のうち重なる面積の割合をメッシュの人口にかけて算出

出典：南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画（平成28年3月、静岡県・沼津市・下田市・伊豆市・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）



注) 人口は、1月1日現在のもの

出典：市区町村別自動車保有車両数（平成28年3月末～令和2年3月末、一般財団法人自動車検査登録情報協会）

市区町村別軽自動車車両数（平成28年3月末～令和2年3月末、一般社団法人全国軽自動車協会連合会）

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（平成27年～令和2年、政府統計の総合窓口）

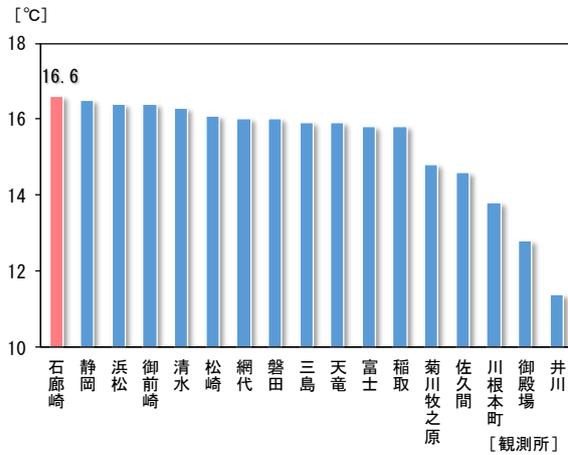
2 自然環境

2-1 気象

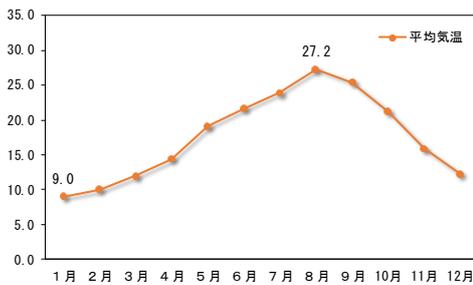
伊豆半島の南端に位置する本町は、太平洋の黒潮の影響を受けた海洋性気候の特徴を示し、全国的に見ても極めて温暖な気候です。本町（石廊崎特別地域観測所）と静岡県内各所の平均気温（昭和56年～平成22年の平均値）を比較すると、本町の平均気温が最も高くなっています。

令和元年における年平均気温は17.7度で、1月に9.0度と最も低く、8月に27.2度と最も高くなっています。また、過去40年間の気象結果によると、年間平均気温は15.5～17.7度、年間降水量は1,117～2,549ミリメートルとなっています。

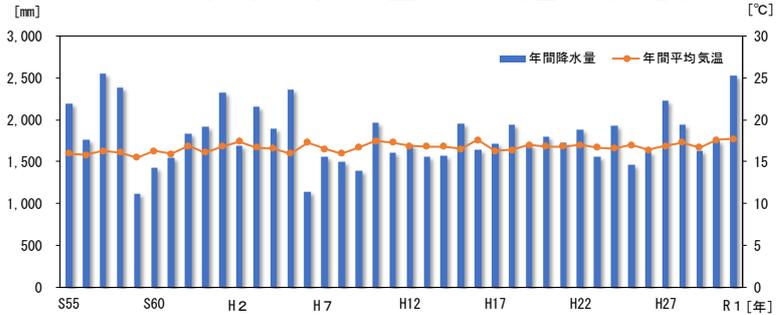
静岡県内各所の平均気温の比較



南伊豆町の月別平均気温（令和元年）



南伊豆町における降水量・平均気温の長期推移



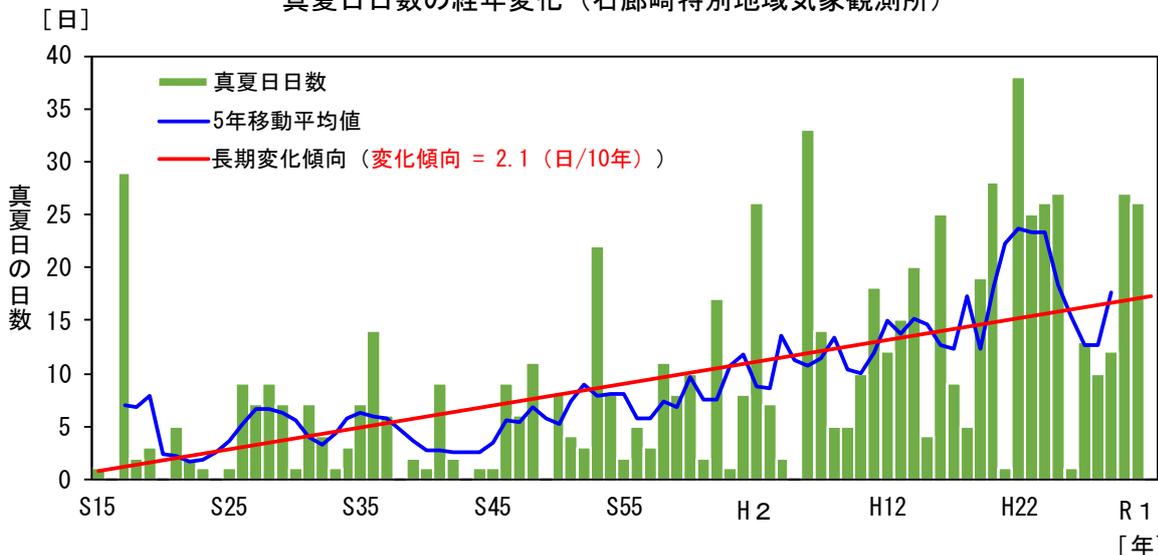
出典：気象庁ホームページ（石廊崎特別地域観測所ほか）を参考に作成

2-2 真夏日日数の推移

本町における日最高気温30度以上（真夏日）の年間日数の経年変化は次のとおりです。

石廊崎特別地域気象観測所では、昭和15年以降、気象観測を継続しており、令和元年までの80年間における真夏日の年間日数は、2.1（日/10年）増加しています。

真夏日日数の経年変化（石廊崎特別地域気象観測所）

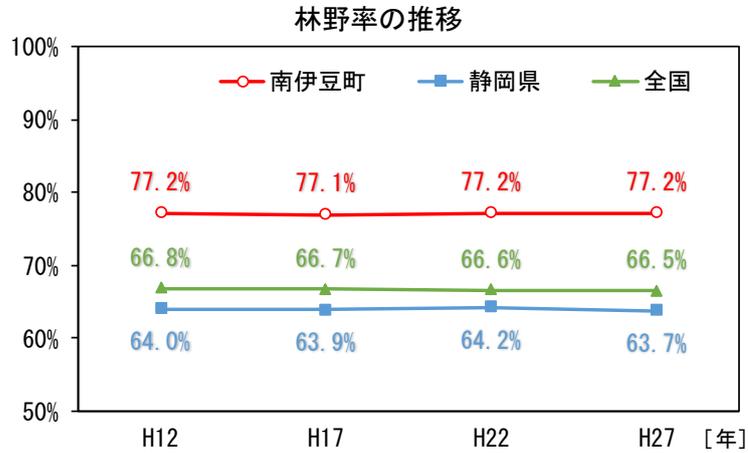


出典：気象庁ホームページ（石廊崎特別地域観測所）を参考に作成

2-3 緑地

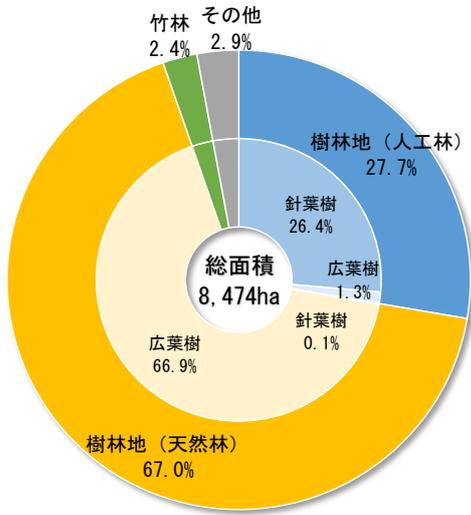
本町は、山地が多く、緑地が豊富に分布しているため、林野率が77.2%となっており、静岡県や全国の林野率を上回っています。

また、平成31年3月末現在の森林面積は約8,474ヘクタールであり、竹林などを除いた樹林地面積は森林面積の94.7%を占めています。



出典：世界農林業農業センサス（2000年、2010年、農林水産省）農林業センサス（2005年、2015年、農林水産省）

森林面積



項目	森林面積 (ha)	構成比
樹林地	8,025.11	94.7%
人工林	2,347.91	27.7%
針葉樹	2,234.51	26.4%
広葉樹	113.4	1.3%
天然林	5,677.20	67.0%
針葉樹	4.77	0.1%
広葉樹	5,672.43	66.9%
竹林	203.78	2.4%
その他	244.77	2.9%
総面積	8,473.66	100.0%

注) 令和2年3月31日現在

出典：令和2年度町勢要覧資料編（令和2年9月、南伊豆町）

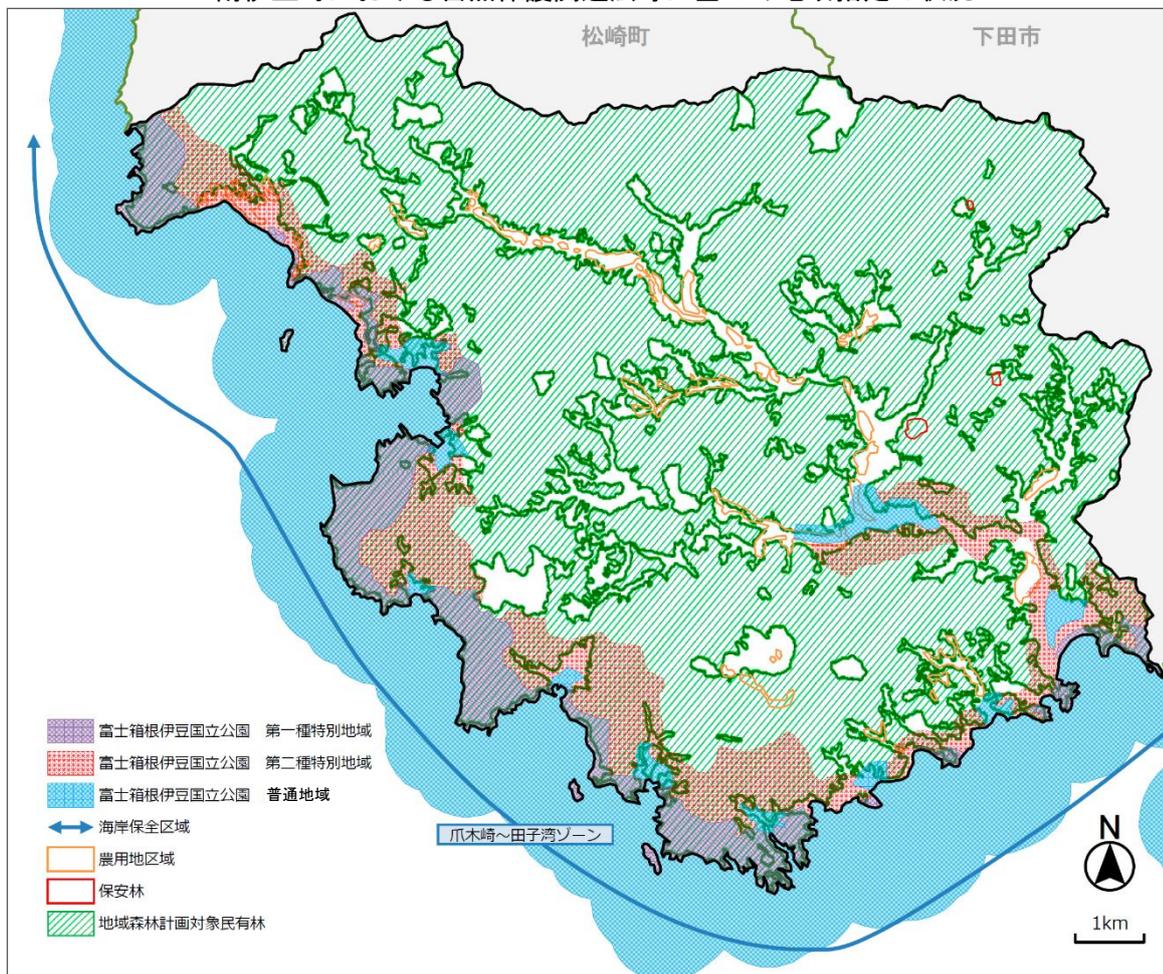
2-4 自然保護地域等

本町における自然保護関連法等に基づく地域指定状況として、海岸域及び内陸の青野川沿いは、「自然公園法」に基づく「富士箱根伊豆国立公園」の第一種、第二種特別地域、普通地域に指定されています。また、海岸は、全域にわたって「海岸法」に基づく「海岸保全区域」に指定されており、「爪木崎～田子湾ゾーン」に区分されています。

このほか、青野川などの水系沿いの低地などに「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農用地区域」、一条川周辺に「森林法」に基づく「保安林」が指定されているとともに、町のほぼ全域が「地域森林計画対象民有林」に指定されています。

なお、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護区」は、本町には存在しません。

南伊豆町における自然保護関連法等に基づく地域指定の状況



出典：富士箱根伊豆国立公園（伊豆半島地域）区域及び公園計画図（環境庁自然環境局）
伊豆半島沿岸海岸保全基本計画（変更）（平成 27 年 12 月、静岡県）
土地利用調整総合支援ネットワークシステム「LUCKY」（国土交通省）

2-5 生物多様性

2-5-1 植物

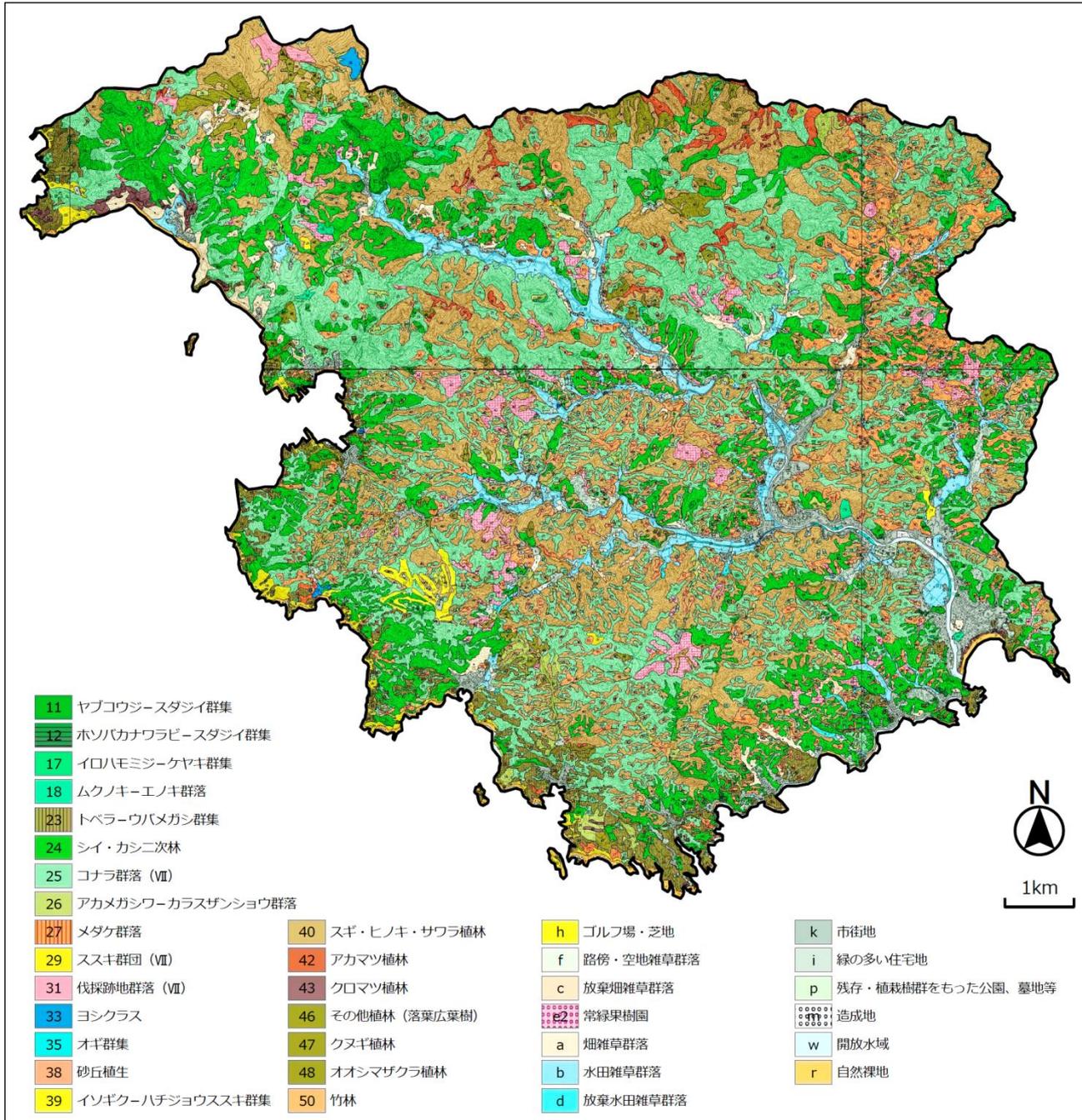
(1) 植生

本町は山地が卓越する温暖な地域であることから、植生では常緑樹が優占するなど、温暖な地域に特有の森林植生が生育しています。

本町の北部にはシイ・カシ二次林やコナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林が比較的まとまって生育していますが、中部や南部では、これらの植生の形状は複雑かつ細分化され、入り組んで分布しています。また、竹林は、北東部を除く北部一帯ではそれほど多くないものの、北東部、中部、南部では多数出現しています。これは、コナラ群落やシイ・カシ二次林が薪炭林として利用され、その後第一次産業の衰退とともに管理が滞り、竹林へと遷移していったものと考えられます。海岸域で特徴的なのはトベラーウバメガシ群集で、本町の断崖地全般に生育しており、子浦のウバメガシ群落は静岡県天然記念物に指定されています。さらに、石廊崎から西にかけては、海岸断崖地に特有のイソギクハチジョウススキ群集も生育しています。

なお、青野川左岸側の河口付近に分布する「青野川河口のメヒルギとハマボウ群落」は、環境省の選定する特定植物群落に指定されています。

南伊豆町の現存植生図



出典：1/25,000 植生図「伊豆松崎」「下田」「石廊崎」「神子元島」(環境省 自然環境保全基礎調査)

(2) 植物種

静岡県版レッドリスト⁵⁸によると、本町には、絶滅の可能性のある植物として、絶滅危惧ⅠA類1種、絶滅危惧ⅠB類3種、絶滅危惧Ⅱ類6種など、16科19種が指定されています。

⁵⁸ レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。

南伊豆町における絶滅の可能性のある植物

No.	科	種	静岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
1	リンドウ	ソナレセンブリ	CR	VU
2	ヒガンバナ	イズアサツキ	EN	EN
3	ミカンソウ	カンコノキ		なし
4	ラン	ヒメノヤガラ		VU
5	イネ	アズマガヤ	VU	なし
6	キキョウ	キキョウ		VU
7	キク	ハチジョウナ		なし
8	スイカズラ	ソナレマツムシソウ		VU
9	ヤマノイモ	イズドコロ		VU
10	ラン	カゲロウラン		NT
11	ガマ	ナガエミクリ	NT	NT
12	カヤツリグサ	センダイスゲ		なし
13	キク	イズハハコ		VU
14	ジンチョウゲ	サクラガンピ		VU
15	ラン	タシロラン		NT
16	ニシキギ	モクレイシ	N-II	なし
17	ヒノキ	オキナワハイネズ		なし
18	ヒメシダ	ヒメハシゴシダ		なし
19	ミツガシワ	ミツガシワ		なし

注) 絶滅の可能性のある植物の抽出にあたっては、静岡県レッドデータブック掲載の分布メッシュ図において、本町を含むメッシュに記録のある種及び分布・生育状況の文章記載において「南伊豆町」「南伊豆」と記載された種を抽出

CR : 絶滅危惧 I A 類…絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

EN : 絶滅危惧 I B 類…絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

VU : 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種。

NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅の危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

N-II : 分布上注目種等…絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種。

出典: まもりたい静岡県の野生生物 2020—静岡県レッドデータブック—(植物・菌類編) (2020年3月、静岡県)

2-5-2 動物

静岡県版レッドリストによると、本町には、絶滅の可能性のある動物として、絶滅危惧 I A 類 4 種、絶滅危惧 I B 類 3 種、絶滅危惧 II 類 7 種など、36 科 54 種 (哺乳類 6 種、鳥類 4 種、爬虫類 4 種、両生類 5 種、淡水魚類 20 種、昆虫類 8 種、陸・淡水産貝類 5 種、クモ類 2 種) が指定されています。

南伊豆町における絶滅の可能性のある動物

分類群	No.	科	種	静岡県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
哺乳類	1	オナガザル	ニホンザル	LP	なし
	2	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	NT	なし
	3		コキクガシラコウモリ	NT	なし
	4	トガリネズミ	カワネズミ	NT	なし
	5	ヒナコウモリ	モモジロコウモリ	VU	なし
	6	ユビナガコウモリ	ユビナガコウモリ	VU	なし
鳥類	7	キツツキ	アリスイ	NT	NT
	8	クイナ	ヒクイナ	VU	NT
	9	ハヤブサ	ハヤブサ	VU	VU
	10	ミサゴ	ミサゴ	N-Ⅲ	NT
爬虫類	11	イシガメ	ニホンイシガメ	NT	NT
	12		クサガメ	N-Ⅲ	なし
	13	ウミガメ	アカウミガメ	CR	EN
	14	スッポン	ニホンスッポン	DD	DD
両生類	15	アカガエル	トノサマガエル	NT	NT
	16		ツチガエル	NT	なし
	17		タゴガエル	N-Ⅲ	なし
	18	アオガエル	カジカガエル	NT	なし
	19	イモリ	アカハライモリ南伊豆集団	LP	NT
淡水魚類	20	アカメ	アカメ	N-Ⅲ	EN
	21	アユカケ	カジカ	VU	VU
	22	ウナギ	ニホンウナギ	EN	EN
	23	カワアナゴ	チチブモドキ	N-Ⅲ	なし
	24		オカメハゼ	N-Ⅲ	なし
	25		カワアナゴ	N-Ⅲ	なし
	26	サケカ	ミナミメダカ	CR	VU
	27	ドジョウ	ドジョウ	DD	NT
	28	ハゼ	シロウオ	CR	VU
	29		チワラスボ属の1種	EN	EN
	30		ビリンゴ	N-Ⅱ	なし
	31		タネハゼ	N-Ⅲ	なし
	32		ノボリハゼ	N-Ⅲ	なし
	33		ヒナハゼ	N-Ⅲ	なし
	34		クロコハゼ	N-Ⅲ	なし
	35	ユゴイ	ユゴイ	N-Ⅲ	なし
	36	ヨウジウオ	ガンテンイシヨウジ	N-Ⅲ	なし
37	カワヨウジ		N-Ⅲ	なし	
38	テングヨウジ		N-Ⅲ	なし	
39	イッセンヨウジ		N-Ⅲ	なし	

南伊豆町における絶滅の可能性のある動物

分類群	No.	科	種	静岡県 カテゴリー	環境省 カテゴリー
昆虫類	40	ガムシ	ガムシ	NT	NT
	41		コガムシ	NT	DD
	42	キリギリス	イズササキリ	CR	DD
	43	ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ	NT	NT
	44		クロゲンゴロウ	NT	NT
	45		シマゲンゴロウ	N-Ⅲ	NT
	46	コガシラミズムシ	マダラコガシラミズムシ	DD	VU
	47	バッタ	ハネナガイナゴ	N-Ⅲ	なし
陸・淡水産 水産 貝類	48	オナジマイマイ	カタマメマイマイ	EN	VU
	49	キバサナギガイ	ヤマトキバサナギガイ	VU	VU
	50	トウキョウヒラマキガイ	ヒラマキガイ	NT	DD
	51	ナタネキバサナギガイ	キバサナギガイ	NT	NT
	52	ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	カワザンショウガイ	NT	NT
クモ類	53	コガネグモ	コガネグモ	NT	なし
	54	ジグモ	ワスレナグモ	VU	NT

注) 絶滅の可能性のある動物の抽出にあたっては、静岡県レッドデータブック掲載の分布メッシュ図において、本町を含むメッシュに記録のある種、本町の水系に記録のある種及び生息状況の文章記載において「南伊豆町」と記載された種を抽出

CR : 絶滅危惧 I A 類…絶滅の危機に瀕している種で、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

EN : 絶滅危惧 I B 類…絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。

VU : 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種。

NT : 準絶滅危惧…現時点での絶滅の危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。

DD : 情報不足…評価するだけの情報が不足している種。

LP : 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

N-II : 分布上注目種等…絶滅の危険性は小さいが、分布上注目される種。

N-III : 部会注目種…その他各部会で注目すべきと判断した種。

出典：まもりたい静岡県の野生生物 2019—静岡県レッドデータブック—〈動物編〉(2019年3月、静岡県)

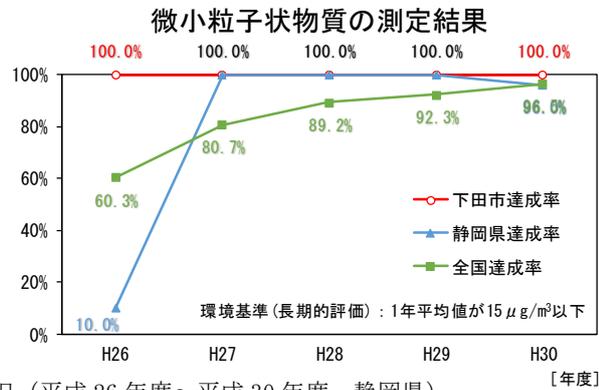
3 生活環境

3-1 大気環境

静岡県内では、一般環境大気測定局 58 局、自動車排出ガス測定局 10 局の合計 68 測定局（令和 2 年 8 月現在）で大気汚染の常時監視を行っています。本町に最も近い下田市役所測定局では、微小粒子状物質、光化学オキシダント及びダイオキシン類の 3 項目について測定を行っています。

3-1-1 微小粒子状物質

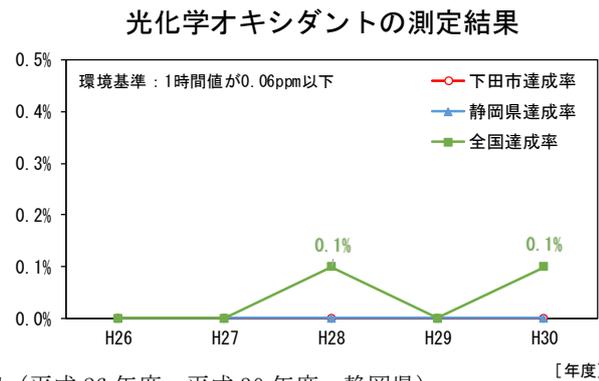
下田市役所測定局の微小粒子状物質の測定結果は、過去 5 年間に於いて環境基準を達成しており、静岡県や全国と比べ達成率が高くなっています。



出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 26 年度～平成 30 年度、静岡県）
平成 30 年度大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果（環境省）

3-1-2 光化学オキシダント

下田市役所測定局の光化学オキシダントの測定結果は、過去 5 年間に於いて環境基準を達成できず、静岡県や全国とほぼ同様の達成率となっています。



出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 26 年度～平成 30 年度、静岡県）
平成 30 年度大気汚染物質（有害大気汚染物質等を除く）に係る常時監視測定結果（環境省）

3-1-3 ダイオキシン類

下田市役所測定局のダイオキシン類の測定結果は、過去 5 年間に於いて環境基準を達成しており、静岡県や全国と同様に達成率は 100%となっています。

出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 26 年度～平成 30 年度、静岡県）
ダイオキシン類に係る環境調査結果について（平成 26 年度～平成 30 年度、環境省）

3-2 騒音

本町では、静岡県が騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視を行っており、一般国道 136 号に面する地域において測定を行っています。平成 27 年度から令和元年度まで、昼夜ともに環境基準の達成率は 100%となっています。

南伊豆町内における自動車騒音の常時監視結果（面的評価）

路線名	監視年度	評価区間延長 (km)	評価対象戸数 (戸)	昼夜両方の達成状況 (%)
一般国道 136号	平成27年度	4.5	214	100
	平成28年度	4.5	214	100
	平成29年度	4.7	215	100
	平成30年度	4.7	226	100
	令和元年度	4.7	226	100

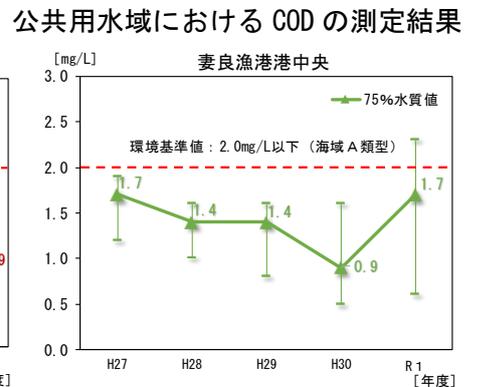
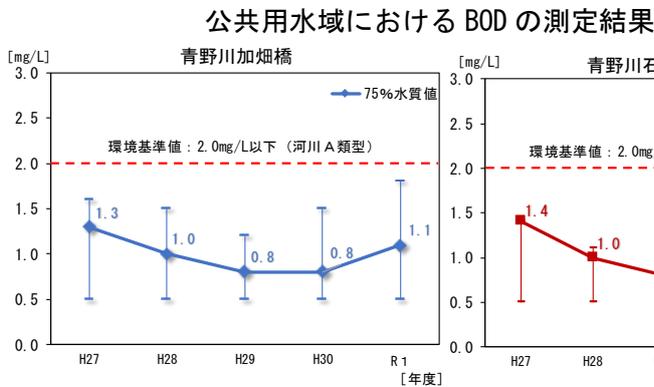
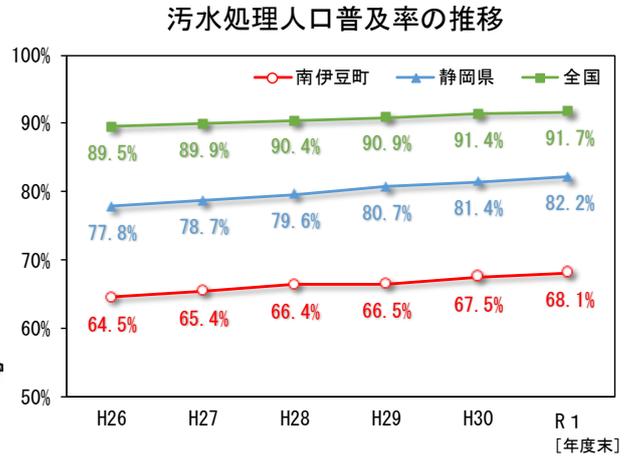
出典：大気汚染及び水質汚濁等の状況（平成 27 年度～令和元年度、静岡県）

3-3 水質汚濁

本町には、一級河川がなく、二級河川青野川に二条川、一条川、奥山川、鯉名川等が合流し、相模湾に流入しています。水質については、青野川（青野川本流）及び沿岸海域において水質調査が実施されています。青野川では、加畑橋を環境基準点とし通年調査が行われており、上流の石井橋を補助地点として年数回調査が行われています。また、海域では、妻良漁港において通年調査が行われています。環境基準は、河川、海域ともにA類型に指定されており、河川における水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）と海域における水質汚濁の代表的指標であるCOD（化学的酸素要求量）の75%水質値の経年変化を見ると、各年度とも環境基準を達成しています。

また、本町では独自に町内水域の24箇所を年4箇所ずつに分けて水質調査を実施しています。その結果、妻良地区を除く全調査地点の環境基準が達成しています。

なお、本町は単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進しており、汚水処理人口普及率は年々増加しています。



出典：静岡県公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成27年度～令和元年度、静岡県）

3-4 悪臭

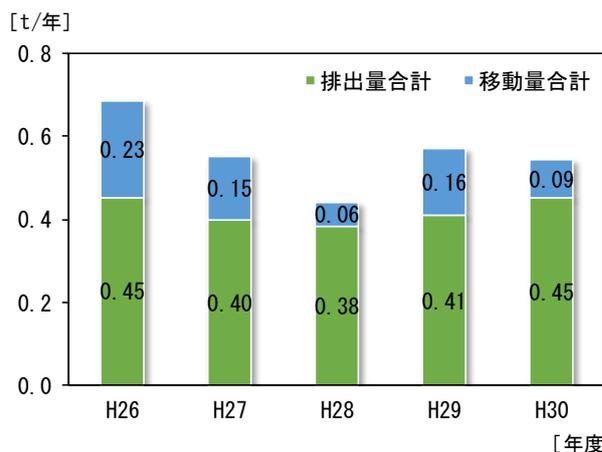
静岡県内では、20市8町で、悪臭物質の濃度規制に代わって臭気指数による規制が導入されており、本町でも全域が臭気指数（基準値 15）により規制されています。

3-5 化学物質

本町における化学物質の届出排出量・移動量は減少傾向を推移しています。

平成 30 年度の本町における総排出量・移動量は 543 キログラムであり、このうち大気への排出は 109 キログラム、公共用水域への排出は 343 キログラムとなっています。

南伊豆町における化学物質の届出排出量・移動量



出典：PRTR インフォर्मーション広場（環境省）

南伊豆町における化学物質の総排出量・移動量（平成 30 年度）

区域	排出量（本町：kg/年、静岡県：t/年）					移動量（本町：kg/年、静岡県：t/年）			合計
	大気への排出	公共用水域への排出	土壌への排出	埋立処分	小計	事業所外への廃棄物としての移動	下水道への移動	小計	
南伊豆町	109	343	0	0	452	91	0	91	543kg/年
静岡県	8,459	205	0	0	8,664	6,308	17	6,325	14,989t/年

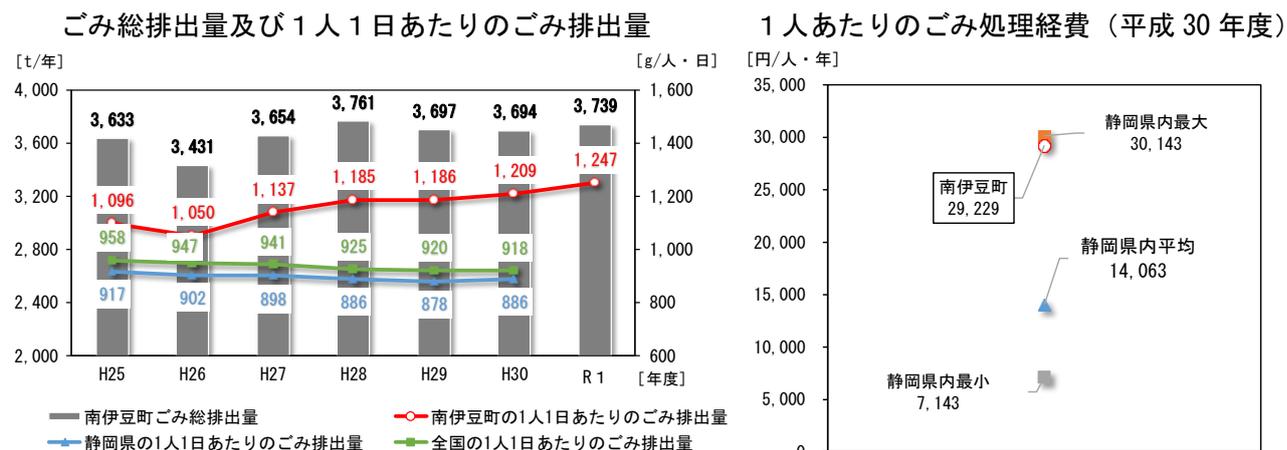
出典：平成 30 年度 PRTR 報告書（静岡県）

4 循環型社会

4-1 ごみ排出量

本町におけるごみ総排出量は、平成 27 年度以降横ばい傾向となっており、令和元年度は 3,739 トン/年となっています。1 人 1 日あたりのごみ排出量は、増加傾向を示しており、静岡県や全国よりも高い状況にあります。また、1 人あたりのごみ処理経費は静岡県内平均を大きく上回っています。

なお、「南伊豆町一般廃棄物処理基本計画（平成 29 年 3 月）」の令和元年度における数値目標 1,061 グラム/人・日を達成できていない状況となっています。



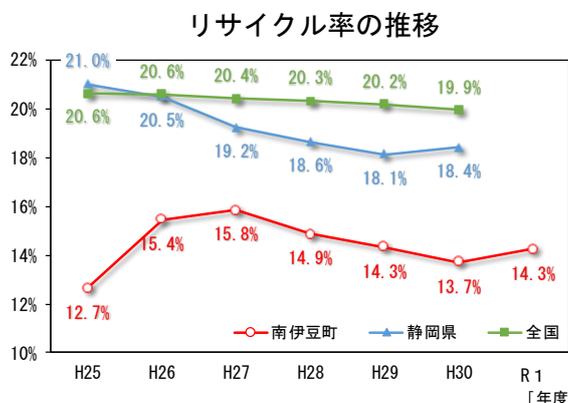
注) 本町のデータは南伊豆町資料を参考に作成

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25 年度～平成 30 年度、環境省）

4-2 リサイクル率

本町におけるリサイクル率は、平成 27 年度以降減少傾向となっていました。令和元年度は増加しています。しかしながら、静岡県あるいは全国よりも低いリサイクル率となっています。

また、「南伊豆町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 29 年 3 月）」の令和元年度における数値目標 26.0%を達成できていない状況となっています。



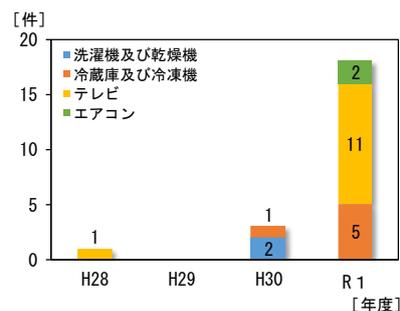
注) 本町のデータは南伊豆町資料を参考に作成

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25 年度～平成 30 年度、環境省）

4-3 不法投棄の状況

本町では、不法投棄監視員による定期的なパトロールを実施しています。令和元年度における家電 4 品目の不法投棄報告件数は、18 件となっており、平成 30 年度より大幅に増加しています。

家電 4 品目の不法投棄報告件数



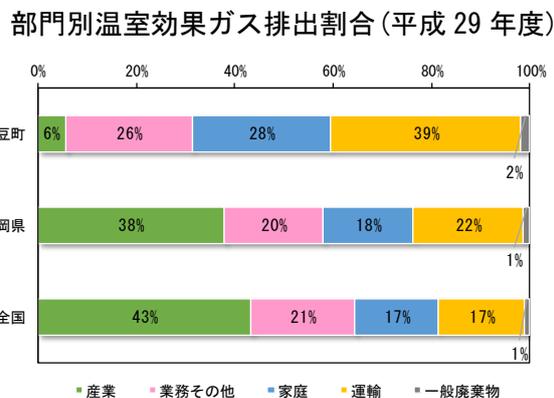
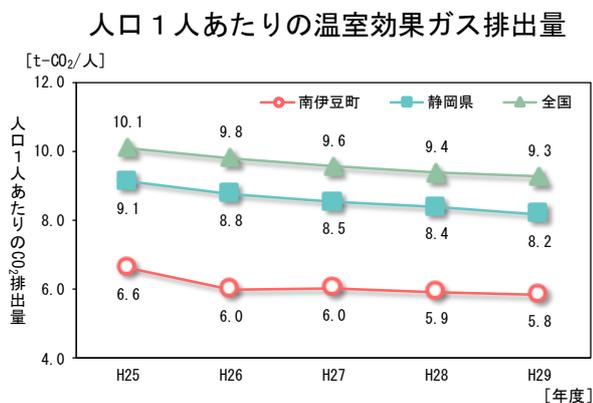
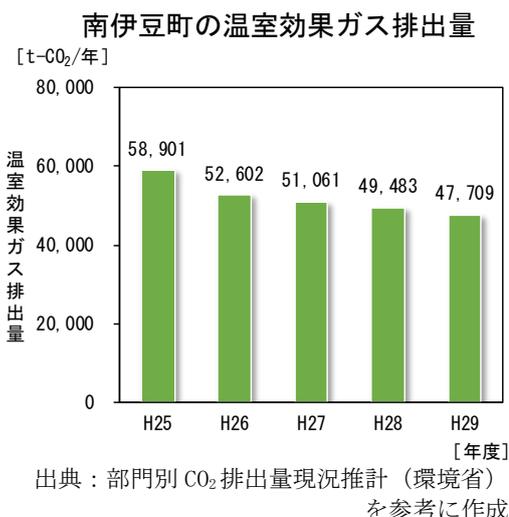
資料：南伊豆町資料

5 低炭素社会

5-1 温室効果ガス排出源対策

本町は、地球温暖化防止に向け、再生可能エネルギーの利活用とその普及拡大、ライフスタイル・ワークスタイルの省エネルギー化などに取り組んできました。

平成 29 年度の本町から排出される温室効果ガス排出量は平成 25 年度比で 19%減少し、人口 1 人あたりの温室効果ガス排出量は静岡県や全国と比べて低くなっています。また、部門別の排出割合については、産業部門の割合が低く、業務その他部門や家庭部門、運輸部門は高くなっています。

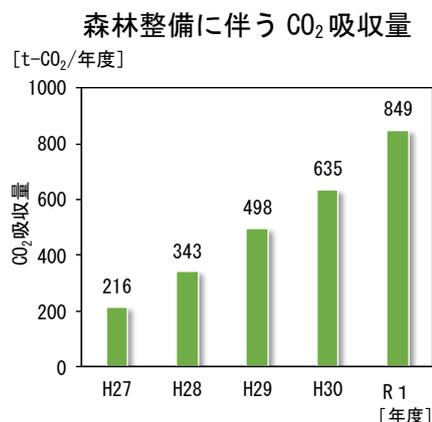


資料：部門別 CO₂ 排出量現況推計（環境省）、静岡県統計年鑑 2013～2017（静岡県）、政府統計の総合窓口（総務省）を参考に作成

5-2 CO₂ 吸収源対策

本町には約 8,474 ヘクタールの広大な森林が存在しており、静岡県が定める「伊豆地域森林計画」の対象森林について、町は間伐や造林などの計画的な森林の整備を行ってきました。

森林整備には水源涵養機能や山地災害の防止機能の維持・向上などのほか、温室効果ガスの吸収源としても期待されており、令和元年度までの 5 年間に実施された森林整備に伴う CO₂ 吸収量 (849t-CO₂) は、本町の総世帯数の 5%にあたる 224 世帯分の年間 CO₂ 排出量に相当します。



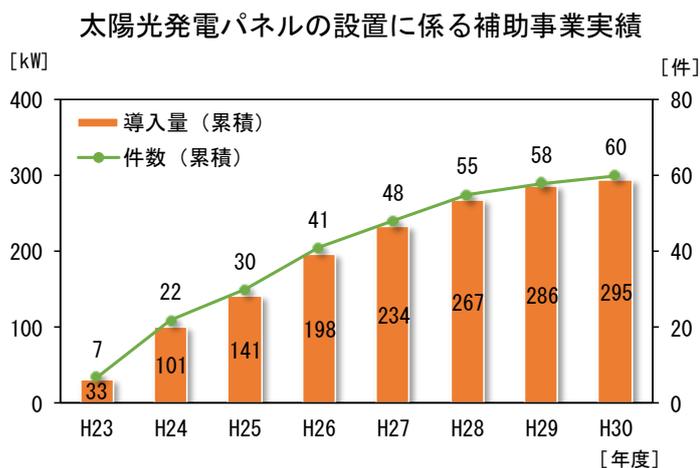
資料：南伊豆町資料

6 再生可能エネルギー

6-1 太陽光発電

本町では、平成 23 年度から平成 30 年度まで、太陽光発電パネルの設置に係る補助事業を実施してきました。その間、太陽光発電パネルの導入件数とそれに伴う太陽光パネルの発電出力は、増加傾向を推移しました。

また、令和 3 年度には、民間事業者が本町内での太陽光発電の稼働を予定しており、町内における再生可能エネルギーの新たな創出が見込まれます。



注) 太陽光発電システム補助事業実績は、平成 31 年 3 月 31 日に廃止
資料：南伊豆町資料

6-2 風力発電

本町には、民間事業者による風力発電所が 2 施設整備されています。

南伊豆風力発電所では風力発電機が 2 基稼働しており、風力発電のメンテナンス技術研究や実験用風力発電機など、風力発電の技術開発や技術レベル向上を主目的として運用されています。

一方、石廊崎風力発電所では風力発電機が 17 基稼働しており、全量売電されています。

このように、再生可能エネルギーの発電技術の発展やその創出を図っています。



南伊豆町に設置されている風力発電機

6-3 その他

本町では、学校給食や宿泊施設などから排出される廃食用油を回収、BDF 化する民間業者に提供しており、廃食用油の再生利用を図っています。

6-4 未利用エネルギー

「平成 24 年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報整備報告書（平成 25 年 6 月、環境省）」によると、本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは、住宅用等 19,000 キロワット、公共系等 29,000 キロワット、陸上風力発電の賦存量は 943,000 キロワット、導入ポテンシャルは 101,000 キロワット、太陽熱の導入ポテンシャルは 6,002 万メガジュール/年となっています。

また、NEDO（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）の「バイオマス賦存量・有効利用可能量の推計」によると、本町におけるバイオマスの賦存量は、未利用系資源が 4,066 トン/年（乾燥重量）、廃棄物系資源が 4,743 トン/年（乾燥重量）となっています。

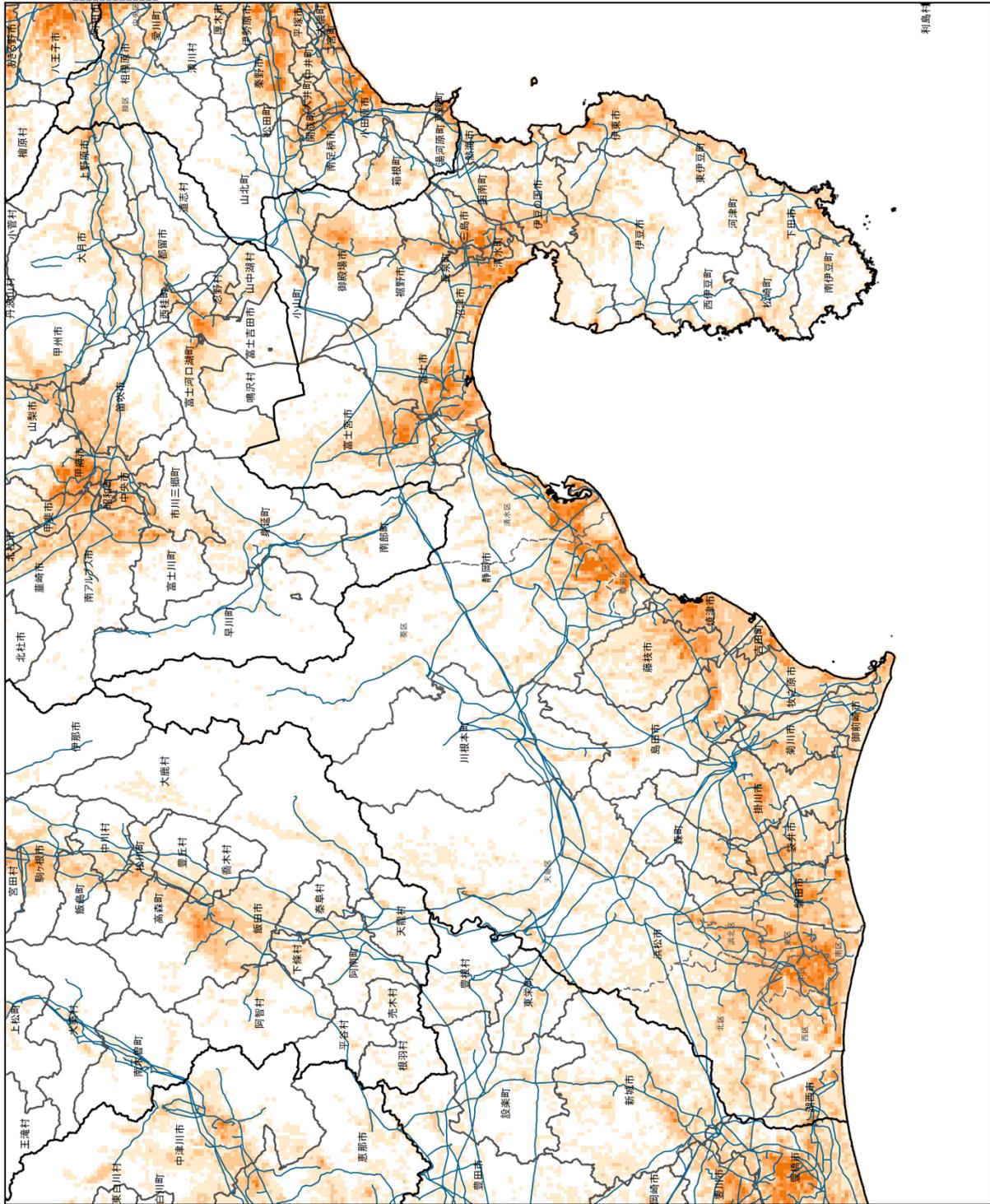
南伊豆町におけるバイオマス賦存量・有効利用可能量の推計

種 別		賦存量 (t/年) (乾燥重量)	有効利用可能量 (t/年) (乾燥重量)	賦存熱量 (GJ/年)	有効利用熱量 (GJ/年)
未利用系 資源	木質系バイオマス	1,745	730	30,083	9,661
	農業残渣	454	135	5,789	1,589
	草本系バイオマス	1,867	1,867	25,394	25,394
	計	4,066	2,732	61,266	36,644
廃棄物系 資源	木質系バイオマス	298	51	5,386	917
	家畜ふん尿・汚泥	13	8	132	77
	食品系バイオマス	366	294	7,316	5,918
	計	677	353	12,834	6,912
合 計		4,743	3,085	74,100	43,556

注) 平成 22 年 4 月 1 日現在

出典：バイオマス賦存量・有効利用可能量の推計（独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 HP）

太陽光導入ポテンシャルマップ



本マップはPDFのレイヤー機能を利用しているため、特定のレイヤーを非表示にし、その状態のマップを印刷することができません。
この場合、凡例は非表示になりません。自ら操作してないファイル・印刷物を閲覧する際はご注意ください。

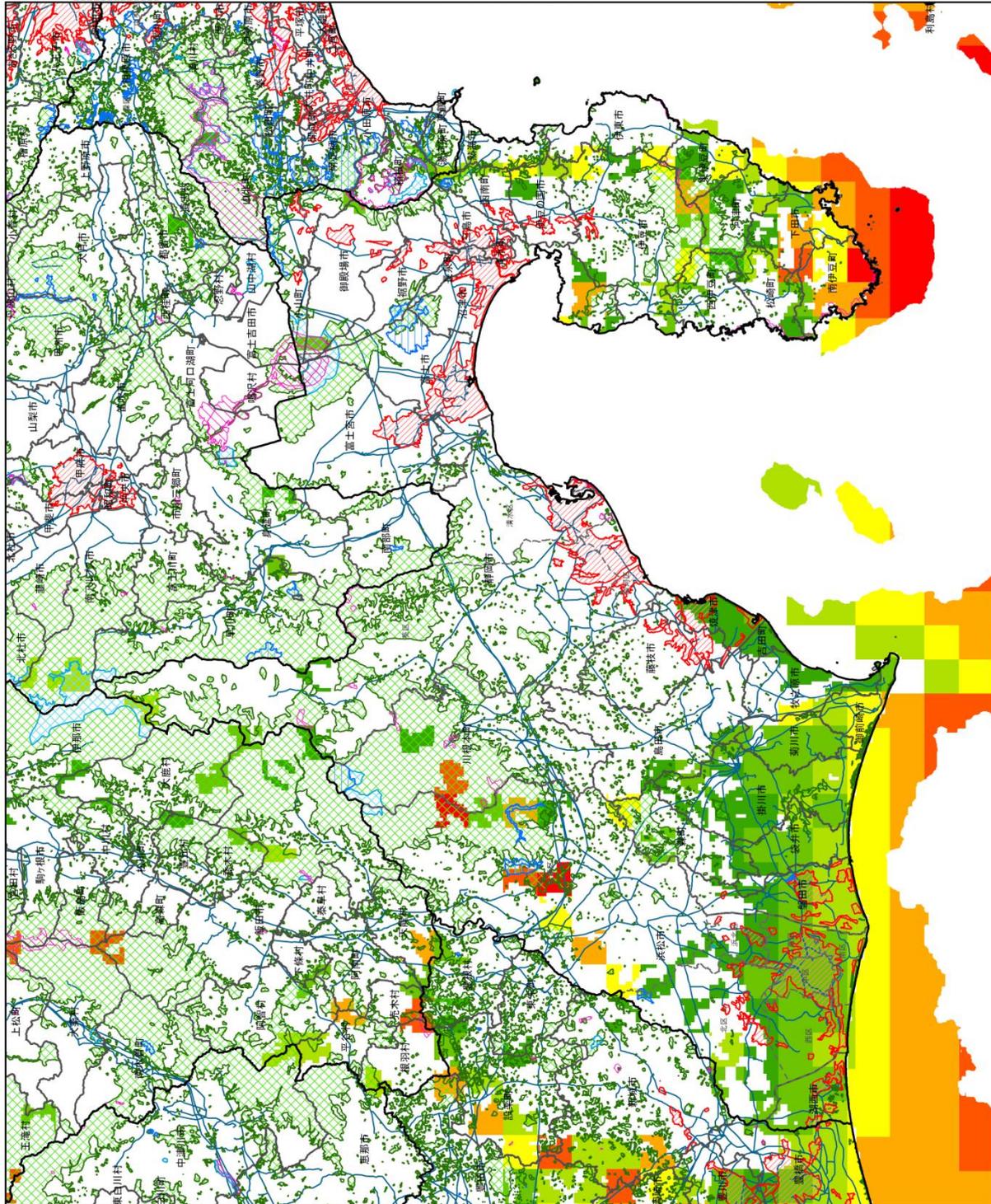
凡例 太陽光導入ポテンシャル(レベル3) 設備容量

- 1,000 kW/km² 未満
- 1,000 - 5,000 kW/km²
- 5,000 - 7,500 kW/km²
- 7,500 - 10,000 kW/km²
- 10,000 kW/km² 以上
- 送電線



出典：再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ（環境省）

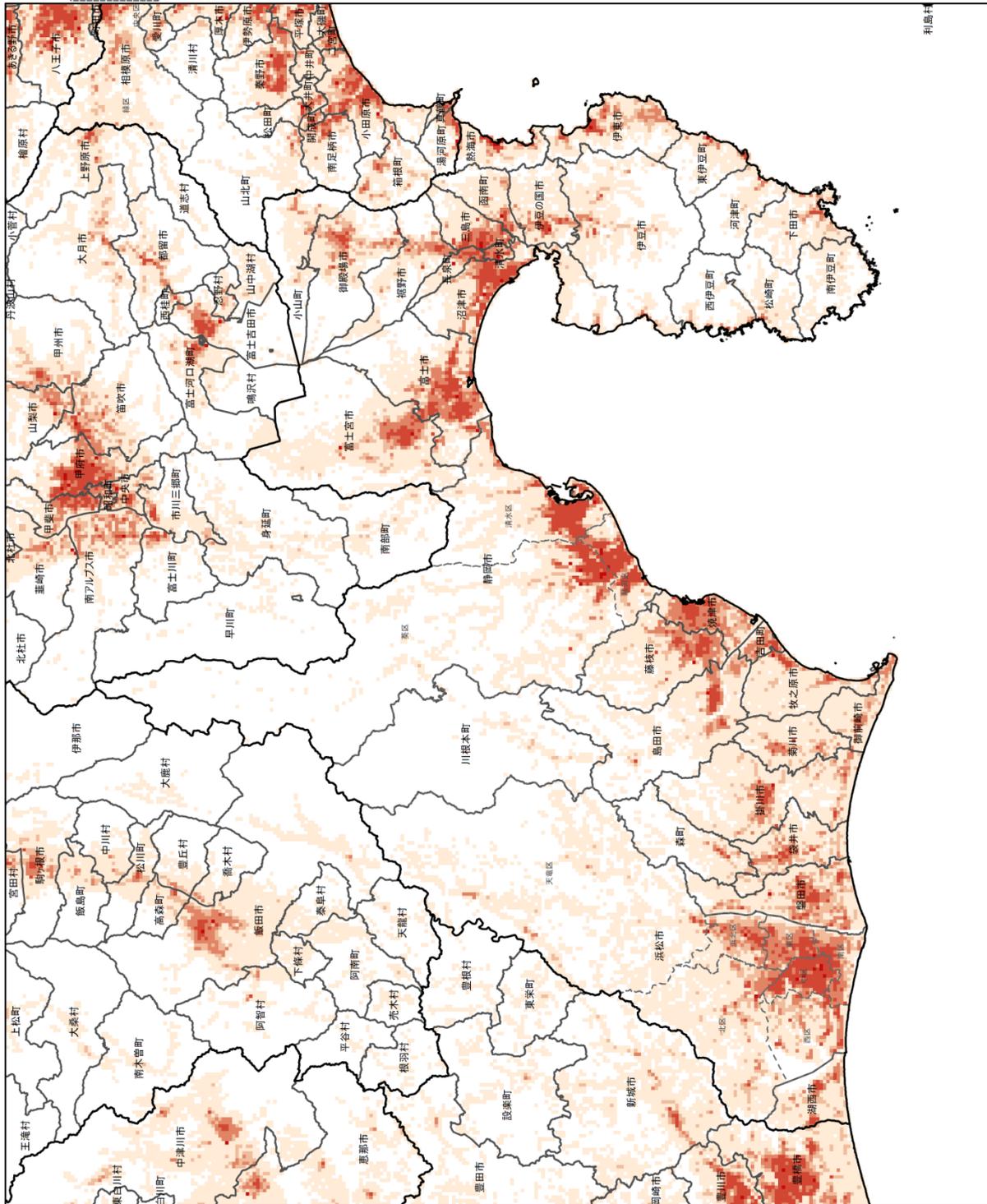
風力賦存量・導入ポテンシャルマップ



本マップはPDFのレイヤー機能を利用しているため、特定のレイヤーを非表示にし、その状態のマップを印刷することかできません。この場合、凡例は非表示になりません。自ら操作していないファイル・印刷物を閲覧する際はご注意ください。

出典：再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ（環境省）

太陽熱導入ポテンシャルマップ



本マップはPDFのレイヤー機能を利用しているため、特定のレイヤーを非表示にし、その状態のマップを印刷することかできません。この場合、凡例は非表示になりません。自ら操作してないファイル・印刷物を閲覧する際はご注意ください。

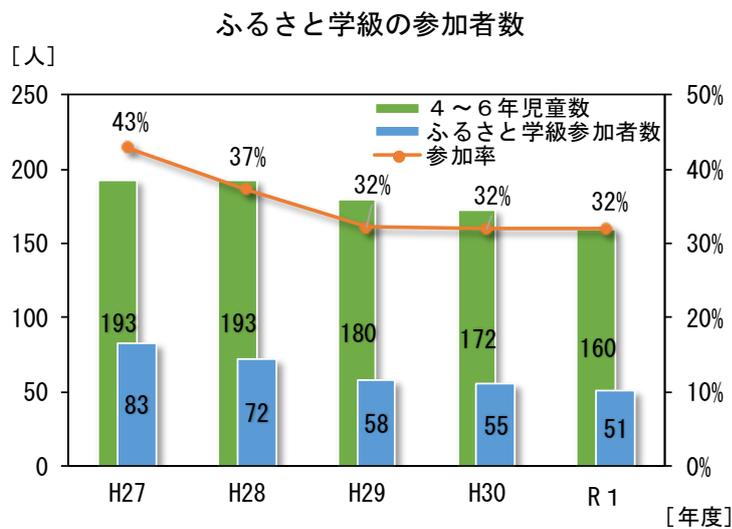
出典：再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ（環境省）

7 環境教育

7-1 環境教育

本町では、子どもたちに郷土の自然などに触れ合う機会を提供し、自然に親しむ心を育むとともに「ふるさと」に対する理解と親しみを深めるため、町内小学校の4～6年生を対象とした「ふるさと学級」を年8～9回開催し、水産教室、サマーキャンプ、スキー教室などの活動を行っています。平成29年度以降、「ふるさと学級」参加者数は横ばい傾向にあります。

今後は、「ふるさと学級」のメニューを増やし、児童が参加しやすい体制を整えるほか、星座観察や地域の方を講師に招いた農業体験や理科教諭によるサイエンス教室など、文化的な活動を増やす予定です。



7-2 環境美化活動

本町では、町民、事業者、行政が一体となって、地域における道路、河川敷及び海岸の清掃活動を実施しています。令和元年度の活動実施数は5回で、回収量は470キログラムとなっています。

今後も、地域環境への関心を高め、豊かな自然環境及び良好で快適な生活環境の実現のため、環境美化活動の支援を継続していきます。

南伊豆町内における環境美化活動の実績

項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
活動実施数	回	6	6	4	5
回収量	kg/年	—	1,420	880	470

Ⅲ 南伊豆町の環境に関するアンケート調査

1 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、南伊豆町環境基本計画の改訂にあたり、本町における今後の環境政策の方向性を検討するための基礎資料として、環境問題に関する認識や取組、環境行政に関する考えなどを把握することを目的として実施しました。

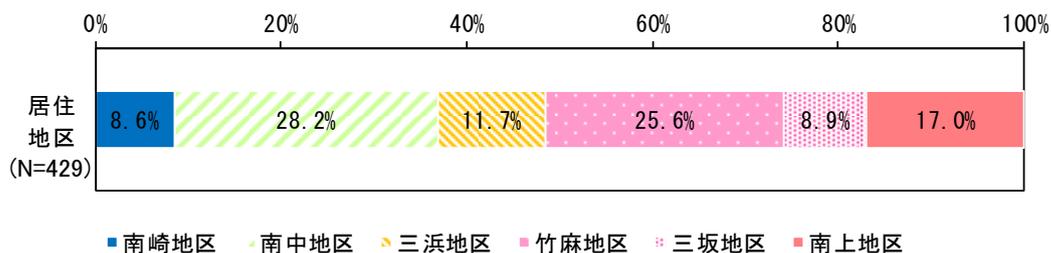
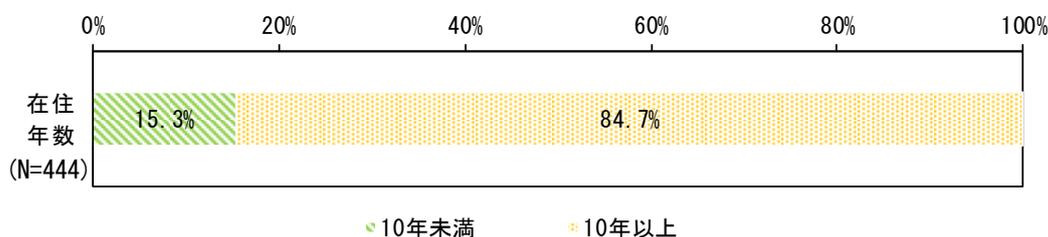
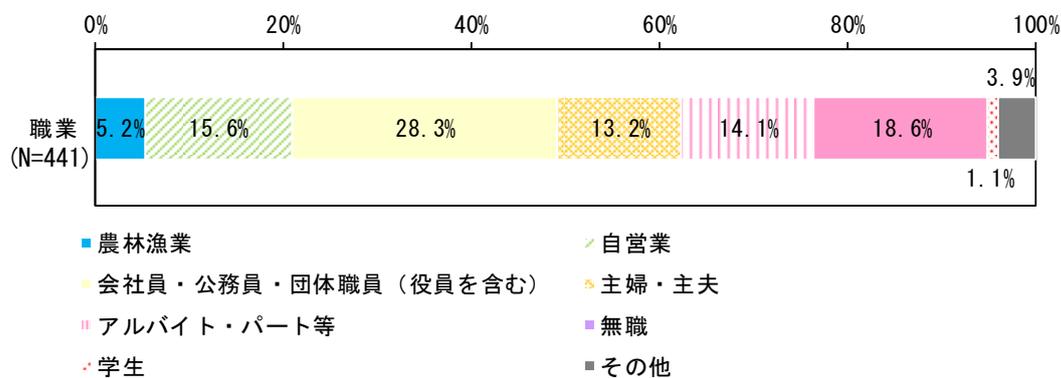
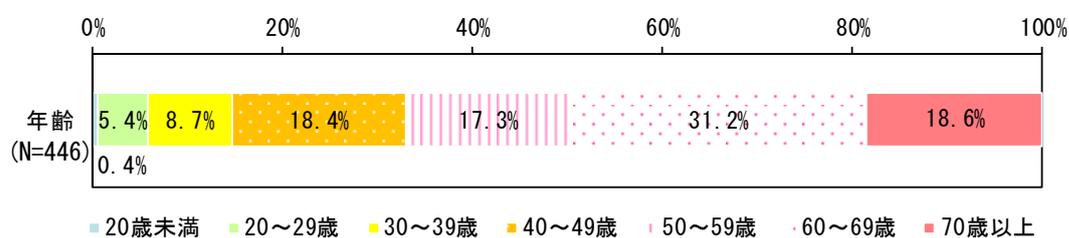
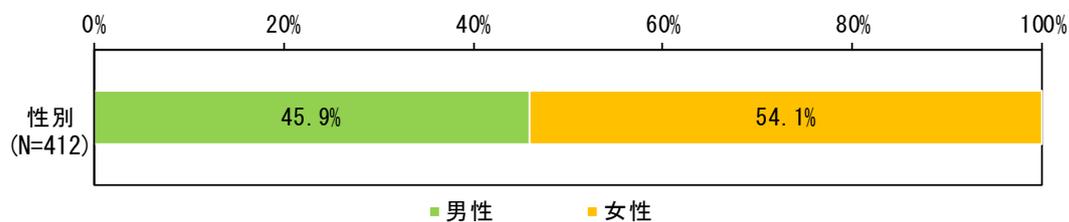
(2) 調査概要

項目	町民	事業者	小学生	中学生
調査対象	町内在住 18 歳以上の町民から 1,000 人を無作為に抽出	町内事業所の中から 400 社を抽出	町内の小学校 5・6 年生	町内の中学校 2 年生
調査方法	郵送により調査票を配布・回収		教育委員会を通じて調査票を配布・回収	
調査期間	2020 年 7 月 21 日（火）～2020 年 8 月 24 日（月）			
回収率	発送数：1,000 票 回収数：452 票 回収率：45.2%	発送数：400 票 回収数：197 票 回収率：49.3%	児童数：94 人 回収数：94 票 回収率：100%	生徒数：59 人 回収数：57 票 回収率：96.6%
回答者性別	男：189 女：223 無回答：40	—	男：40 女：50 無回答：4	男：31 女：25 無回答：1

2 調査結果

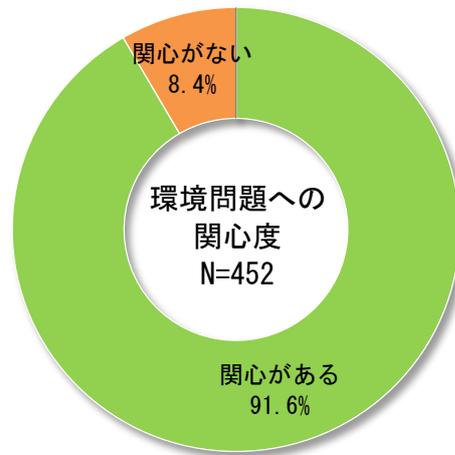
《町民アンケート》

設問 あなたのことについてお聞かせください。(あてはまるもの1つを選択)



設問 あなたの環境問題への関心についてお聞かせください。(あてはまるもの1つを選択)

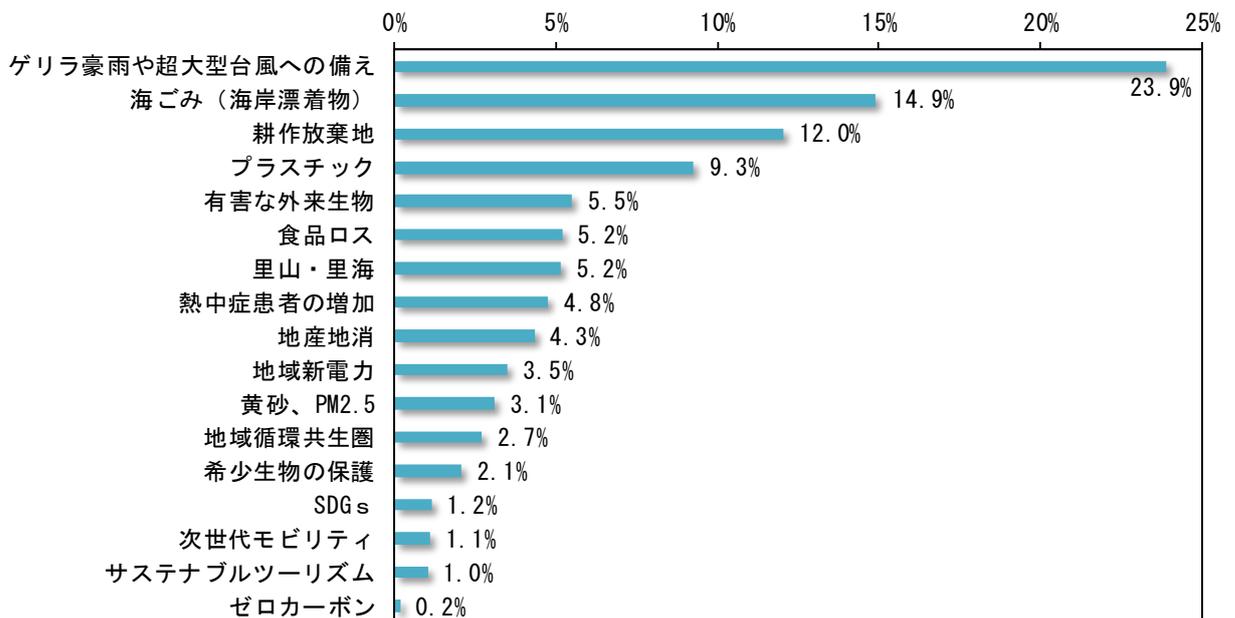
選択肢		回答数
1	関心がある	414
2	関心がない	38
合計		452



- ◆ 環境問題への関心度は、「関心がある」と回答した町民の割合が9割以上を占めています。

設問 前問で「関心がある」と回答した人(n=414)に質問します。

近年話題となっている環境に関するキーワードについて、あなたが最も関心のあるキーワードは何ですか。(あてはまるもの3つを選択)



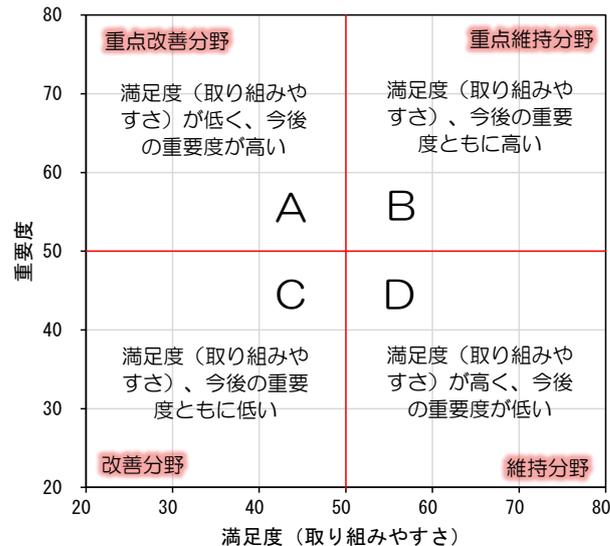
- ◆ 町民における関心のある環境に関するキーワードは、「ゲリラ豪雨や超大型台風への備え」が23.9%と最も高く、次に「海ごみ(海岸漂着物)」が14.9%、「耕作放棄地」が12.0%となっています。
- ◆ 「SDGs」や「地域循環共生圏」といった環境に関する重要なキーワードの認知が進んでいません。

設問 町が南伊豆町の環境をより良くすることを目標に取り組んできている①～⑫の項目があります。これらについて、あなたの現在の実感【満足度】と将来への期待【重要度】を教えてください。（あてはまるもの、それぞれ1つずつを選択）

項目数：21個

南伊豆町の環境や生活に関する取組について、現在の実感（満足度）と将来への期待（重要度）の各回答を得点化し、その平均得点を4つの分野に分類することで、各取組の今後の位置づけを整理しました。なお、散布図は平均得点の偏差値から作成しています。

■現在の実感である満足度(取り組みやすさ(事業者のみ))と将来への期待である重要度の見方

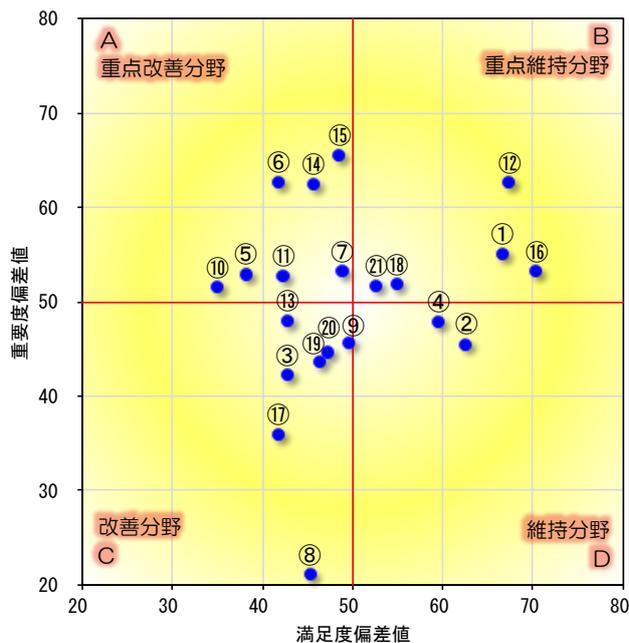


- A分野** 満足度(取り組みやすさ)が平均値より低く、重要度が平均値より高い（重点改善分野）
満足度(取り組みやすさ)は低いものの、重要度が高く、取組の重点化や抜本的な見直しなども含め満足度(取り組みやすさ)を高める必要のある分野
- B分野** 満足度(取り組みやすさ)、重要度ともに平均値より高い（重点維持分野）
満足度(取り組みやすさ)も重要度も高く、現時点での満足度(取り組みやすさ)の水準を維持していくことが必要な分野
- C分野** 満足度(取り組みやすさ)、重要度ともに平均値より低い（改善分野）
満足度(取り組みやすさ)も重要度も低く、施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策の在り方や進め方そのものを改めて見直す必要がある分野
- D分野** 満足度(取り組みやすさ)が平均値より高く、重要度が平均値より低い（維持分野）
満足度(取り組みやすさ)は高いものの、重要度が低く、現状の水準を維持していくか、あるいは施策の在り方を含めて見直すべき必要のある分野

注1) 満足度(取り組みやすさ) = 「とてもそう思う」若しくは「いつも取り組んでいる」の回答数×2点+「少しそう思う」若しくは「時々取り組んでいる」の回答数×1点+「あまりそう思わない」若しくは「あまり取り組んでいない」の回答数×(-1点)+「まったくそう思わない」若しくは「取り組んでいない」の回答数×(-2点)から無回答を除く回答総数を除した値

注2) 重要度 = 「とても大切だと思う」若しくは「ぜひ協力したい」の回答数×2点+「大切だと思う」若しくは「無理のない程度に協力したい」の回答数×1点+「あまり大切だと思わない」若しくは「協力できるかわからない」の回答数×(-1点)+「まったく大切だと思わない」若しくは「現段階では協力できない」の回答数×(-2点)から無回答を除く回答総数を除した値

注3) 偏差値とは、個々の取組の得点が全体の平均からどの程度離れているかを基準に整理した値のことです。平均が散布図の中央になるように調整しています。(平均得点-平均得点の平均値)÷平均得点の標準偏差値×10+50で算出しています。



- ◆ ⑤荒廃した林や畑が再生・活用されている、⑥畑や林に被害を及ぼすイノシシやシカへの対策がされている、⑦農薬の量を減らして行う環境に配慮した農業や魚をとりすぎないように注意した漁業の取組が拡大しているは基本方針の「人の暮らしを豊かにする自然環境の向上」、⑩公共交通機関が利用しやすい環境である、⑪間伐を行うなど適正な森林整備が行われているは基本方針の「温室効果ガスの削減」、⑭道ばたや山、海、川へのごみのポイ捨ての防止対策がされている、⑮がけ崩れや洪水に対する対策がされているは基本方針の「快適な生活環境の充実」に分類されており、日々の暮らしに密接している取組が重点改善分野に属していることが把握できます。
- ◆ 鳥獣被害対策、不法投棄対策及び災害防止対策に関する取組の重要度が特になくなっていきます。

A 重点改善分野

- ⑤荒廃した林や畑が再生・活用されている
- ⑥畑や林に被害を及ぼすイノシシやシカへの対策がされている
- ⑦農薬の量を減らして行う環境に配慮した農業や魚をとりすぎないように注意した漁業の取組が拡大している
- ⑩公共交通機関が利用しやすい環境である
- ⑪間伐を行うなど適正な森林整備が行われている
- ⑭道ばたや山、海、川へのごみのポイ捨ての防止対策がされている
- ⑮がけ崩れや洪水に対する対策がされている

B 重点維持分野

- ①伊豆半島ジオパークなどの町を代表する自然環境やウミガメなどの貴重な生物が守られている
- ⑫空気や水がきれいである（工場などからの排ガスや排水の対策がされている）
- ⑬買い物時など日ごろの生活の中でマイバッグやマイボトル、マイ箸をよく見かける
- ⑭リサイクルボックスの設置など、ごみのリサイクルが宣伝されている
- ⑮町内で観光ボランティアガイドやジオガイド、あるいは道路・公園・海岸などのごみ拾いをしている人を見かける

C 改善分野

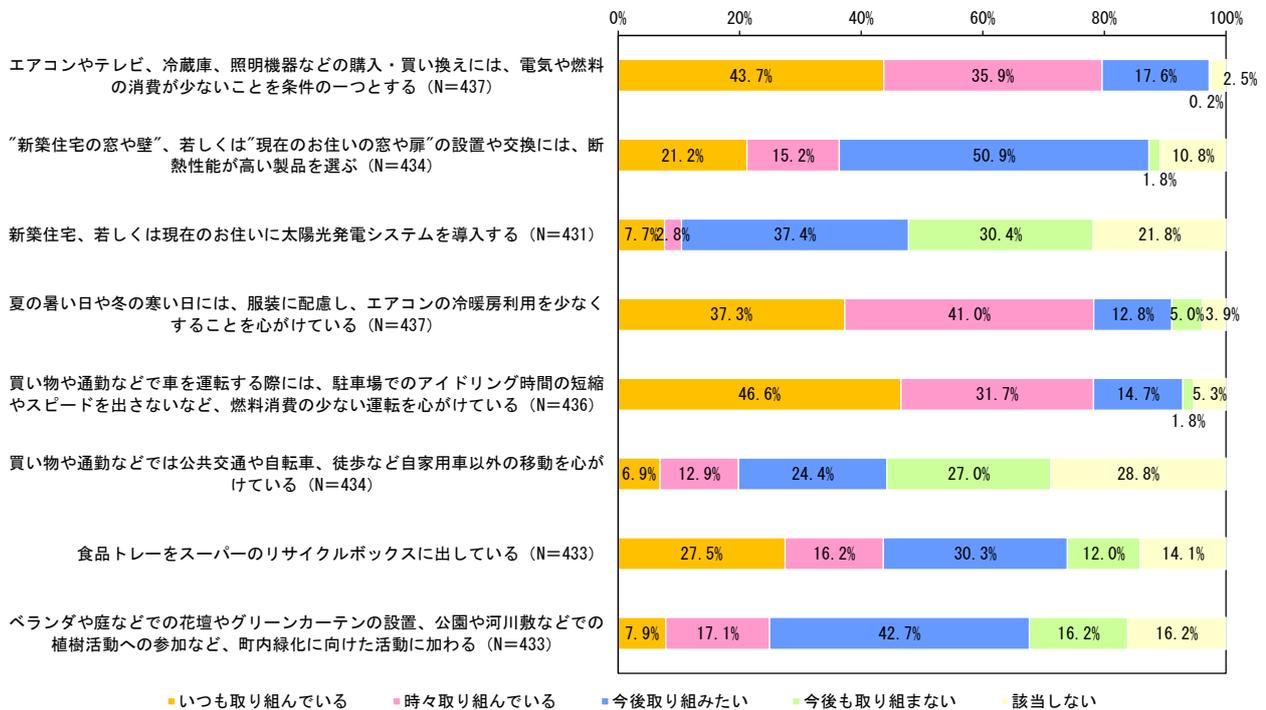
- ③南伊豆町は町で採れた木材を活用した取組が盛んに行われている
- ⑧家庭における太陽光発電機器の設置の宣伝をよく見かける
- ⑨環境にやさしい省エネ行動や省エネ機器（LED、省エネ家電など）の導入が宣伝されている
- ⑬空き地や空き家が再生・活用されている
- ⑰リサイクルショップ等の利用が宣伝されている
- ⑲環境イベントや環境学習が実施されている
- ⑳町の自然や生物など環境に関する情報が発信、広報されている

D 維持分野

- ②石廊崎やヒリゾ浜などの町を代表する美しい景色を十分に宣伝している
- ④歩道や公園などの公共の場が緑にあふれている

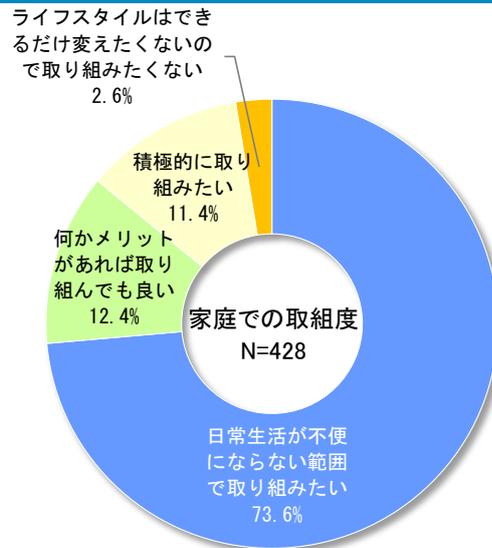
設問 普段の生活における、環境保全のための取組について質問します。

次の項目ごとに現在の取組状況を教えてください。(あてはまるもの、それぞれ1つずつを選択)



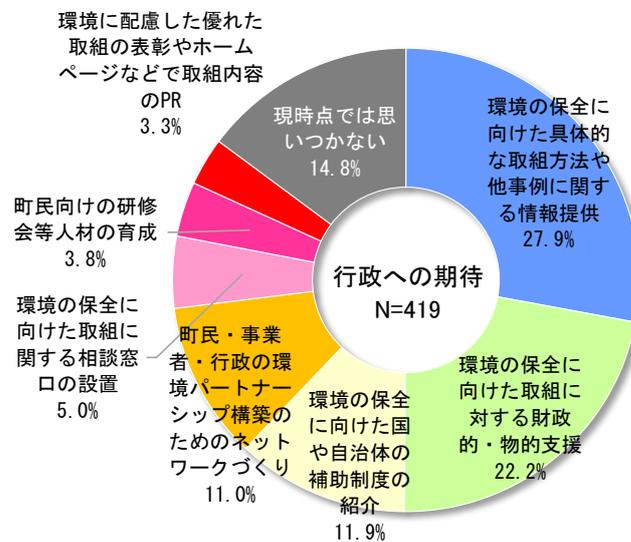
- ◆ 省エネ行動といったソフト的な取組は、約7割の町民が取り組んでおり、普及拡大が図られていることがわかります。
- ◆ 自家用車以外の移動の心がけ及び太陽光発電システムの導入、町内緑化に向けた活動の取組度が低くなっています。

設問 前設問以外のご家庭での環境保全につながる取組について、あなたはどのようにお考えですか。（あてはまるもの1つを選択）



- ◆ 前設問以外のご家庭での環境保全につながる取組について、「日常生活が不便にならない範囲で取組みたい」と考えている町民の割合が7割以上となっています。

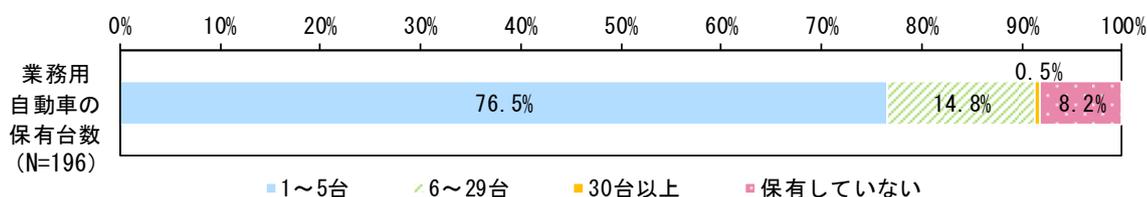
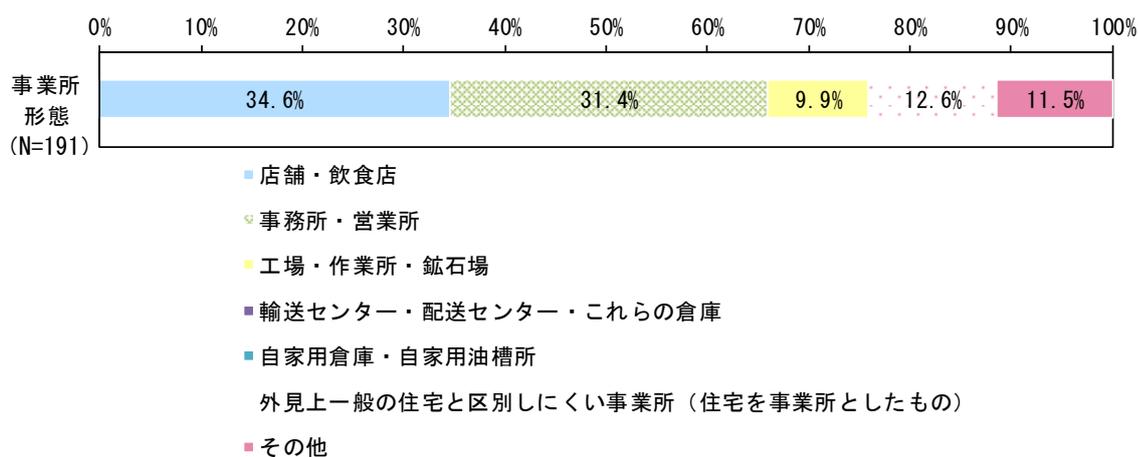
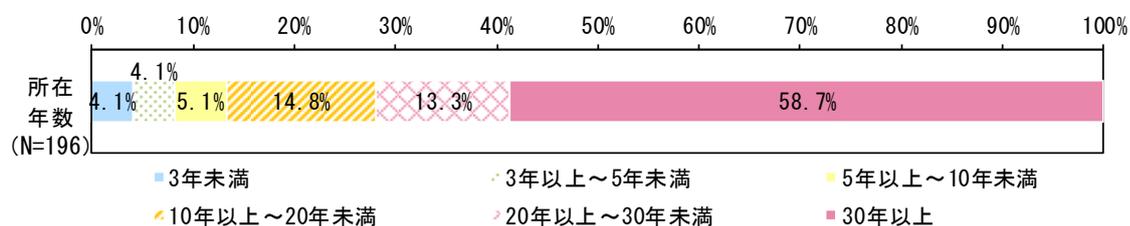
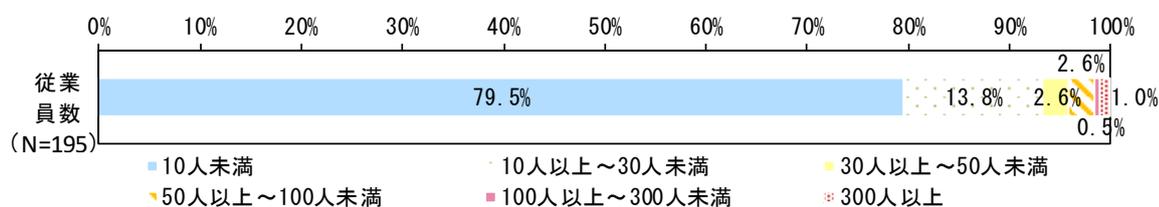
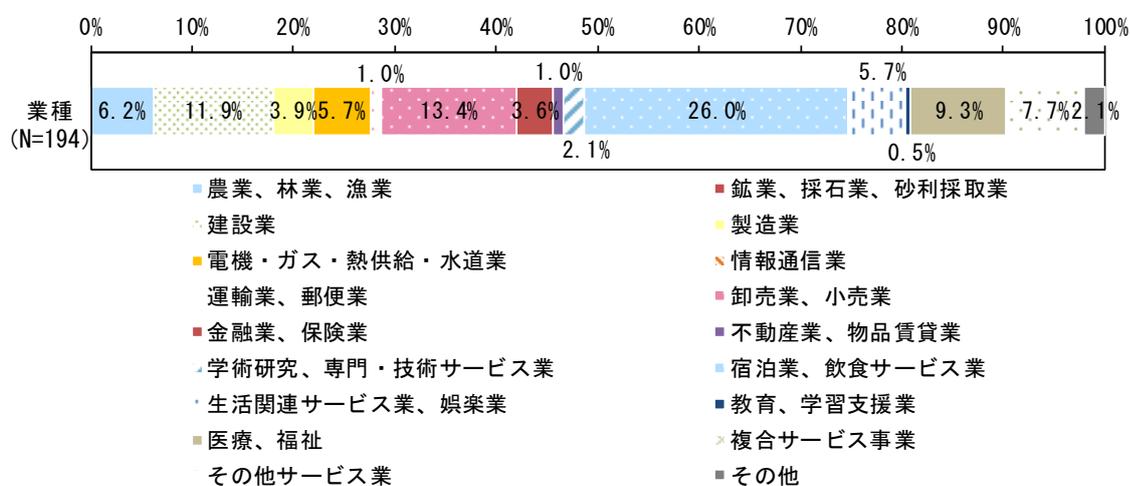
設問 あなたが、今後、南伊豆町の環境をより良くする取組を行っていくうえで行政に最も期待することをお聞かせください。（あてはまるもの1つを選択）



- ◆ 行政に最も期待することは、「環境の保全に向けた具体的な取組方法や他事例に関する情報提供」が最も高く、次に「環境の保全に向けた取組に対する財政的・物的支援」が高くなっており、約5割を占めています。

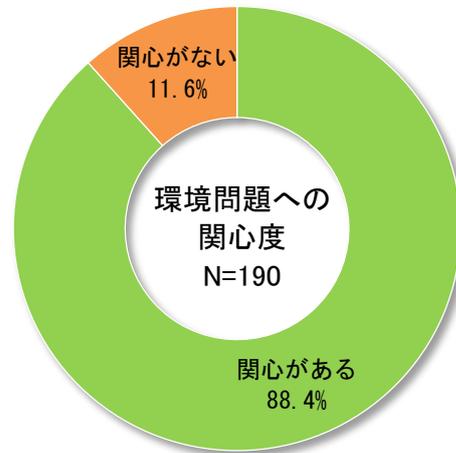
《事業者アンケート》

設問 貴事業所についてお聞かせください。(あてはまるもの1つを選択)



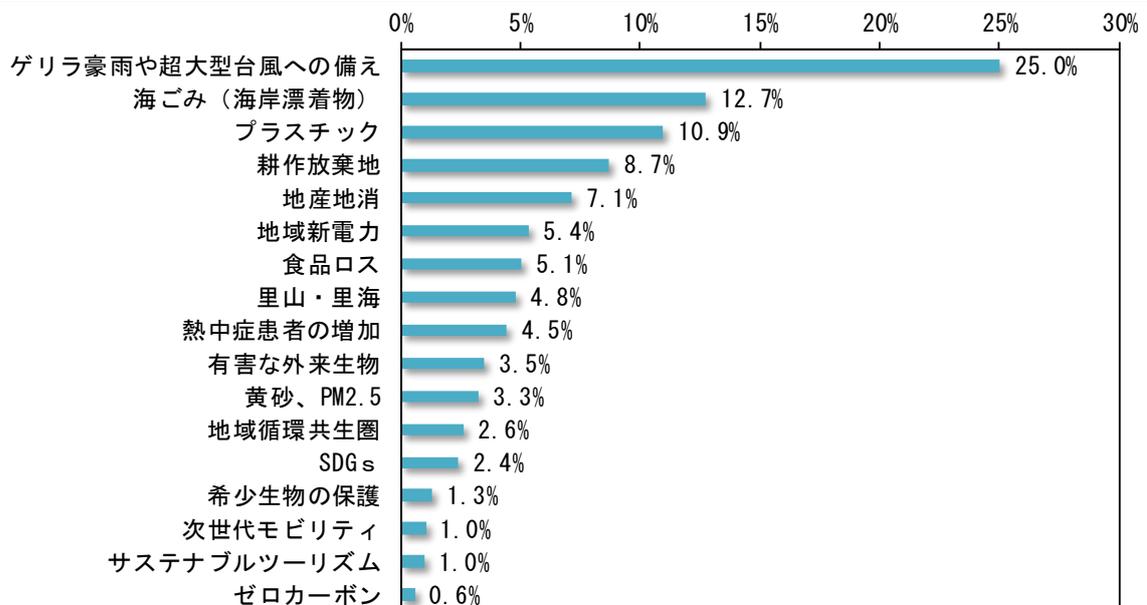
設問 貴事業所の環境問題への関心についてお聞かせください。
(あてはまるもの1つを選択)

選択肢		回答数
1	関心がある	168
2	関心がない	22
合計		190



- ◆ 環境問題への関心度は、「関心がある」と回答した事業者の割合が約9割を占めており、町民同様の結果となっています。

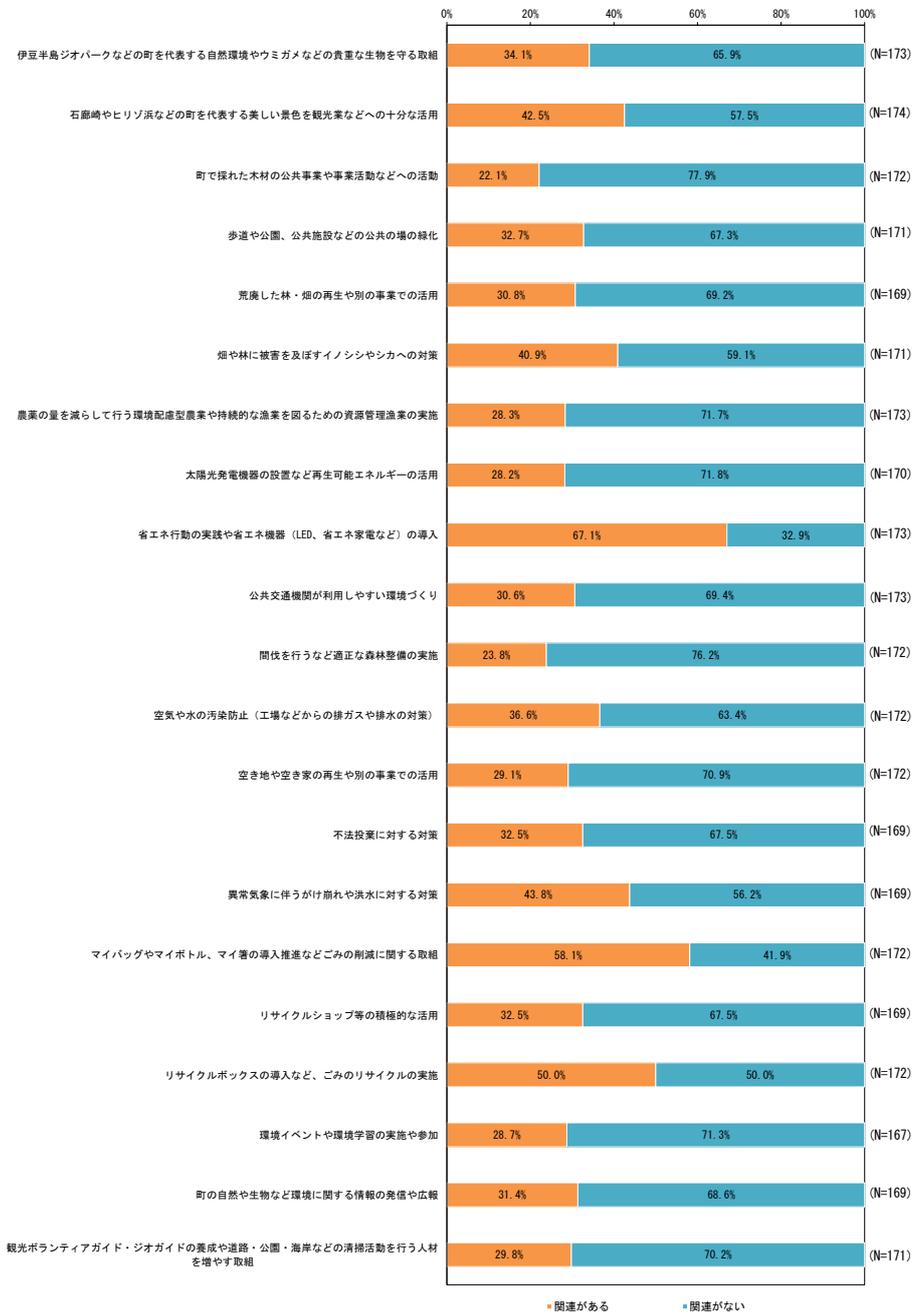
設問 前問で「関心がある」と回答した事業所 (n=168) に質問します。
近年話題となっている環境に関するキーワードについて、貴事業所が最も関心のあるキーワードは何ですか。(あてはまるもの3つを選択)



- ◆ 事業所が関心のある環境に関するキーワードは、「ゲリラ豪雨や超大型台風への備え」が25.0%と最も高く、次に「海ごみ(海岸漂着物)」が12.7%、「プラスチック」が10.9%となっています。
- ◆ 町民同様、「SDGs」や「地域循環共生圏」といった環境に関する重要なキーワードの認知が進んでいません。

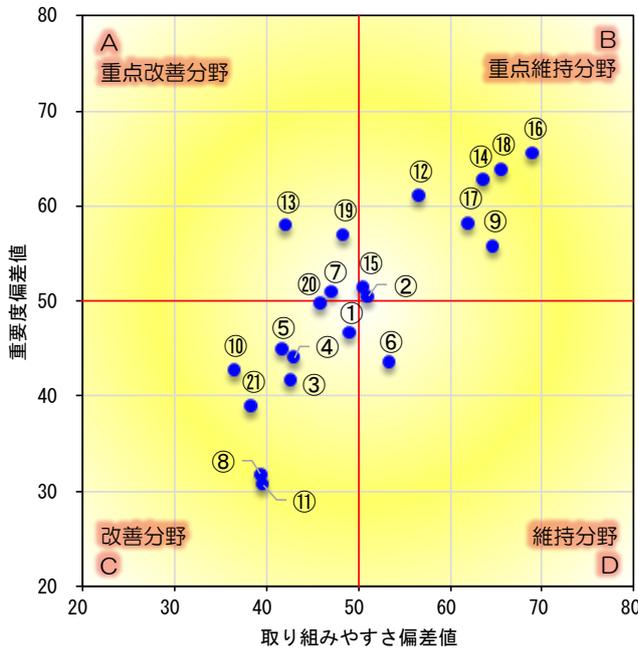
設問 町が南伊豆町の環境をより良くすることを目標に取り組んでいる①～⑳の項目があります。これらについて、貴事業所の事業活動あるいは貴事業所が実施している環境保全活動と関係があるか教えてください。また、関係がある項目については、現在の取組状況及び今後の考えを教えてください。(あてはまるもの、それぞれ1つずつ選択)

項目数：21個



- ◆ 全21項目中、省エネ行動の実践や省エネ機器(LED、省エネ家電など)の導入、マイバッグやマイボトル、マイ箸の導入促進などごみの削減に関する取組、リサイクルボックスの導入等、ごみのリサイクルの実践の3項目のみ、半数以上が事業活動あるいは実践している環境保全活動に関連がある取組となっています。
- ◆ 事業活動あるいは実践している環境保全活動に最も関連がない取組は、町で採れた木材の公共事業や事業活動などへの活用となっています。

事業活動あるいは事業者が取り組んでいる南伊豆町の環境保全活動について、現在の取組状況（取り組みやすさ）と今後の考え（重要度）の各回答を得点化し、その平均得点を4つの分野に分類することで、各取組の今後の位置づけを整理しました。散布図は平均得点を偏差値に変換して作成しています。



- ◆ ⑦農薬の量を減らして行う環境配慮型農業や持続的な漁業を図るための資源管理漁業の実施、⑬空き地や空き家の再生や別の事業での活用、⑲環境イベントや環境学習の実施や参加といった、事業活動に繋がる取組が重点改善分野に属しています。
- ◆ 廃棄物に関連する全ての取組が重点維持分野に属しています。

A 重点改善分野

- ⑦農薬の量を減らして行う環境配慮型農業や持続的な漁業を図るための資源管理漁業の実施
- ⑬空き地や空き家の再生や別の事業での活用
- ⑲環境イベントや環境学習の実施や参加

B 重点維持分野

- ②石廊崎やヒリゾ浜などの町を代表する美しい景色を観光業などへの十分な活用
- ⑨省エネ行動の実践や省エネ機器（LED、省エネ家電など）の導入
- ⑫空気や水の汚染防止（工場などからの排ガスや排水の対策）
- ⑭不法投棄に対する対策
- ⑮異常気象に伴うがけ崩れや洪水に対する対策
- ⑯マイバッグやマイボトル、マイ箸の導入推進などごみの削減に関する取組
- ⑰リサイクルショップ等の積極的な活用
- ⑱リサイクルボックスの導入など、ごみのリサイクルの実施

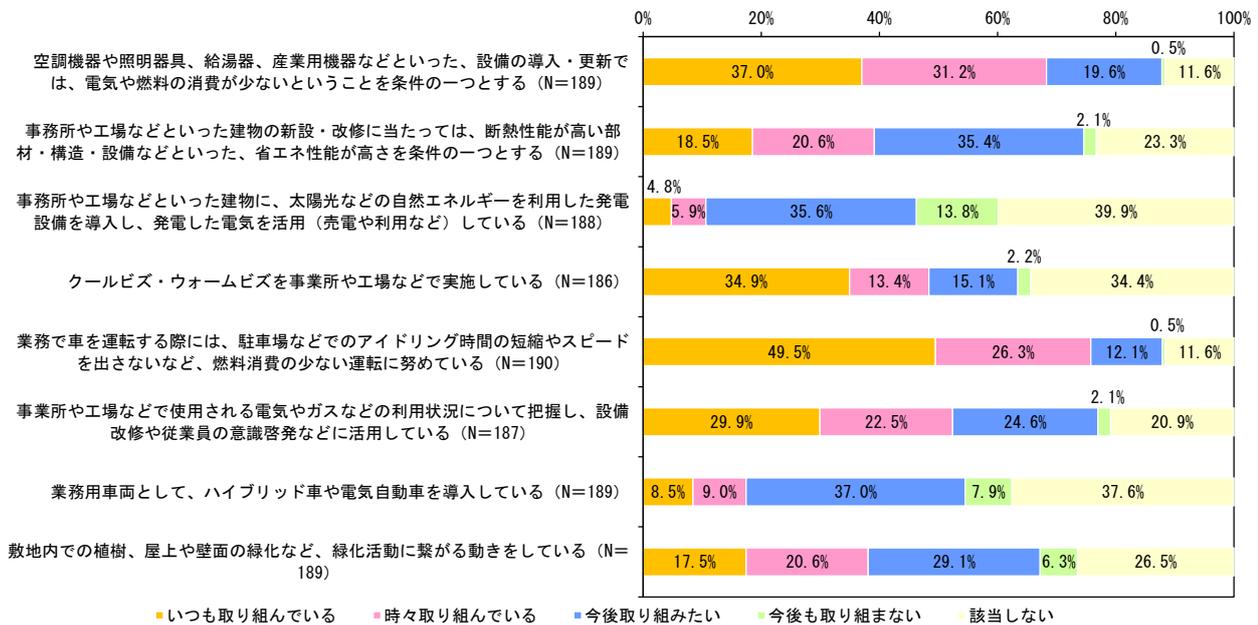
C 改善分野

- ①伊豆半島ジオパークなどの町を代表する自然環境やウミガメなどの貴重な生物を守る取組
- ③町で採れた木材の公共事業や事業活動への活用
- ④歩道や公園、公共施設などの公共の場の緑化
- ⑤荒廃した林・畑の再生や別の事業での活用
- ⑧太陽光発電機器の設置など再生可能エネルギーの活用
- ⑩公共交通機関が利用しやすい環境づくり
- ⑪間伐を行うなど適正な森林整備の実施
- ⑫町の自然や生物など環境に関する情報の発信や広報
- ⑭観光ボランティアガイド・ジオガイドの養成や道路・公園・海岸などの清掃活動を行う人材を増やす取組

D 維持分野

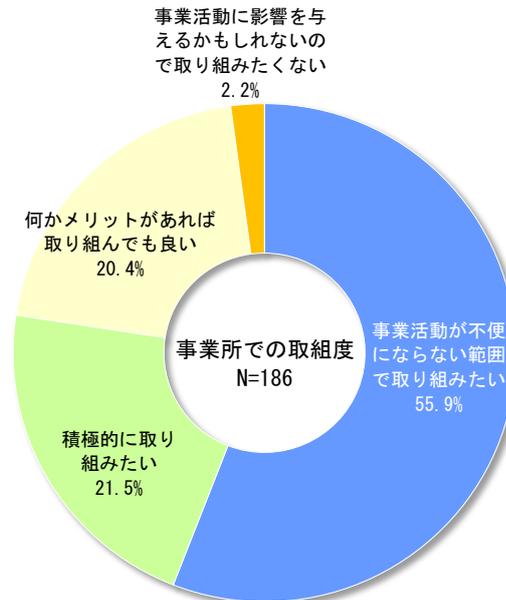
- ⑥畑や林に被害を及ぼすイノシシやシカへの対策

設問 貴事業所での省エネルギー活動について質問します。次の項目ごとに現在の取組状況を教えてください。(あてはまるもの、それぞれ1つずつ選択)



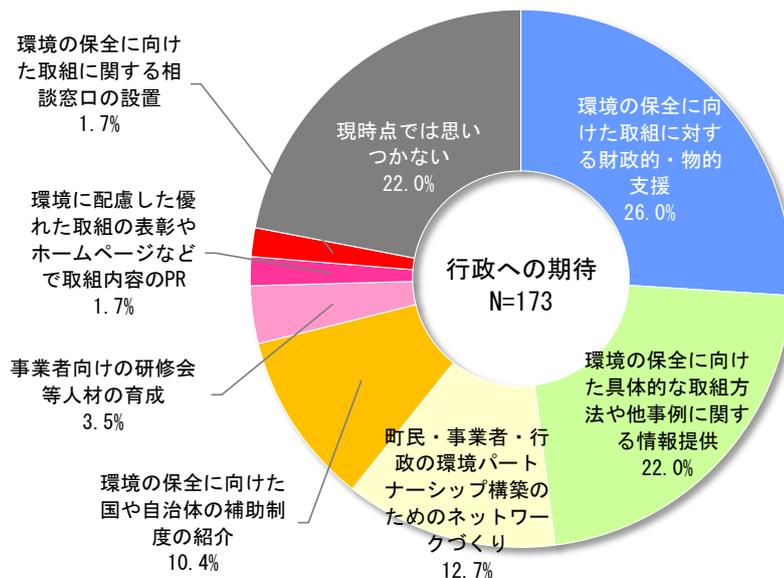
- ◆ 町民同様、省エネ行動といったソフト的な取組について、事業者の約5割が取り組んでおり、事業者において普及していることがわかります。
- ◆ 太陽光発電システムやハイブリッド車、電気自動車の導入といったハード的な取組は、2割未満と取組度が低くなっています。

設問 前設問以外の貴事業所での環境保全につながる取組について、どのようにお考えですか。
(あてはまるもの1つを選択)



- ◆ 前設問以外の事業所での環境保全につながる取組について、「事業活動が不便にならない範囲で取り組みたい」と半数以上の事業者が回答しています。次に「積極的に取り組みたい」と考えている事業所の割合が約2割、「何かメリットがあれば取り組んでも良い」と考えている事業所の割合が約2割となっています。

設問 貴事業所が、今後、南伊豆町の環境をより良くする取組を行っていくうえで行政に最も期待することをお聞かせください。(あてはまるもの1つを選択)

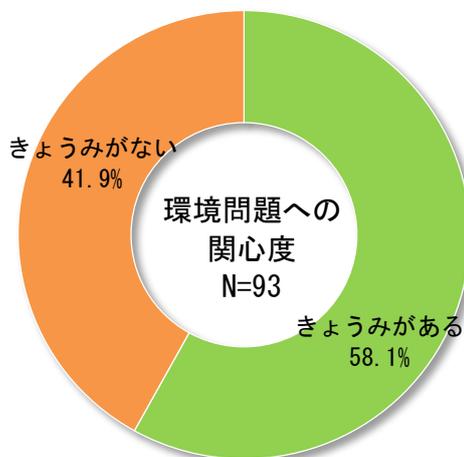


- ◆ 事業者が行政に最も期待することは、「環境の保全に向けた取組に対する財政的・物的支援」が最も高く、次に「環境の保全に向けた具体的な取組方法や他事例に関する情報提供」が高くなっており、約5割を占めています。

《小学校5・6年生アンケート》

設問 あなたはかんきょう問題について、どうお考えですか。(あてはまるもの1つを選択)

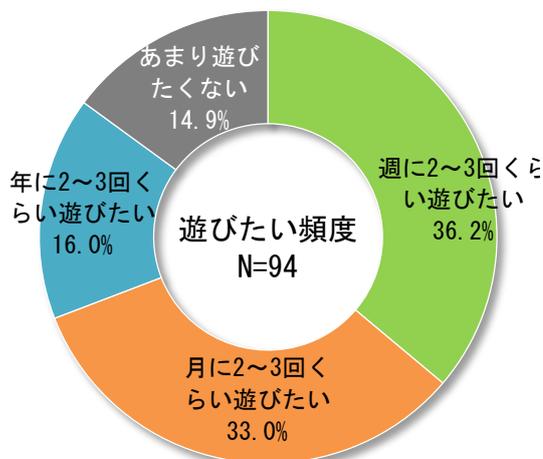
選択肢		回答数
1	きょうみがある	54
2	きょうみがない	39
合計		93



- ◆ 小学校5・6年生の環境問題への関心度は、「きょうみがある」の割合が58.1%と半数以上を占めています。
- ◆ 町民や事業者と比較して、環境問題に関心のある回答者数が低くなっています。

設問 あなたはこん虫さい集や川遊び、海で遊ぶなど自然の中でどのくらい遊びたいですか。(あてはまるもの1つを選択)

選択肢		回答数
1	週に2～3回くらい遊びたい	34
2	月に2～3回くらい遊びたい	31
3	年に2～3回くらい遊びたい	15
4	あまり遊びたくない	14
合計		94

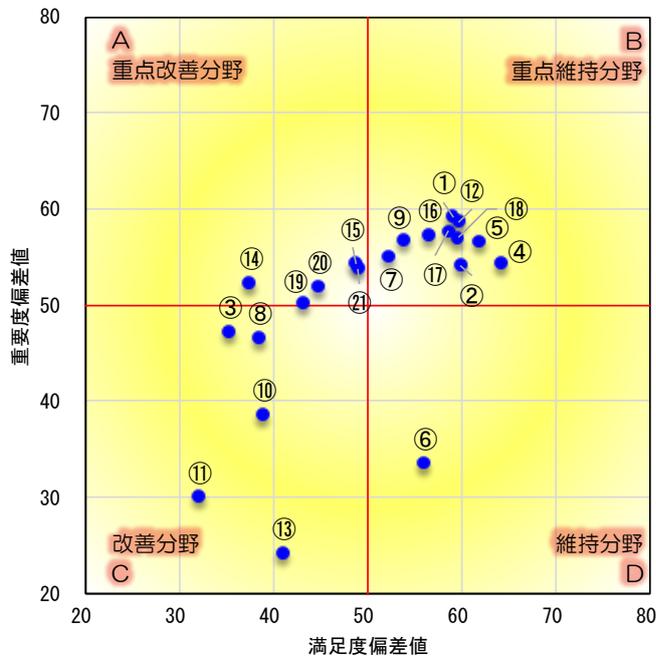


- ◆ 自然の中で遊びたいと思っている小学校5・6年生の割合が85.2%と大半を占めています。
- ◆ 自然の中で遊びたい頻度は、「週に2～3回くらい」の割合が36.2%となっており、次に「月に2～3回くらい」の割合が33.0%と高くなっています。

設問 南伊豆町のかんきょうや自分の生活に関することについて、あなたは日ごろどう思っていますか。また、今後も大切だと思いますか。(あてはまるもの、それぞれ1つずつ選択)

項目数：21個

南伊豆町の環境や生活に関する取組について、現在の実感（満足度）と将来への期待（重要度）の各回答を得点化し、その平均得点を4つの分野に分類することで、各取組の今後の位置づけを整理しました。散布図は平均得点を偏差値に変換して作成しています。



A 重点改善分野

- ⑭道にごみがポイ捨てされていないこと
- ⑮大雨や台風などの時に南伊豆町でがけくずれの発生や川の水があふれたりしないようにすること
- ⑲かんきょうに関するイベントがたくさんあること
- ⑳伊豆町の自然や生き物に関するニュースを知れること
- ㉑南伊豆町のかんきょうを知っている人が周りにたくさんいること

B 重点維持分野

- ①南伊豆町の自然やウミガメなどの生き物が大切に守られること
- ②南伊豆町にはきれいな自然の景色がたくさんあり、それらを見にくる人がたくさんいること
- ④歩道や公園などに緑がたくさんあること
- ⑤野菜やお米などを作っている畑や田んぼがたくさんあること
- ⑦南伊豆町でとれた野菜や魚をよく食べること
- ⑨使っていない部屋の電気や見ていないテレビを消すこと
- ⑫海や川の水、空気がきれいであること
- ⑯買い物ときはマイバッグを使うようにすること
- ⑰物を大切に長いこと使うこと
- ⑱ごみは分別をしてすてること

C 改善分野

- ③南伊豆町で採れた木材を使ったタンスやつくえがたくさんあること
- ⑧家の屋根の上に太陽光パネルがある家が多いこと
- ⑩出かけるときはバスや自転車を使うこと
- ⑪南伊豆町の森がお昼の時間でもとても暗いこと
- ⑬だれも住んでいない家がたくさんあること

D 維持分野

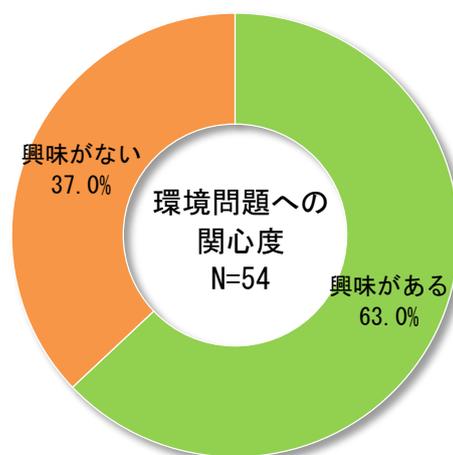
- ⑥道路でシカやイノシシをよく見かけること

- ◆ ⑭道にごみがポイ捨てされていないこと、⑮大雨や台風などの時に南伊豆町でがけくずれの発生や川の水があふれたりしないようにすること、⑲かんきょうに関するイベントがたくさんあること、⑳南伊豆町の自然や生き物に関するニュースを知れること、㉑南伊豆町のかんきょうを知っている人が周りにたくさんいることなどのように不法投棄、災害対策、環境学習に関する取組が重点改善分野に属しています。
- ◆ 基本方針の「環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現」に関する全取組が重点維持分野に属しています。
- ◆ 森林整備の未実施や空き家の増加、有害鳥獣が生活圏域に生息することに関しては、重要度が低くなっています。

《中学校2年生アンケート》

設問 あなたは環境問題について、どうお考えですか。(あてはまるもの1つを選択)

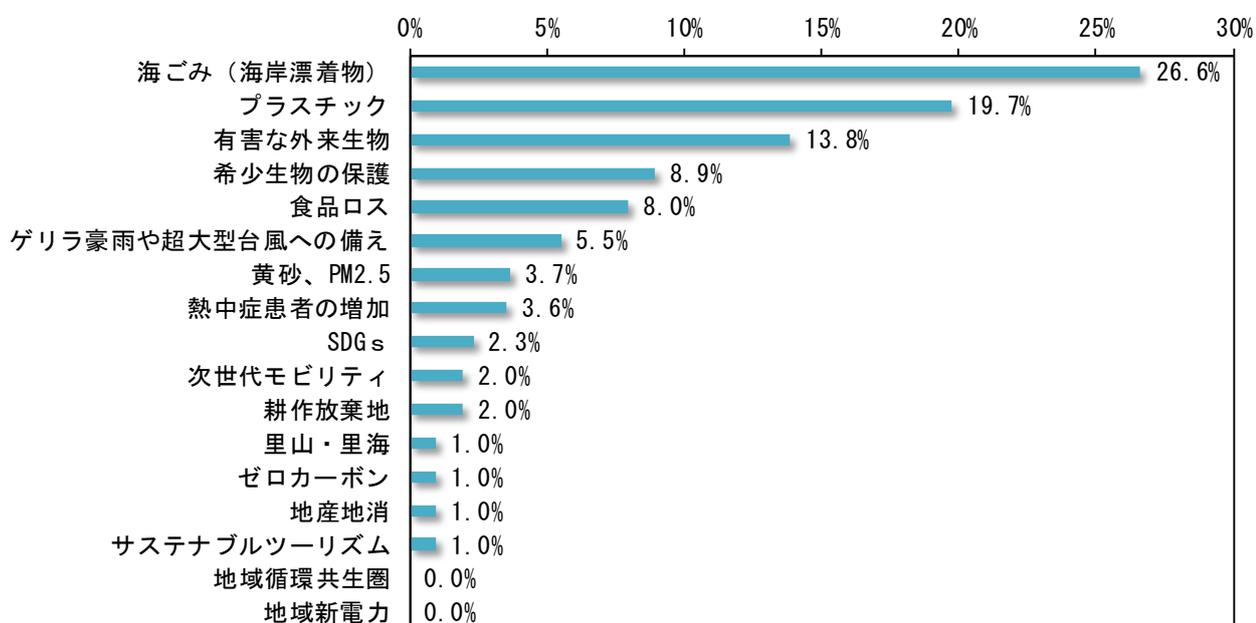
選択肢	回答数
1 興味がある	34
2 興味がない	20
合計	54



- ◆ 中学校2年生の環境問題への関心度は、「興味がある」の割合が63.0%と半数以上を占めています。
- ◆ 小学校5・6年生同様、町民や事業者と比較して、環境問題に関心のある回答者数が低くなっています。

設問 前問で「興味がある」と回答した人(n=34)へ質問します。

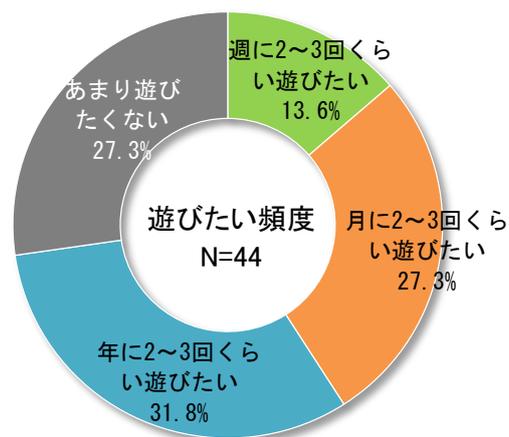
近年話題となっている環境に関するキーワードについて、あなたが知っていて、関心のあるキーワードは何ですか。(あてはまるもの最大3つ選択)



- ◆ 中学校2年生が関心のある環境に関するキーワードは、「海ごみ(海岸漂着物)」が26.6%と最も高く、次に「プラスチック」が19.7%、「有害な外来生物」が13.8%となっています。
- ◆ 町民や事業者同様、「SDGs」や「地域循環共生圏」といった環境に関する重要なキーワードの普及拡大が進んでいない可能性があります。

設問 あなたは昆虫採集や川遊び、海水浴など自然の中でどのくらい遊びたいですか。
(あてはまるもの1つを選択)

選択肢		回答数
1	週に2～3回くらい遊びたい	6
2	月に2～3回くらい遊びたい	12
3	年に2～3回くらい遊びたい	14
4	あまり遊びたくない	12
合計		44

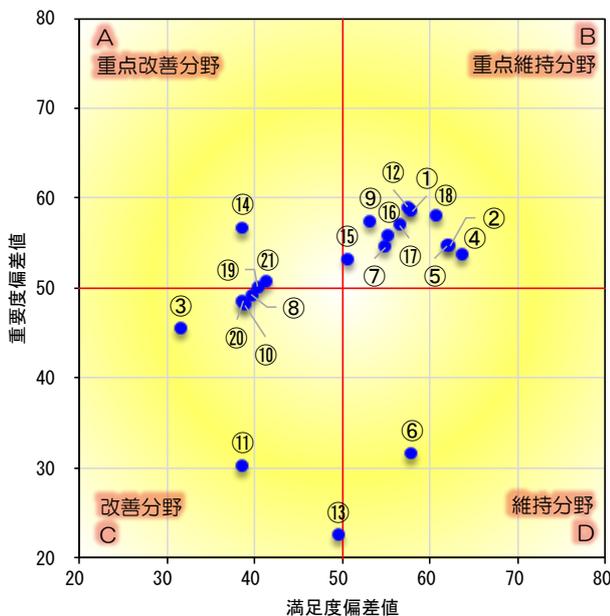


- ◆ 自然の中で遊びたいと思っている中学校2年生の割合が72.7%と半数以上を占めています。
- ◆ 自然の中で遊びたい頻度は、「年に2～3回くらい」の割合が31.8%となっており、次に「月に2～3回くらい」の割合が27.3%と高くなっています。

設問 南伊豆町の環境や自分の生活に関することについて、あなたは日ごろどう思っていますか。また、今後も大切だと思いますか。(あてはまるもの、それぞれ1つずつ選択)

項目数：21個

南伊豆町の環境や生活に関する取組について、現在の実感（満足度）と将来への期待（重要度）の各回答を得点化し、その平均得点を4つの分野に分類することで、各取組の今後の位置づけを整理しました。散布図は平均得点を偏差値に変換して作成しています。



A 重点改善分野

- ⑭道にごみがポイ捨てされていないこと
- ⑲環境に関するイベントがたくさんあること
- ⑳南伊豆町の環境を知っている人が周りにたくさんいること

B 重点維持分野

- ①南伊豆町の自然やウミガメなどの生き物が大切に守られること
- ②南伊豆町にはきれいな自然の景色がたくさんあり、それらを見にくる人がたくさんいること
- ④歩道や公園などに緑がたくさんあること
- ⑤野菜やお米などを作っている畑や田んぼがたくさんあること
- ⑦南伊豆町でとれた野菜や魚をよく食べること
- ⑨使っていない部屋の電気や見ていないテレビを消すこと
- ⑫海や川の水、空気がきれいであること
- ⑮大雨や台風の際には、南伊豆町でがけ崩れの発生や洪水などの災害が発生しないようにすること
- ⑯買い物のときはマイバッグを使うようにすること
- ⑰物を大切に長いこと使うこと
- ⑱ごみは分別をして捨てること

C 改善分野

- ③南伊豆町で採れた木材を使ったタンスや机がたくさんあること
- ⑧家の屋根の上に太陽光パネルがある家が多いこと
- ⑩出かけるときはバスや自転車を使うこと
- ⑪南伊豆町の森がお昼の時間でもとても暗いこと
- ⑬だれも住んでいない家がたくさんあること
- ⑳南伊豆町の自然や生き物に関するニュースを知れること

D 維持分野

- ⑥道路でシカやイノシシをよく見かけること

- ◆ ⑭道にごみがポイ捨てされていないこと、⑲環境に関するイベントがたくさんあること、⑳南伊豆町の環境を知っている人が周りにたくさんいることなどといった不法投棄や環境学習に関する取組が重点改善分野に属しています。
- ◆ 基本方針の「環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現」に関する全取組が重点維持分野に属しています。
- ◆ 森林整備の未実施や空き家の増加、有害鳥獣が生活圏域に生息することに関しては、重要度が低くなっています。
- ◆ 小学校5・6年生の回答と同様の傾向が出ています。

IV 南伊豆町環境基本計画（改訂版）の策定経過

年月日	内容
令和2年7月21日	町民・事業者意識調査（18歳以上の町民を対象）実施 小中学生意識調査（町内小学校5・6年生、町内中学校2年生を対象）実施
7月1日	第1回南伊豆町環境基本計画策定委員会開催
7月9日	第1回南伊豆町環境審議会開催 南伊豆町環境基本計画（改訂版）の諮問
12月8日	第2回南伊豆町環境基本計画策定委員会開催
12月14日	第2回南伊豆町環境審議会開催
令和3年1月4日 ～2月3日	パブリックコメントによる意見募集期間（意見件数：0件）
3月1日	南伊豆町環境基本計画（改訂版）の答申

注）コロナ禍であったことやパブリックコメント意見が寄せられなかったことを考慮し、第3回南伊豆町環境審議会を書面決裁、第3回南伊豆町環境基本計画策定委員会を中止とした。



南伊豆町環境審議会



V 南伊豆町環境基本条例

○南伊豆町環境基本条例

平成 27 年 3 月 23 日条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現し、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人をはじめとする生物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、良好で快適な環境が将来の世代にわたって維持されるように適切に行わなければならない。

- 2 環境の保全は、町、町民及び事業者が公平な役割分担の下に協働し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、水と緑に象徴される自然環境に恵まれた本町の特性を活かし、自然と人との健全な共生が確保されるように行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、町、町民及び事業者が自らの課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第 4 条 町は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施する責務を有する。

(町民の責務)

第 5 条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、公害の防止、廃棄物の適正な処理、自然環境の保全その他環境の保全上の支障の防止のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に積極的に努めるとともに、町が

実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、これらに関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ、第17条に規定する南伊豆町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(町の施策の策定等にあたっての配慮)

第8条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全について配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第9条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、その原因となる行為に対し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等の推進)

第10条 町は、一般廃棄物処理施設、公共下水道その他環境の保全上の支障を防止するための施設及び事業の推進に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第11条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施にあたっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興)

第12条 町は、町民及び事業者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、その活動意欲が増進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第13条 町は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全に資する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 町は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第15条 町は、環境の保全に関する広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第16条 町は、国、他の地方公共団体、町民及び事業者と連携し、地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

(環境審議会)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全に関して必要な事項を調査審議するため、南伊豆町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

VI 南伊豆町環境審議会規則

○南伊豆町環境審議会規則

平成 27 年 3 月 23 日規則第 5 号

改正 平成 27 年 5 月 25 日規則第 14 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、南伊豆町環境基本条例（平成 27 年条例第 10 号）第 17 条第 3 項の規定に基づき、南伊豆町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会の委員は、20 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 環境の保全に関し識見を有する者
- (2) 町民
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー及び進行役)

第 4 条 審議会の円滑な運営を図るため、専門的立場からの指導、助言等を行うアドバイザー及び進行役を置くことができる。

2 アドバイザーは、進行役を兼ねることができる。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が召集し、会長又は進行役が進行するものとする。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会は、審議のため必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選よりこれを定める。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 25 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 14 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅶ 南伊豆町環境基本計画策定委員会設置要綱

○南伊豆町環境基本計画策定委員会設置要綱

平成 27 年 6 月 23 日要綱第 23 号

改正 平成 28 年 3 月 17 日要綱第 11 号

改正 平成 30 年 2 月 7 日要綱第 7 号

改正 令和 2 年 3 月 31 日要綱第 14 号

(設置)

第 1 条 南伊豆町環境基本条例（平成 27 年条例第 10 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、南伊豆町環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、南伊豆町環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画案の策定に係る審議及び承認に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 町長は、次に掲げる者を委員に任命する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 企画課長
- (4) 地方創生室長
- (5) 地域整備課長
- (6) 商工観光課長
- (7) 生活環境課長
- (8) 教育委員会事務局長

3 委員長は副町長を、副委員長は総務課長をもって充てる。

(職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 17 日要綱第 11 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 7 日要綱第 7 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 31 日要綱第 14 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

VII 南伊豆町環境審議会委員名簿

	職名	氏名（敬称略）	所属
1	委員 （会長）	大野 浩典	南伊豆町商工会長
2	委員 （副会長）	木下 直美	南伊豆町観光協会会長
3	委員	大木 正章	静岡県賀茂健康福祉センター 衛生環境部長
4	委員	橋本 元治	南伊豆町副町長
5	委員	長谷川 隆弘	南伊豆町校長会長
6	委員	石井 静夫	いしい林業社長
7	委員	高野 克宏	伊豆漁業協同組合南伊豆支所青年部長 ヒリゾ浜渡し組合代表
8	委員	野村 達哉	森林文化研究所代表
9	委員	山本 友美枝	南崎認定こども園保護者会長
10	アドバイザー兼 進行役	奥村 豊	南伊豆町区長連絡協議会長

任期：令和2年7月9日～令和4年7月8日

Ⅸ 用語集

英数字・記号

◆3R

Reduce (リデュース)、Reuse (リユース)、Recycle (リサイクル) の3つのRの総称。

◆BDF (バイオディーゼル燃料)

植物油を原料とするディーゼルエンジン用のエコロジー燃料のこと。

◆BEMS (ベムス)

室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

◆BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が好気性微生物によって分解されるときに消費される酸素量。河川の代表的な指標であり、全測定データの75%地点に該当する値を環境基準の指標とされる。

◆COD (化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素量。湖沼や海域の代表的な指標であり、全測定データの75%地点に該当する値を環境基準の指標とされる。

◆HEMS (ヘムス)

家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムのこと。

ア行

◆空き家バンク

地方自治体が住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度のこと。

◆アスベスト

天然の鉱物繊維の総称。極めて細く軽いため空气中に浮遊しやすく、人の肺に入ると15~40年の潜伏期間を経て、肺がんや悪性中皮種などの病気を引き起こすおそれがある。

◆エコキュート

「ヒートポンプ技術」を活用して、空気中の熱でお湯を沸かす電気温水器のこと。

◆エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

◆エシカル消費

「人と社会、地球環境、地域のことを考慮して作られたモノ」を購入・消費すること。

◆汚水処理人口普及率

下水道、漁業集落排水施設、合併浄化槽を利用できる地域の人口を行政人口で除した値。

◆温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。

カ行

◆海岸漂着物

海岸に漂着し、又は海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物のこと。

◆海洋プラスチックごみ問題

プラスチック製のペットボトルや容器などがポイ捨てなどによって海に流出し、海洋汚染や生態系破壊、人の健康被害、沿岸部の経済被害などを引き起こしている問題のこと。特にマイクロプラスチックという微細なプラスチック片は有害物質を吸着しやすく、生物の体内に蓄積されれば重大な被害につながるおそれがあるとされている。

◆外来種

人間の活動に伴って、それまで生息・生育していなかった場所に持ち込まれた動植物のこと。

◆合併浄化槽

トイレや台所、風呂などからの排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための設備。

◆家電4品目

家電リサイクル法において、対象とされているエアコンやテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機のこと。

◆環境アセスメント

大規模な開発事業などを実施する際に、事業者が、あらかじめその事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業の実施において適正な環境配慮がなされるようにするための一連の手続き。

◆環境家計簿

家庭での電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用量や支出額を集計して、二酸化炭素などの環境負荷を計算できるように設計された家計簿のこと。

◆環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。

◆環境審議会

南伊豆町環境基本条例に基づき、本町における環境の保全に関する事項を審議するため、環境の保全に関し学識経験のある者等で構成される会議体。

◆環境配慮行動

環境に配慮して自発的に行う生活行動、購入行動、交通行動、環境保全活動への参加などのこと。

◆観光交流客数

本町を訪れた人の延べ人数とし、宿泊者数及び観光レクリエーション客数を合計した値。

◆気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象気候（WMO）により設立された機関。

◆基盤産業

域外から需要を稼ぎ、地域の地域経済の成長を牽引する産業のこと。

◆クールシェアスポット

夏の暑い日に涼しい場所をシェアするのに適し、一般の方に開かれた場所のこと。

◆耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。

◆荒廃農地

現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

◆ごみの展開検査

搬入されたごみに不適合な廃棄物が混ざっていないかを調べる検査のこと。

サ行

◆ジオサイト

ジオパーク内の見どころのことで、自然遺産として価値が認められるもの。

◆持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発の指針として、全世界が実行すべき行動計画を具体的に示したもの。

◆持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

◆純移輸出

地域外への出荷(=移出)及び国外への輸出のこと。

◆スマートメーター

電力使用量をデジタルで計測する電力量計のこと。

◆生態系サービス

生物多様性が私たち人間に提供してくれる自然の恵みのこと。生態系サービスは以下の4つに分類される。

- ①供給サービス:食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。
- ②調整サービス:森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。
- ③文化的サービス:精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。
- ④基盤サービス:①から③までのサービスの供給を支えるサービス。例えば、光合成による酸素の生成、土壌形成、栄養循環、水循環などがこれに該当。

◆剪定枝

公園の樹木や街路樹、庭木などの生育や樹形の管理を目的に切りそろえられた枝の切りくずのこと。

タ行

◆多自然型川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

◆地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

◆地球温暖化係数

二酸化炭素(CO₂)を基準として、他の温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を表した値。数値が大きいほど地球温暖化への影響が大きい。

◆デジタルサイネージ

表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や文字を表示する情報・広告媒体のこと。

◆デマンドバス

電話等で予約があった場合のみ、区域内を運行する予約制バスのこと。

◆トップランナー制度

テレビ、OA機器、エアコン、照明器具、住宅建材や自動車など、現在商品化されている製品のうち、最も省エネ性能の高い製品(トップランナー)以上の性能を目標基準値に設定し、これより上を目指すという考え方。

ナ行

◆熱中症警戒アラート

気象庁と環境省が、特に熱中症の危険が高くなる暑熱環境が予測される場合に、国民に「気づき」を与え、予防行動を促すことを目的として発表している情報のこと。

◆農地バンク

「農業をリタイヤするので農地を貸し出したい」、あるいは「これから就農を目指すので農地を借りたい」といった農地の貸し借りに関するニーズを仲介する制度。

ハ行

◆バイオマス

動植物から生まれた、再生可能な有機性の資源（化石燃料を除いたもの）のこと。

◆ハザードマップ

災害時の危険箇所や避難場所などが整理された地図。「南伊豆町総合防災マップ」をホームページ等で公表している。

◆ヒートポンプ

空気や水に蓄えられている熱エネルギーを利用可能な形に集め、空調や給湯、乾燥などに利用する技術のこと。

◆ひこばえ

稲や樹木の切り株や根元から生えてくる若芽のこと。

◆フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。

◆富士箱根伊豆国立公園

昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定。その後、昭和30年3月15日に伊豆地域が編入し、富士箱根伊豆国立公園と現在の名称に変更され、さらに昭和39年7月7日には、伊豆諸島が編入。富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域の4つの地域からなり、神奈川県、静岡県、東京都、山梨県の1都3県にまたがる広大な敷地を有している。

◆フロン

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。地球温暖化への単位あたりの影響は二酸化炭素の数百倍～数万倍とされている。

マ行

◆マイクロプラスチック

海洋プラスチックごみのうち、5ミリメートル以下の微細なプラスチック粒子のことを指す。マイクロプラスチックは自然分解されず半永久的に残る。

◆南伊豆ブランド認定品

本町が生み出した優れた特産品を発掘してブランド認定したもの。

◆森里川海プロジェクト

国民全体で「森里川海を豊かに保ち、その恵みを引き出すこと」「一人一人が、森里川海の恵みを支える社会をつくること」を目指す、環境省が推進するプロジェクトのこと。

ラ行

◆リサイクル率

町内で発生した廃棄物の量を回収した資源量で除した値。

◆レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。

ワ行

◆ワーケーション

「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語。「休暇を取りながら柔軟に働く」といった、新たな働き方。

南伊豆町環境基本計画 (改訂版)

令和 3年 3月 5日策定

編集 南伊豆町 生活環境課

〒415-0392 静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂 315-1

TEL. 0558-62-1111(代表)

FAX. 0558-62-1119(代表)

E-Mail: seikatsuk@town.minamiizu.shizuoka.jp
